

第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン (素案)

令和2(2020)年

立川市

第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン

目次

はじめに（理念）	7
第1章 プラン策定の背景と役割	11
1. プラン策定の背景	11
2. プランの位置付け	12
3. プランの期間と対象	13
4. プランの策定方法	13
第2章 本市の子どもと子育て家庭の現状	19
1. 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	19
2. 第3次 夢育て・たちかわ子ども21プランの取組状況	42
第3章 本プランの基本的な考え方	53
1. 基本理念(あるべき姿)	53
2. 3つの基本的な視点	53
3. 7つの施策目標	56
4. 施策の体系	58
第4章 プランの施策内容	61
第5章 教育・保育等の量の見込みと確保方策(子ども・子育て支援事業計画)	139
1. 教育・保育提供区域の設定	139
2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	140
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	142
4. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	152
第6章 プランの推進体制	155

はじめに



はじめに（理念）

・・・子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまさに・・・

子どもたちは「世の中を映す鏡」です。

世の中が希望に満ち、おとなたちがはつらつと生きているときには、子どもたちの笑顔も輝き、希望に満ちます。子どもたちの生きる姿の中に、わたしたちおとな自身が見えています。

子どもたちは「未来を映す鏡」です。

子ども時代に人は、おとなになって体験することのひな型をすべて体験するといえます。子ども時代に、人に支えてもらうことや人を支えることの喜びをたくさん体験した子どもは、おとなになっても、それを生きる信条にしましょう。子ども時代に、自分の生活を自分の頭と身体で創造することが一番大事だということを学ばなかった子どもは、おとなになっても、生活を創造することが苦手になるでしょう。子どもたちの今の中に、二十年後、三十年後の社会が見えてくるのです。

子どもたちをしっかりと見つめ、そのひとつひとつの命を大切にすることは、わたしたちの社会を見直すことであり、わたしたちの現在と未来を、希望をもって構想することにまっすぐつながります。

そうした思いをもって、このプランでは、立川に生き、立川で生活する子どもたちの命が生き生きと輝くようになるための具体策を、懸命に考えました。このプランは、実現可能性を考え合わせた上で、立川市の市民と行政が、一語一語、一緒につくりあげたものです。

このプランは、今後の子ども関係の施策展開にあたって基本となる視点に配慮してつくっています。

その一つ目は、すべての子どもが人間として幸せに生きる権利をもっている、という立場から、「子ども自身の育ちへの支援」をベースにしているということ。

子どもは、生まれる時代も国や場所も選べません。生まれつきの環境や条件の違いに、子どもはまったく責任がありません。でもその子どもは、生まれた瞬間から、生きていくことの重さを自分で背負わなければなりません。荷の背負い方が上手にできるか否かでその子、その人の幸せ度が決まるのであれば、わたしたちのやることはたったひとつ。それは、どの子にも「生きていくってほんとうにおもしろい。どきどきわくわくする」「生まれてきてよかった」「わたしはわたしらしく生きていくよ」と感じてもらおうようにする、このことだけです。

子どもには本来、自分で育っていく力があります。すべて親に育てられるというこ

とはありません。地域のいろいろなおとなが子どもの育ちを見守る中で、自己決定しながら自主性や社会性を育てていきます。子どもが自ら育っていく力が回復されなければなりません。

二つ目に重視したのは、「子どもたちひとりひとりが、さまざまなニーズをもった多様な存在だ」という認識から、出発しようとしたこと。

子どもたちの中には、ありあまるものを受けてアップアップしている子もいれば、必要な養育や教育を受けることができず、その可能性をうまく引き出されていない子もいます。障害のあるなしや程度によってもまた、ひとりひとり違います。外国籍の子や多様な文化的背景をもつ、少数派の子もいます。そういった子どもたちも含めたひとりひとりに、できるだけきめこまやかなサポートを提供したい、これが強い思いでした。

三つ目に、この子ども支援を、「立川」というまちを創造的につくり続ける大事な機会にしようと考えてきました。それには二つの意味があります。

ひとつは、これからは市民の生活に直接関係がある事業は、できるだけ市民自身も担い、行政がそれを支え、持続的な事業にしたいということ。別の言い方をすると、子ども支援を、市民が参画して新しい自治のあり方を探り進める大事なきっかけにしたい、ということです。

もうひとつは、子ども支援ということ、幼い子の子育てへの支援とだけ考えず、小学生・中学生・高校生・若者への支援、親への支援、家庭への支援、そして地域の高齢者への支援なども含んで考えたことです。そうすると子育て支援は、まちづくり、地域づくりへと、必然的に広がり、つながっていきます。

「子ども支援でまちづくり」、これも大切な視点でした。

そのため、このプランをつくった後も、市民と行政がひとつになって、このプランが実現されるのを市民的立場で検証する組織をより積極的に活用しながら、そこに必要な人材を確保するということを提案しています。プランづくりがプランづくりで終わらないで、新しいまちづくりの、一歩になることを願ったのです。

みなさん、立川市を、子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちにしましょう。それはとりもなおさず、わたしたちのくふるさと立川を、子どもたちとともに創造していく営みなのです。

第 1 章 プラン策定の背景と役割



第 1 章 プラン策定の背景と役割

1. プラン策定の背景

平成 2（1990 年）の「1.57 ショック¹」を契機に少子化が社会問題として認識され、国においては平成 6（1994 年）年 12 月の「エンゼルプラン」の策定以降、さまざまな少子化対策を推進してきました。しかし、国が明治 32（1889）年に人口動態の統計をとり始めて以来、平成 17（2005）年には、初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来しました。出生数は 106 万人、合計特殊出生率は 1.26 と、いずれも過去最低で、従来の対策では、少子化の流れを変えることはできませんでした。

折りしも、平成 15（2003）年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、市町村に次世代育成支援対策の行動計画の策定が義務づけられました。

その後、幼児期の教育・保育の質を高め、保育の量を拡大し、地域における子ども・子育て支援を充実するため、平成 24（2012）年に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、国においては、同法に基づき、子ども・子育て支援の新たな制度が創設され、「子どもの最善の利益²」が実現する社会を目指していくことになりました。

本市においては、**次世代育成支援対策推進法**が求める内容より広い、子どもに関する総合計画として「夢育て・たちかわ子ども 21 プラン（平成 17（2005）年度～21（2009）年度）」を策定し、計画の理念である「子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに」の実現に向け取り組みました。その後策定した「第 2 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン（平成 22（2010）年度～26（2014）年度）」「第 3 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン（平成 27（2015）年度～平成 31（2019）年度）」においても、基本理念を継承しつつ、時代の変化や保護者のニーズに対応してきました。

しかし、国全体で見れば少子化の流れは止まらずに、平成 30（2018）年には**出生数**は国全体で 91.8 万人となり、令和元（2019）年では出生数は 90 万人を下回ることが事実となるなど、少子化の流れはより進んでいます。

本市においては、こうした背景を踏まえ、引き続き、子ども自身の育ちと子育て家庭を支援するとともに、家庭や学校、地域、職域など、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、相互に協力し、一体となって子ども・子育て支援を推進するため、「第 4 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン」を策定します。

このプランは、第 1 次から第 4 次まで一貫して、子どもを生み・育てるかどかは当事者の選択にゆだねるとしても、子どもを生み・育てることに夢を持てる社会をつくることは、将来の世代に対して果たすべき務めであり、生まれてきた子ども自身が心身ともに健やかに育つための支援は、社会全体の責務であるとしています。

¹ 1.57 ショック：平成 2（1990）年に厚生省（現 厚生労働省）がまとめた前年の人口動態統計で、合計特殊出生率（1 人の女性が生涯に産む子どもの数）が過去最低の 1.57 となったことが発表されました。人口統計調査が開始され、合計特殊出生率の算出が始まってからの最低記録は「丙午（ひのえうま）」にあたる昭和 41（1966）年の 1.58 ですが、それをさらに下回り、出生率が史上最低になったのがこの年です。

² 子どもの最善の利益：子どもの権利条約第 3 条には、子どもの支援に際しては「子どもの最善の利益」を最も考慮するものと規定されています。おとなが子どもへ対応する時、私たちは、何が子どもにとって最もよいことなのかを判断の基準にしていかなければなりません。

2. プランの位置付け

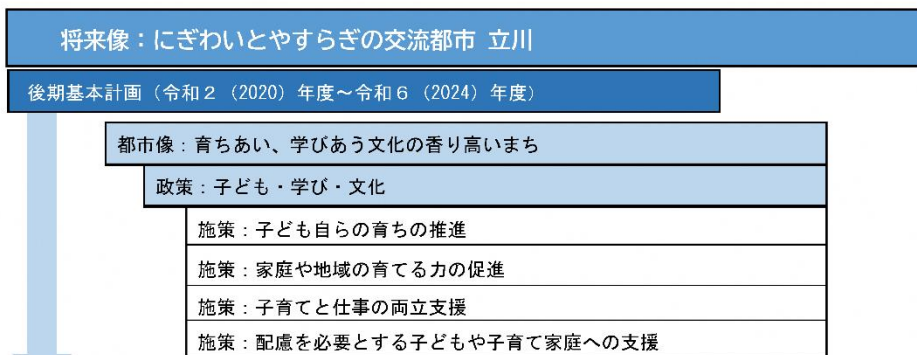
「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン」の位置付けは以下のとおりです。

- 立川市独自の子どもに関する総合計画です
- 「立川市第4次長期総合計画後期基本計画」の子ども・子育てに関する個別計画です
- 以下の計画を内包しています

- ・子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ・児童福祉法に基づく市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）
- ・「健やか親子21（第2次）」を基本とした母子保健計画
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村子どもの貧困対策計画

□福祉や教育の個別・関連計画と整合・調和を図っています

立川市第4次長期総合計画（平成27（2015）年度～令和6（2024）年度）



第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン （令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）

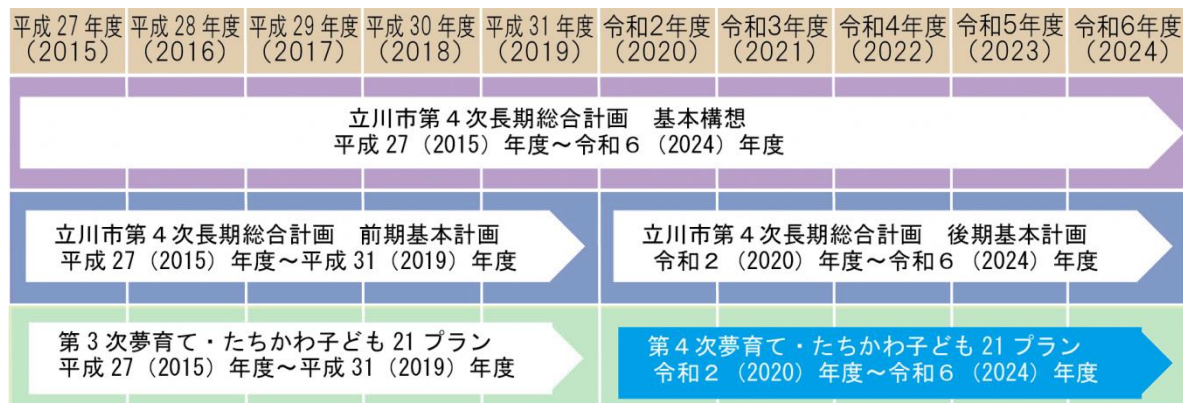
- ・子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ・児童福祉法に基づく市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）
- ・「健やか親子21（第2次）」を基本とした母子保健計画
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村子どもの貧困対策計画

- ・第5次地域保健医療計画
- ・第2次発達支援計画
- ・第4次地域福祉計画
- ・第3次特別支援教育実施計画
- ・第6次障害者計画
- ・第6次生涯学習推進計画
- ・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画
- ・第4次子ども読書活動推進計画
- ・第3次学校教育振興基本計画
- ・第2次スポーツ推進計画
- ・第7次男女平等参画推進計画
- その他、子ども、子育て支援、貧困に関する事項を定めた計画

3. プランの期間と対象

「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン」の計画期間は、令和2（2020）年度を初年度とし、令和6（2024）年度までの5年間です。ただし、社会情勢の変化や市民の意向などに的確に対応するため、必要に応じて見直すことができますものとし、

プランの対象は、**生まれる前**から概ね18歳までのすべての子どもと子育て家庭です。ただし、若者の自立支援など、その事業の内容により、柔軟に対応します。



4. プランの策定方法

〔1〕 市民意向調査の実施

「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン」を策定するにあたり、市内在住の保護者と子ども本人を対象として、生活実態、教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況及びニーズ等、子育て支援施策への要望・意見などを把握するため、平成30（2018）年12月に、「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査」を実施しました。

（1）調査対象者

立川市在住者を対象に、以下の6区分に該当する人を対象とした調査を実施しました。

区分	調査対象	配布件数
I	就学前児童の保護者	2,000
II	小学生の保護者	1,000
III	中学生・高校生世代の保護者	1,000
IV	小学5年生子ども本人	242
V	中学2年生子ども本人	204
	高校2年生世代子ども本人	200
VI	ひとり親(18歳未満の子どもを扶養する配偶者のいない父または母)家庭の保護者	400
	合計	5,046

(2) 調査対象者の抽出

- ①. 区分Ⅰ～Ⅲ、Ⅴの高校2年生世代子ども本人
 - ・住民基本台帳システムから電算無作為抽出
- ②. 区分Ⅳ、Ⅴの中学2年生子ども本人
 - ・任意に選択した市内小学校（7校）の小学5年生の1クラス
 - ・任意に選択した市内中学校（6校）の中学2年生の1クラス
- ③. 区分Ⅵ
 - ・福祉総合システムから電算無作為抽出

(3) 調査方法

区分	方法
Ⅰ～Ⅲ Ⅴの高校2年生世代子ども本人、Ⅵ	郵送による配布及び回収 礼状(兼督促状)の発送
Ⅳの小学5年生子ども本人 Ⅴの中学2年生子ども本人	調査対象となる学校へ直接配布及び回収

(4) 調査期間

平成30年12月6日（木）～平成30年12月25日（火）
※平成30年12月17日（月）に礼状（兼督促状）を発送

(5) 回収状況

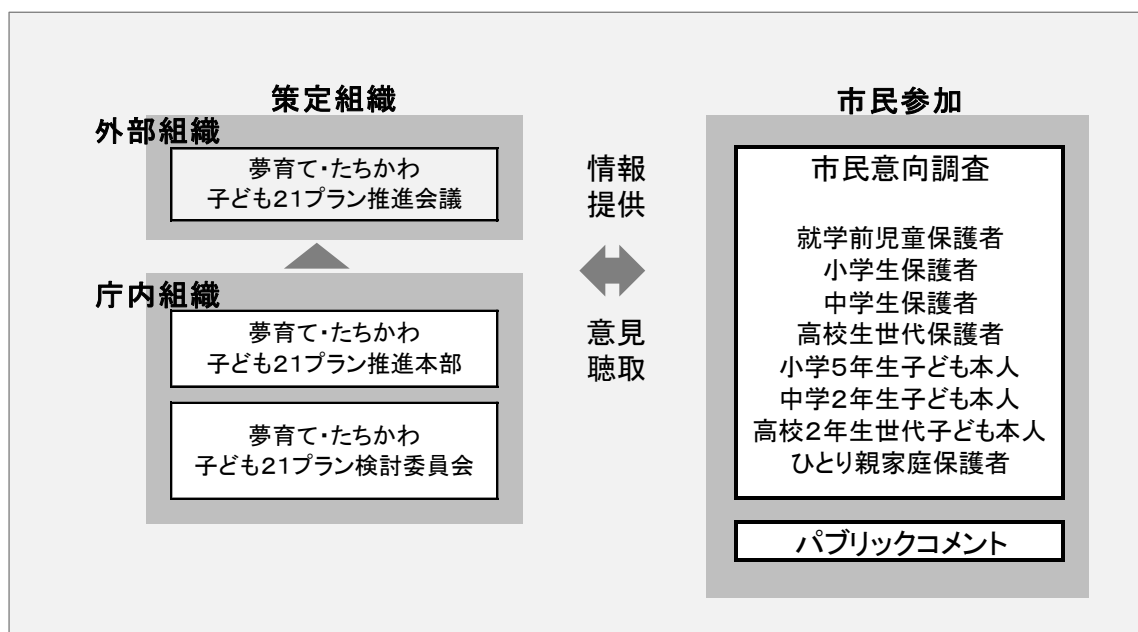
区分	調査対象	配布 件数	不在 返送	有効配布 件数	回収 数	回収率
Ⅰ	就学前児童の保護者	2,000	4	1,996	1,194	59.8%
Ⅱ	小学生の保護者	1,000	0	1,000	574	57.4%
Ⅲ	中学生・高校生世代の保護者	1,000	1	999	536	53.7%
Ⅳ	小学5年生子ども本人	242	0	242	221	91.3%
Ⅴ	中学2年生子ども本人 高校2年生世代子ども本人	404	0	404	269	66.6%
Ⅵ	ひとり親(18歳未満の子どもを 扶養する配偶者のいない父ま たは母)家庭の保護者	400	0	400	149	37.3%
	合計	5,046	5	5,041	2,943	58.4%

〔2〕 策定体制

「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン」の策定体制は、外部組織の「夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議」と庁内組織である「夢育て・たちかわ子ども21プラン推進本部」「夢育て・たちかわ子ども21プラン検討委員会」により構成されています。

推進会議は、子ども本人、公募市民、学識経験者、児童福祉・学校教育の関係者などにより組織され、市長の諮問に基づき、第4次プランの素案の策定について協議・検討いただきました。

推進会議が市長に答申した素案は、パブリックコメント（意見公募手続）により、市民の意向や意見の反映に努めるとともに、他の個別・関連計画との整合を図るための庁内検討を経て、「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン」になりました。



第2章 本市の子どもと子育て家庭の 現状



第2章 本市の子どもと子育て家庭の現状

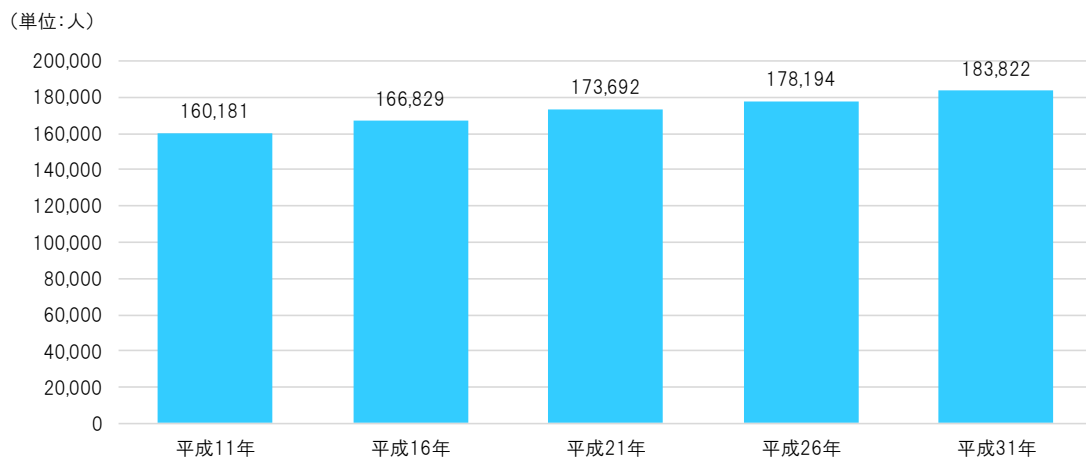
1. 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

【1】社会状況

(1) 総人口

第3次の推計では減っていたが、本市の人口は増加傾向であり、平成31年(2019)年には183,822人となっています。

総人口の推移



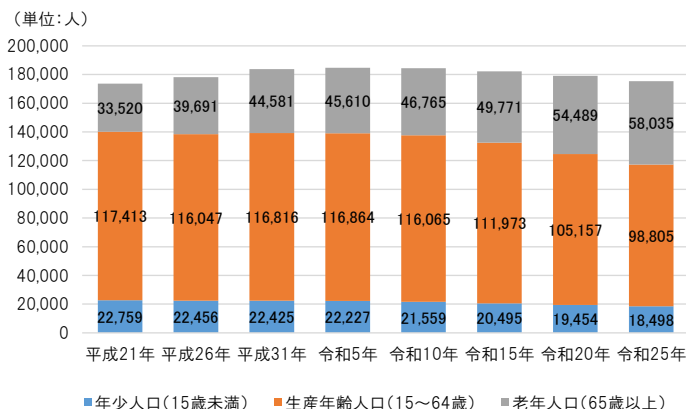
資料：平成31(2019)年までは1月1日現在人口(平成26年からは外国人含む)

(2) 年齢3区分別人口の見通し

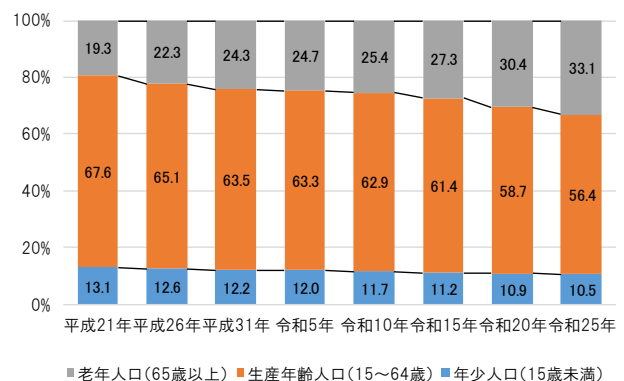
15歳未満の年少人口は、**今後も構成比・人数とも減少する**と予測しています。

一方で、65歳以上の老年人口は、構成比・人数ともに増加が続く見通しで、少子化、高齢化がさらに進展すると予測されます。

年齢3区分別人口の推移と推計



年齢3区分別人口比率の推移と推計

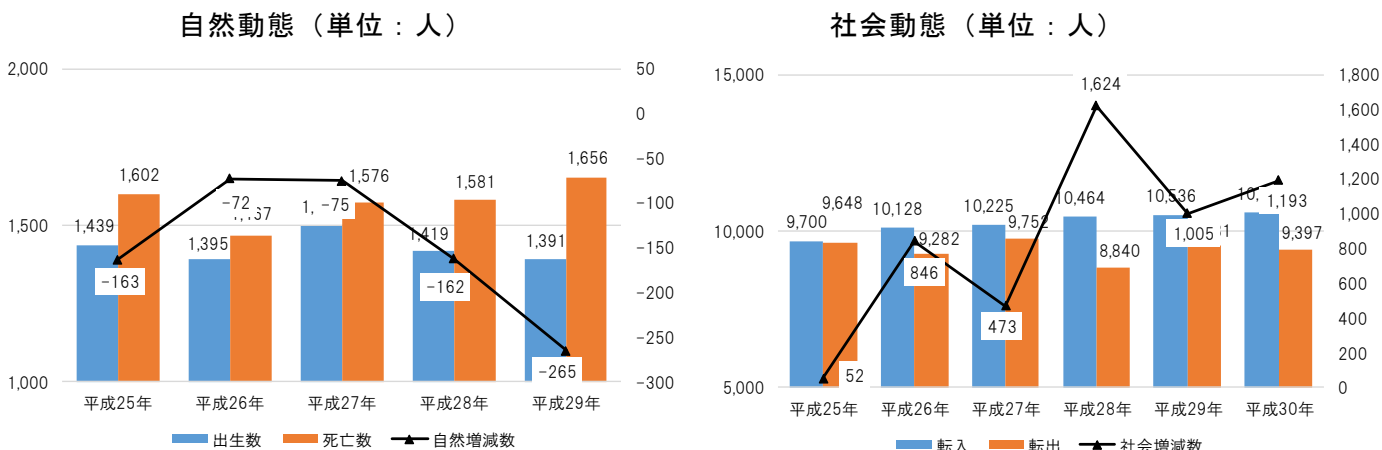


資料：平成31(2019)年までは1月1日現在人口

令和5(2025)年以降は立川市第4次長期総合計画策定のための将来人口推計調査

(3) 人口動態の推移

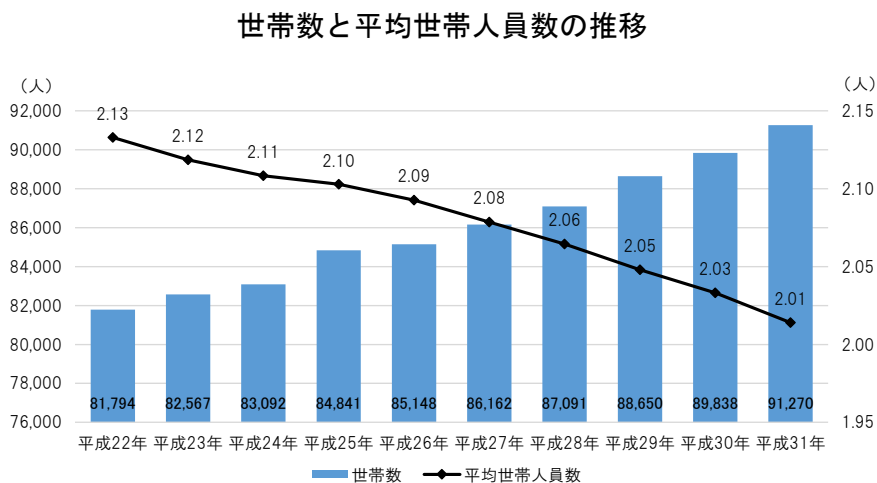
人口動態の推移をみると、出生・死亡による自然動態はマイナスとなっています。一方、転入・転出による社会動態については全体的に増加傾向であり、社会増となっています。



資料：東京都人口動態統計

(4) 世帯数と世帯人員数の推移

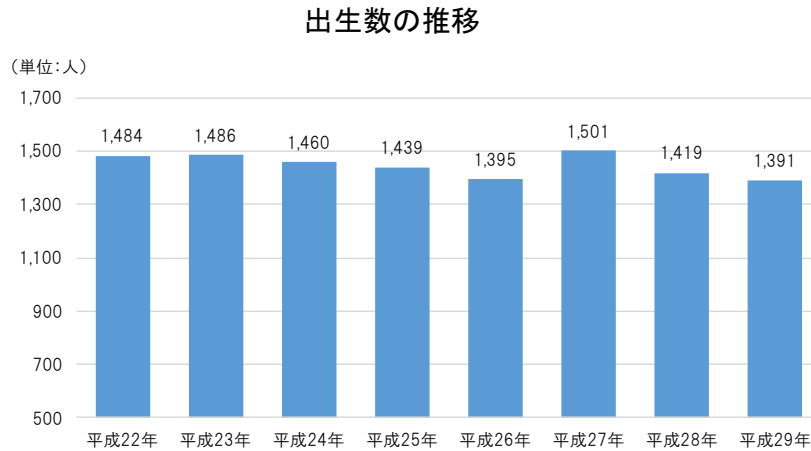
世帯数は増加、平均世帯人員数は減少の傾向となっており、核家族化が進んでいます。



資料：住民基本台帳

(5) 出生数の推移

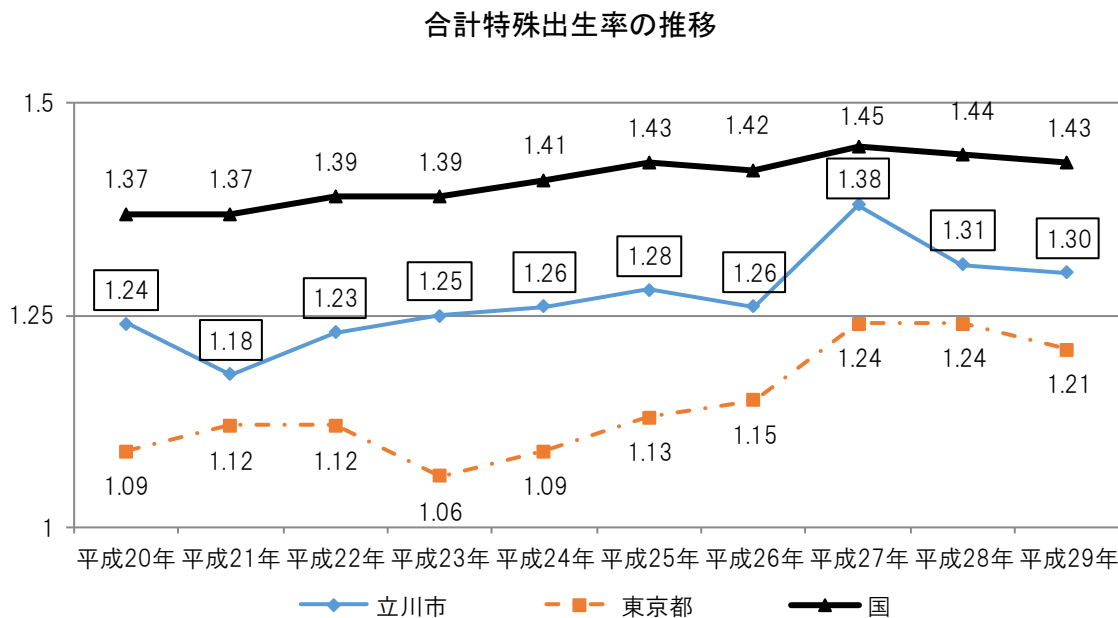
出生数は、平成 27（2015）年は 1,500 人超となりましたが、**その後はやや減少傾向となっています。**



資料：人口動態統計

(6) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの数）は、国と東京都の中間の数字で推移しています。平成 26（2014）年の 1.26 人から 27（2015）年の 1.38 人まで増加しましたが、その後、平成 29（2017）年は 1.30 人となっています。

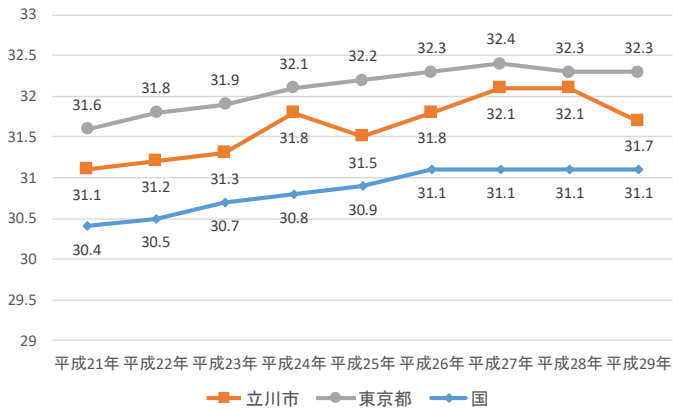


資料：人口動態統計（厚生労働省）

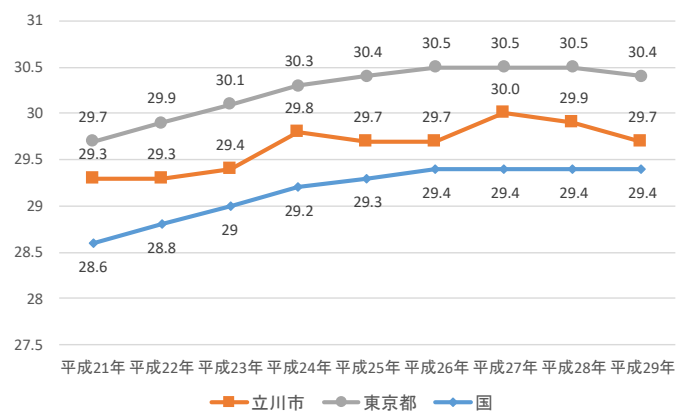
(7) 初婚年齢の推移

国、東京都、立川市の平均初婚年齢の推移を見ると、本市では男性、女性ともこの2～3年は横ばいで、国の平均初婚年齢より高く、東京都の平均よりは低くなっています。

男性の平均初婚年齢の推移（歳）



女性の平均初婚年齢の推移（歳）

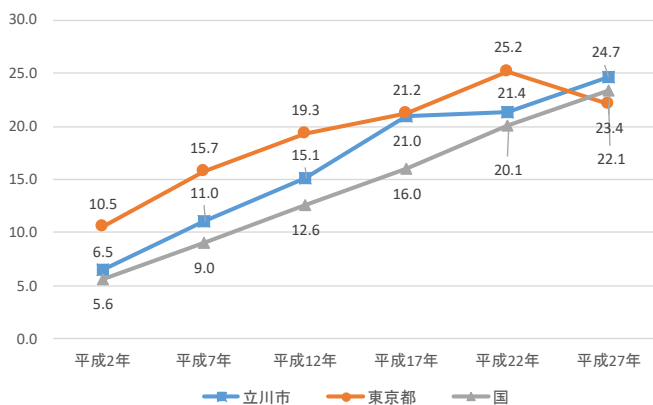


資料：人口動態統計（厚生労働省）

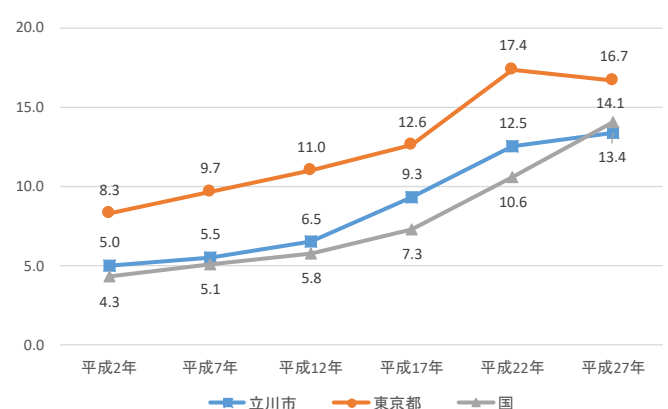
(8) 未婚率の推移

生涯未婚率(50歳時点で一度も結婚したことがない人の割合)は、平成27年に男性が24.7%、女性が13.4%となっており、国・東京都の数値と比較すると、男性は本市が最も高く、女性は最も低くなっています。

男性の生涯未婚率（%）



女性の生涯未婚率（%）

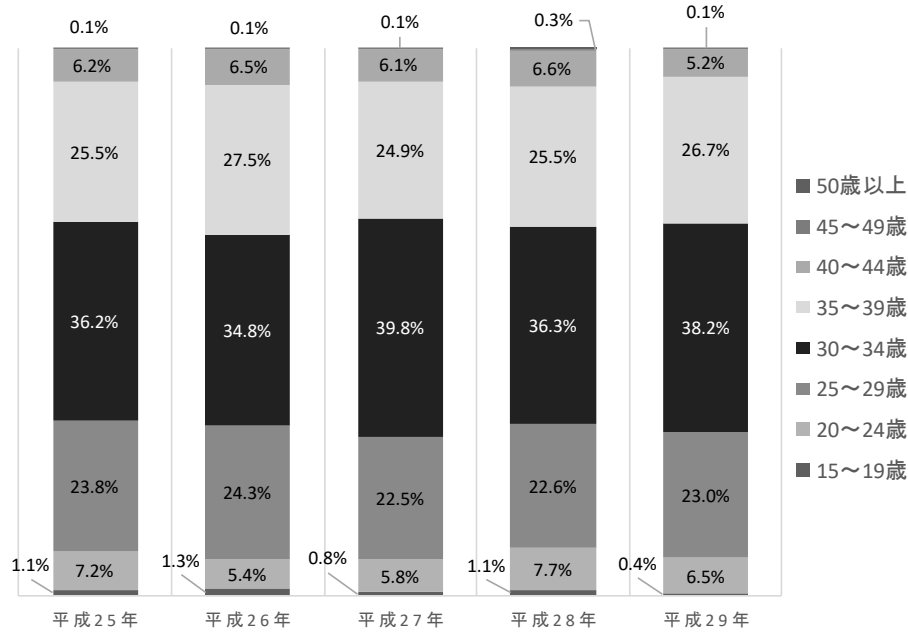


資料：国勢調査

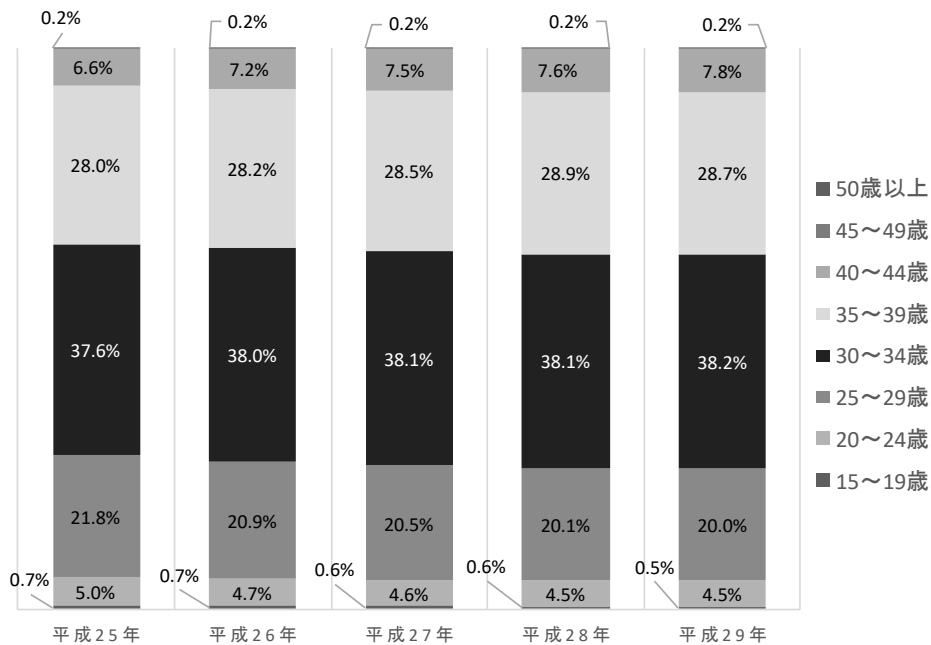
(9) 第1子出産年齢の推移

出産年齢の5歳階級ごとの分布をみると、立川市はほぼ東京都全体に近い年齢分布となっています。なお、推移をみると最近の5年間では大きな変化がないのが特徴となっています。

立川市の出産年齢の年齢階級別割合の推移 (%)



都の出産年齢の年齢階級別割合の推移 (%)



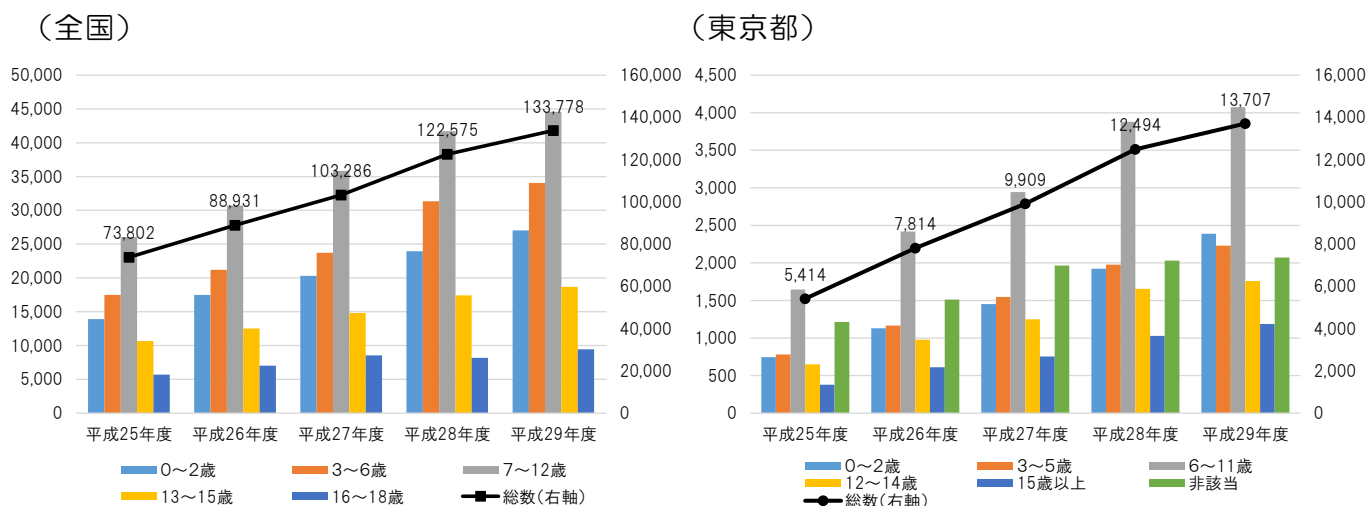
資料：人口動態統計（厚生労働省）

(10) 児童虐待

全国の虐待を受けた子どもの数は、平成25(2013)年度には73,802人でしたが、29(2017)年度には約1.8倍の133,778人になっています。東京都においても、平成25(2013)年度の5,414人から29(2017)年度の13,707人へと2倍以上増加しています。それぞれの年齢構成を比較すると、どの年齢層も増加傾向にあります。

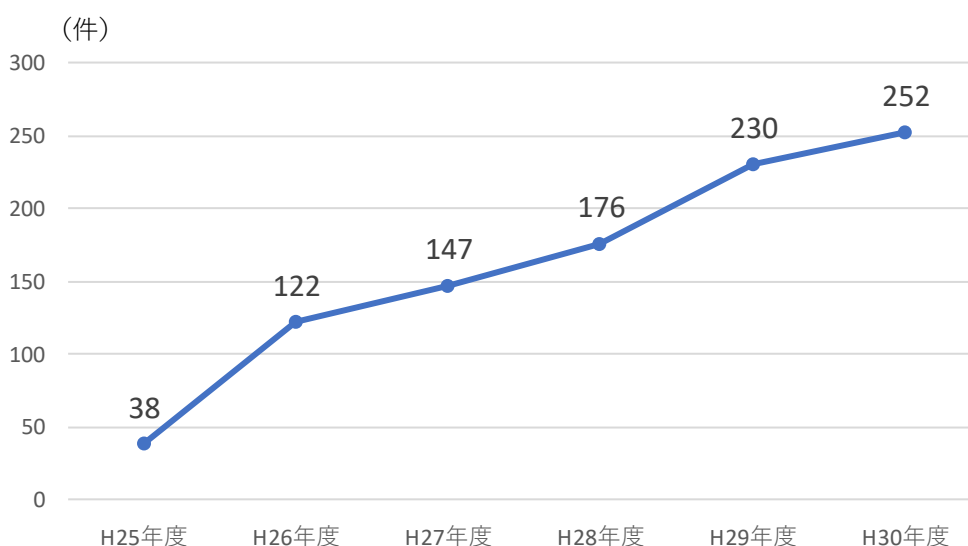
新規虐待通告件数は増加の傾向となっています。

虐待を受けた子どもの年齢構成別の推移（人）



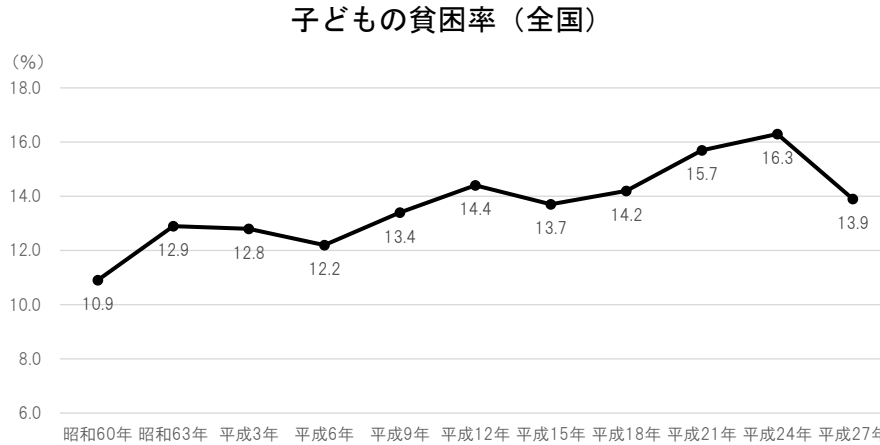
資料：福祉行政報告例

虐待を受けた子どもの新規虐待通告件数の推移（立川市）



(11) 子どもの経済的な状況（全国）

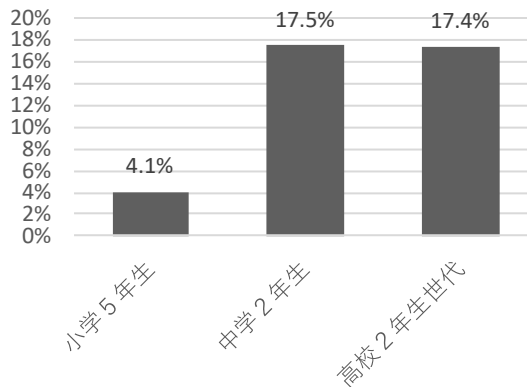
子どもの貧困率とは、日本の平均的な所得水準の半分に満たない世帯に属する 17 歳以下の割合です。全国の子どもの貧困率は平成 27（2015）年は 7 人に 1 人となっています。近年上昇傾向にあります。



資料：国民生活基礎調査（厚生労働省）

また、1人で夕ご飯を食べる子どもの割合は、中学2年生と高校2年生世代では17%台となっています。

1人で夕ご飯を食べる割合



資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

【2】子どもの状況

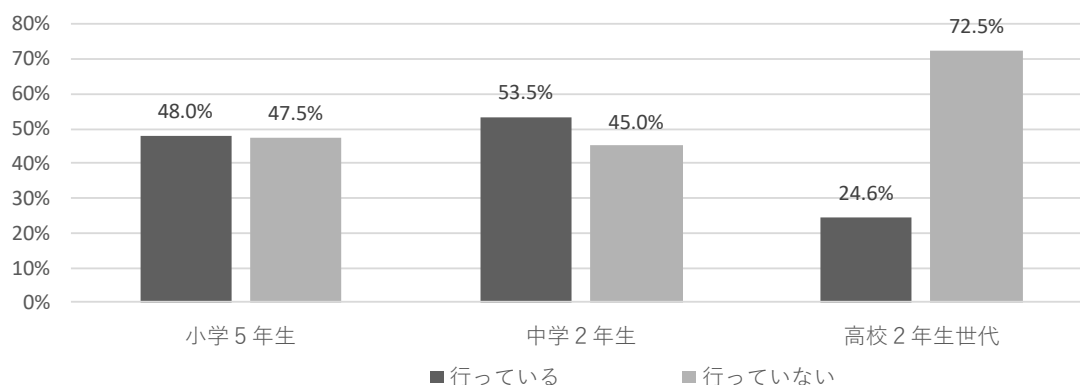
(1) 学習塾や習い事、クラブ・部活動の状況

学習塾に通っている子どもは、小学5年生、中学2年生では、「行っている」が「行っていない」をわずかに上回っています。高校2年生世代では、「行っていない」が大幅に上回っています。

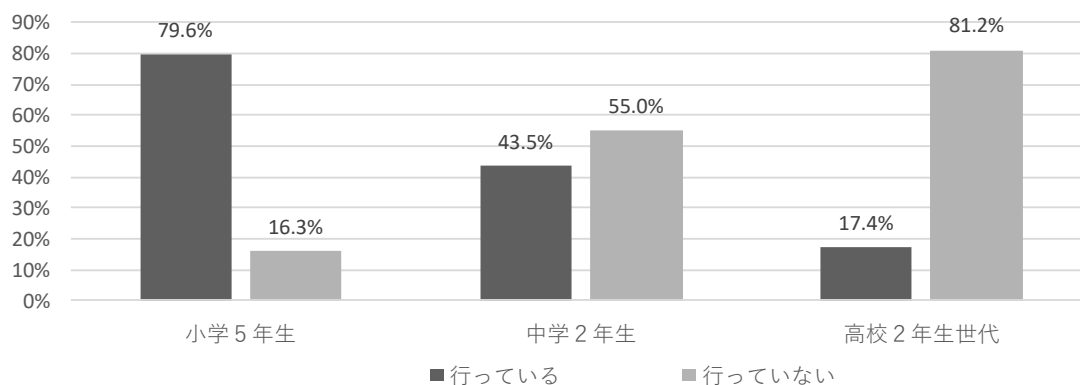
「習い事に行っているか」は、小学5年生では、「行っている」が大幅に上回っていますが、中学2年生は「行っていない」がやや上回り、高校2年生世代では大幅に上回っています。

週当たりに通う学習塾、習い事、クラブ・部活動

[学習塾に行っているか]

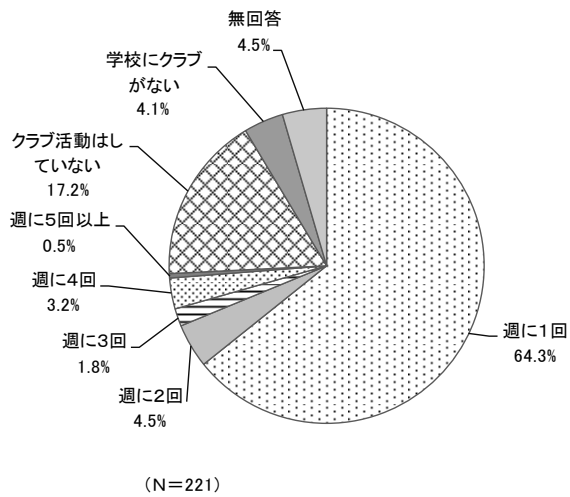


[習い事に行っているか]

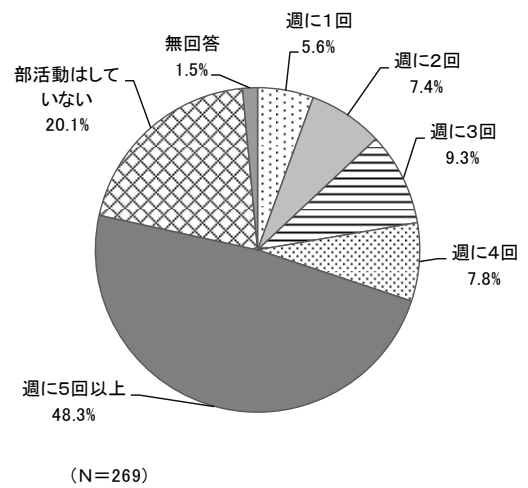


小学校5年生のクラブ活動は「週に1回している」が大幅に上回っています。中学2年生・高校2年生世代でも同様に「している」が多くなっています。

[クラブ活動をしているか]
 <小学5年生の場合>



[部活動をしているか]
 <中学2年生・高校2年生世代の場合>

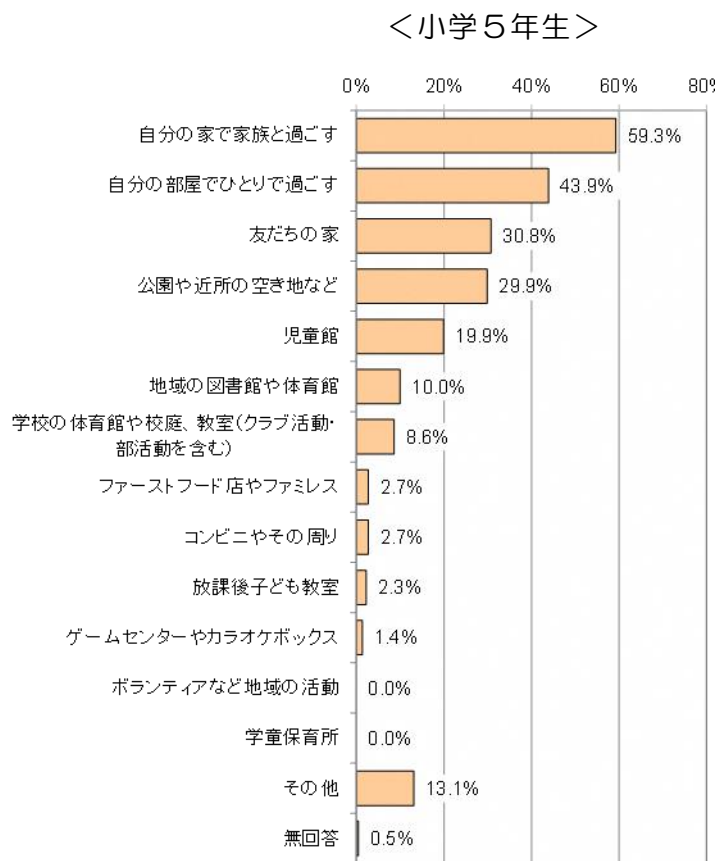


資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

(2) 放課後を過ごす場所

子どもたちが学習塾や習い事以外に、放課後を過ごす場所については、小学5年生は「自分の家で家族と過ごす」が最も多く、中学2年生、高校2年生世代では、いずれも「自分の部屋でひとりで過ごす」が最も多くなっており、中学生が自分の部屋で過ごす人の比率が最も高いのが特徴です。

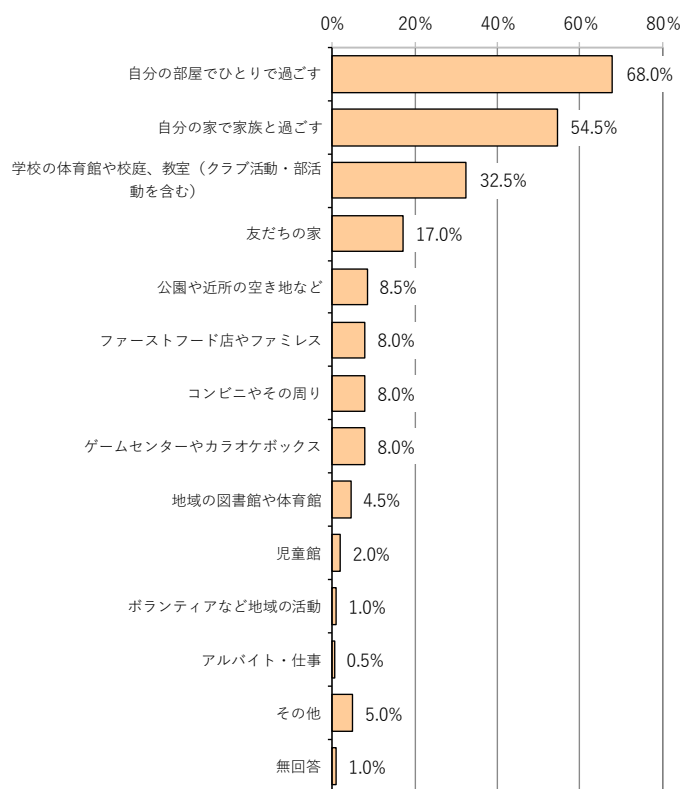
学習塾や習い事以外で放課後を過ごす場所



(N=221)

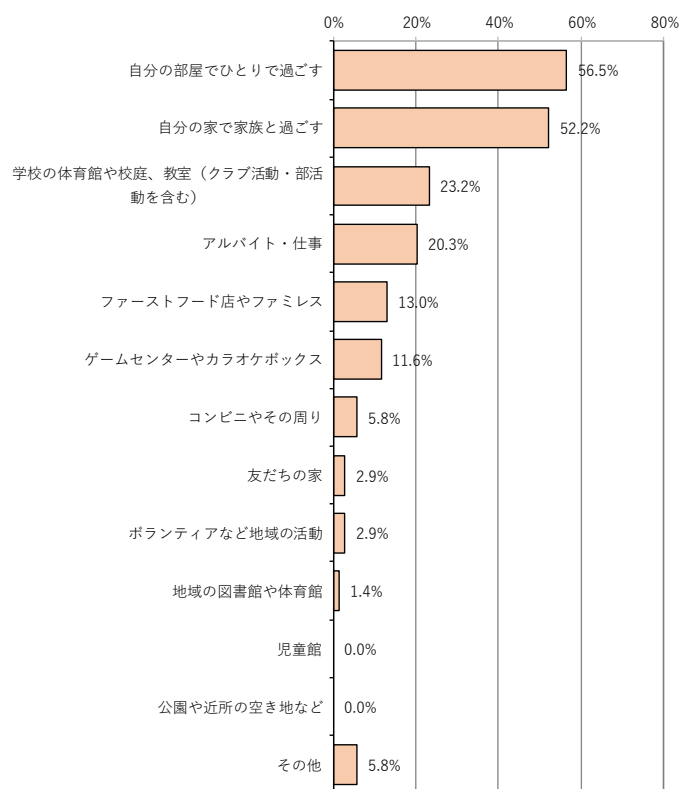
資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

< 中学2年生 >



(N = 200)

< 高校2年生世代 >



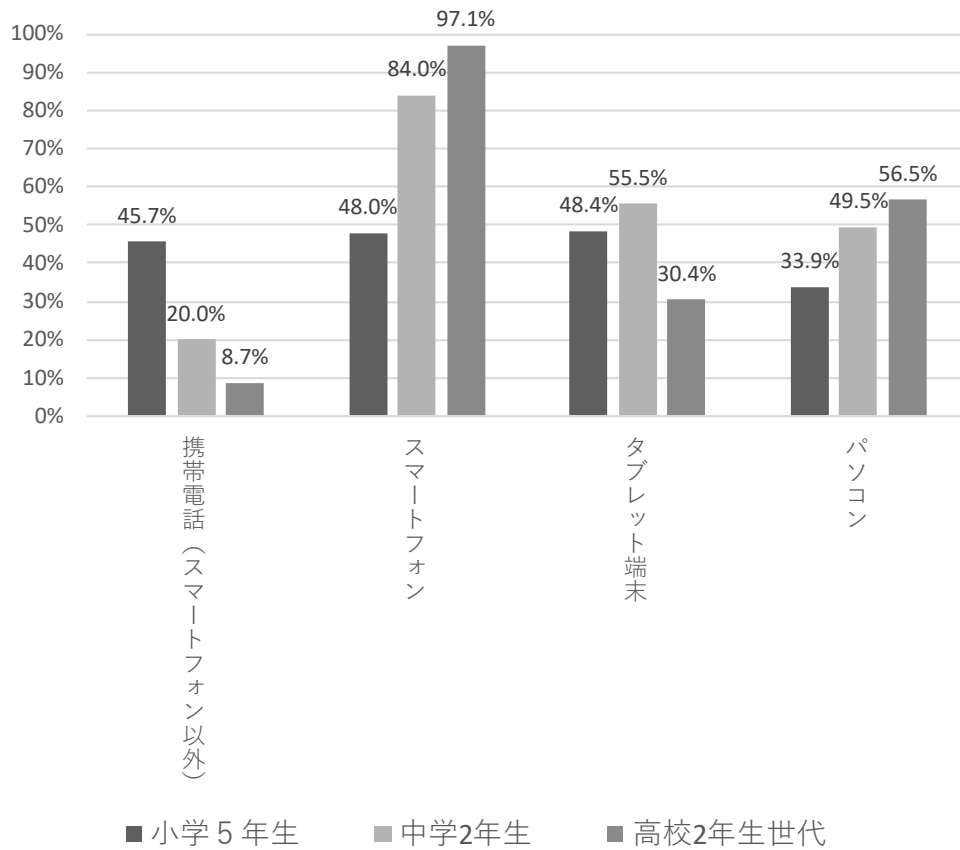
(N = 69)

資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

(3) 携帯電話やスマートフォンの所有状況

携帯電話やスマートフォンの所持状況についてみると、スマートフォンはいずれも「もっている」への回答が多くなっています。

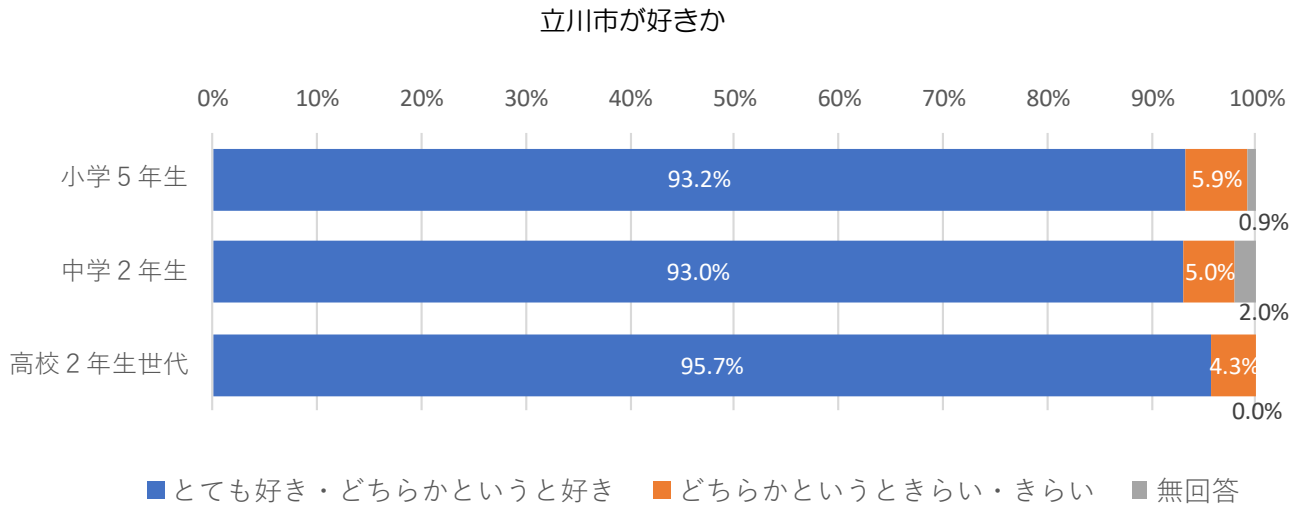
携帯電話・スマートフォンの所持状況



資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

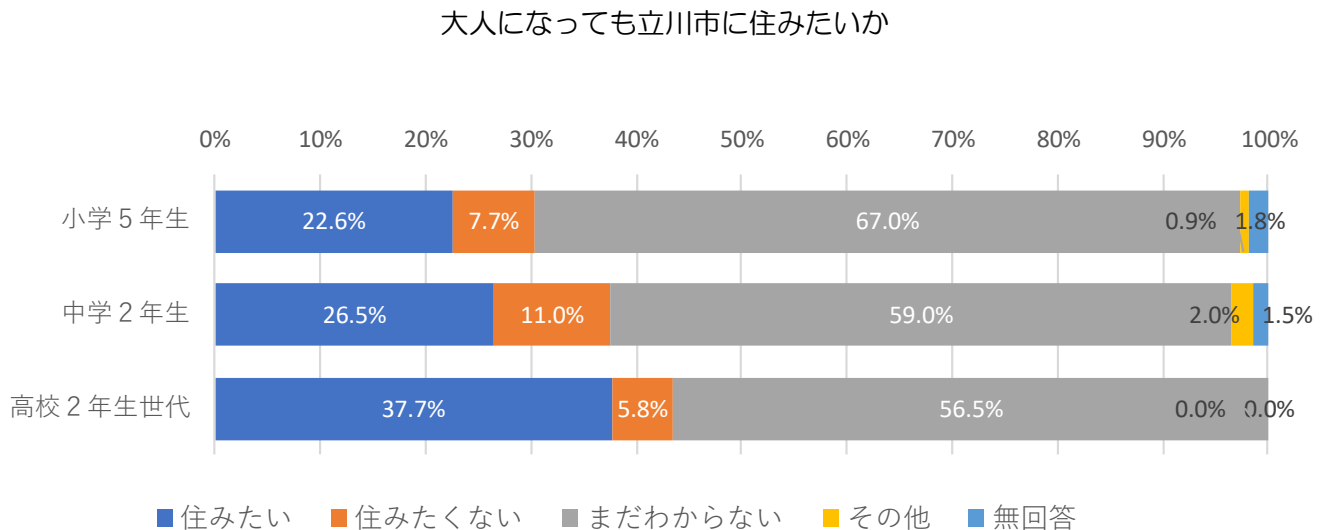
(4) 立川市が好きか

いずれも「とても好き・どちらかといえば好き」が多くなっています。高校2年生世代でも「とても好き・どちらかといえば好き」の比率が低下しないのが特徴です。



(5) 大人になっても立川市に住みたいか

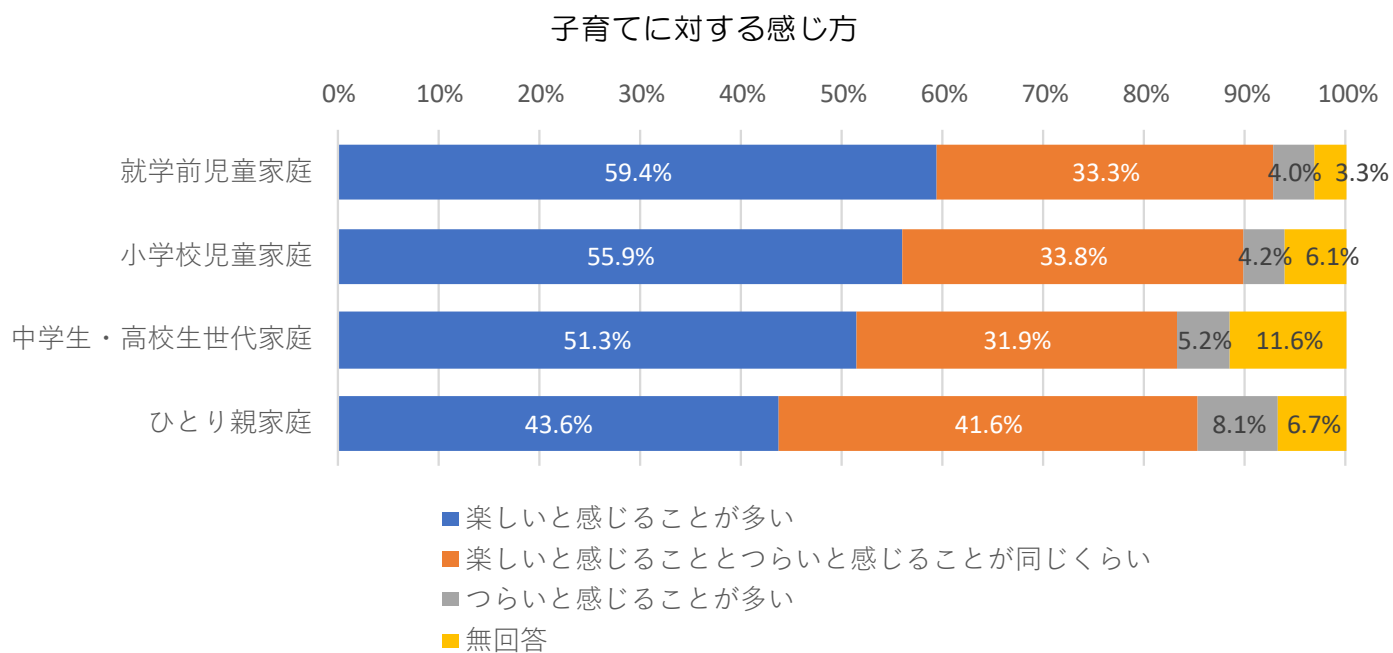
いずれも「まだわからない」が最も多くなっています。「住みたい」の割合は年齢が上がるにつれて高くなっています。



【3】子育て家庭の状況

(1) 子育てに関する感じ方

子育てについて、「楽しいと感じることが多い」の子どもがいずれの年齢層でも多くなっていますが、ひとり親家庭については、「楽しいと感じることと、つらいと感じることが同じくらい」「つらいと感じることが多い」の割合が多くなっています。



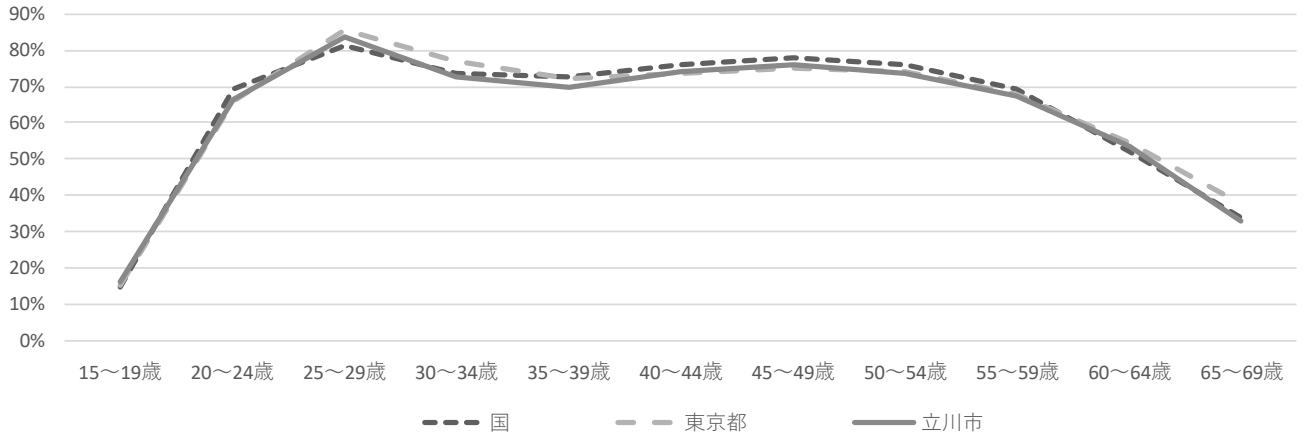
※ひとり親（18歳未満の子どもを扶養する配偶者のいない父または母）家庭の保護者

資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

(2) 女性の就労状況

女性の就業率を見ると、39歳以下の女性では都平均よりやや就業率が低いものの、40歳代は
やや都より就業率が高くなっているのが特徴となっています。

女性の年齢別就業率

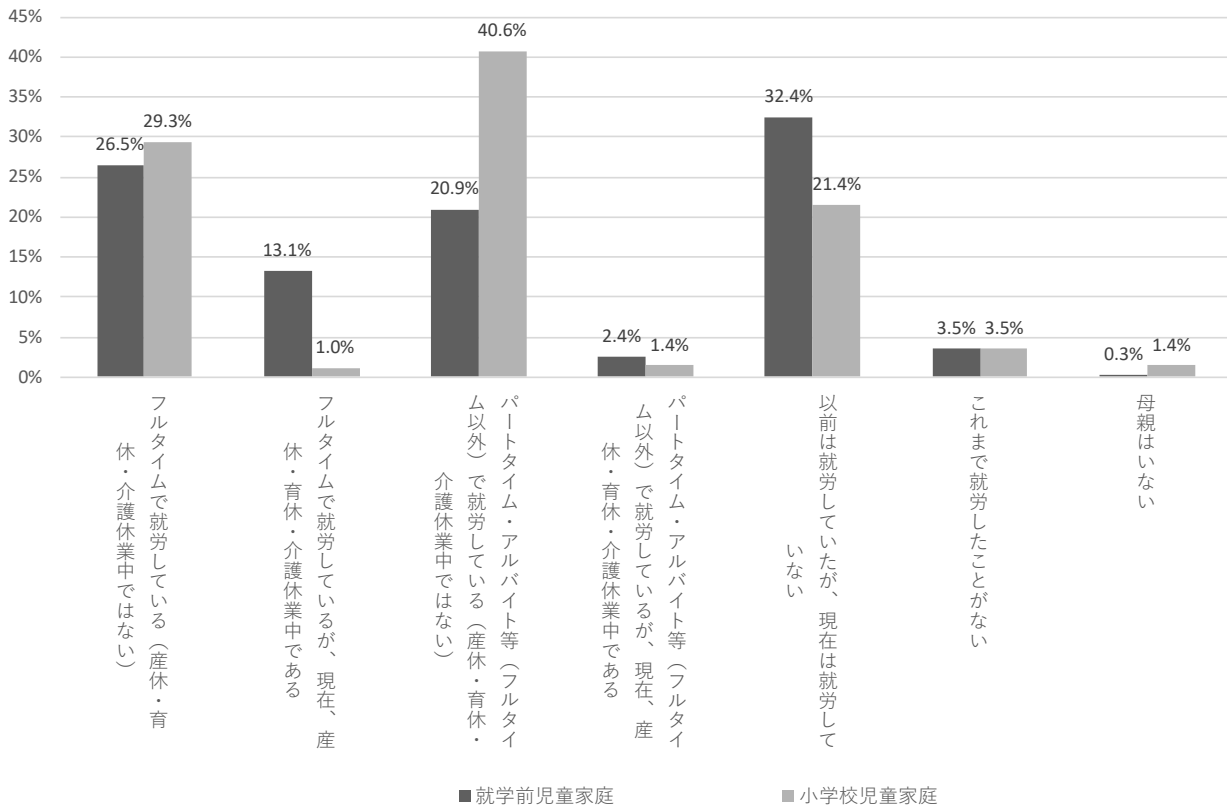


資料：平成 27（2015）年国勢調査（総務省）

(3) 母親の就労状況

母親の就労状況は、就学前児童家庭では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も多く、小学校児童家庭では「パートタイム・アルバイト（フルタイム以外）で就労している（産休・育休・介護休業中ではない）」が最も多くなっています。

母親の就労状況

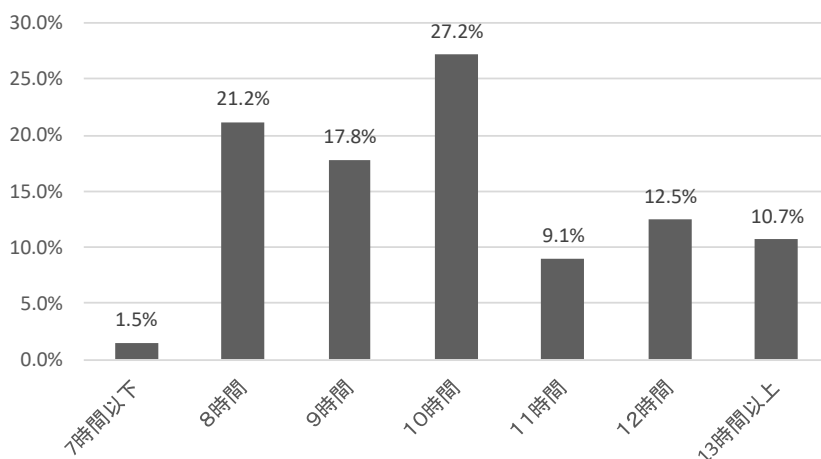


資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

(4) 父親の就労時間

父親の1日あたりの就労時間は、「10時間」が最も多く、次いで8時間の順となっています。13時間以上も一定の割合があるのが特徴です。

父親の1日あたり就労時間数

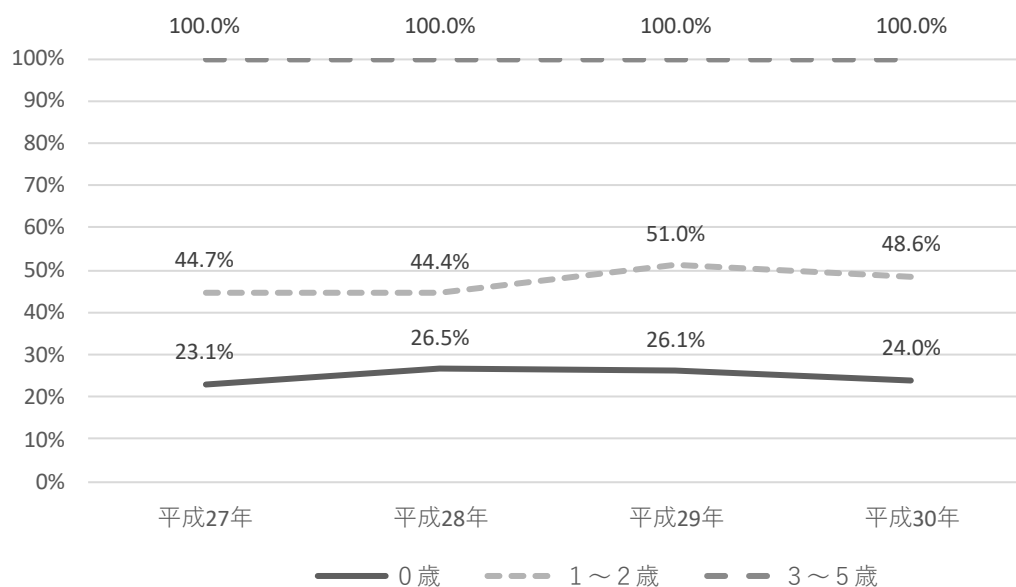


資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

(5) 未就学児の教育・保育施設の利用状況

未就学児の教育・保育の利用状況（申込者数）は、年により差がありますが、0歳は平成28年以降の低下傾向となっています。1～2歳は平成29年が最も多く、3～5歳は100%となっています。

未就学児の教育・保育施設の利用状況

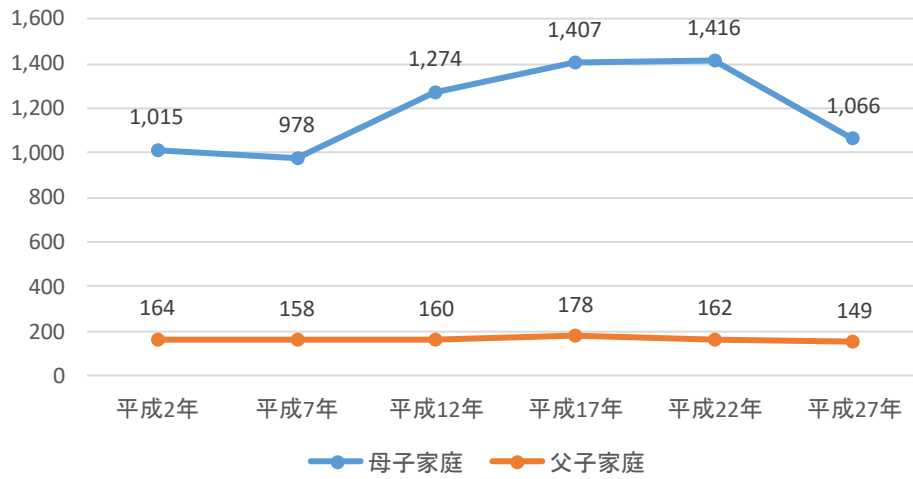


資料：立川市役所

(6) ひとり親家庭

ひとり親家庭は、平成 27 年では母子・父子家庭ともやや減少しています。

父子家庭・母子家庭の世帯数



資料：平成 27 (2015) 年国勢調査 (総務省)

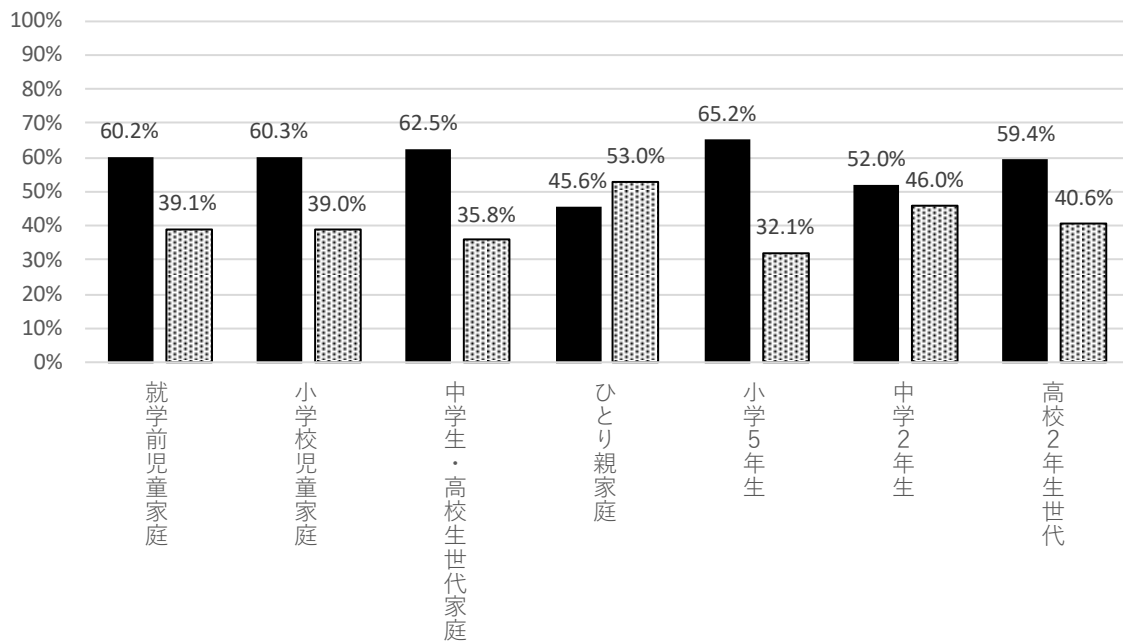
【4】子どもの権利について

(1) 自己肯定感

自己肯定感とは、自分が生きていることには意味がある、自分は大事な存在で愛される価値があるなど、自分自身を肯定的にとらえる感覚です。

ひとり親家庭を除き、「(まあ) 思う」が最も多くなっています。

「自分のことを好きだ」と思いますか



■ そう思う・まあ思う

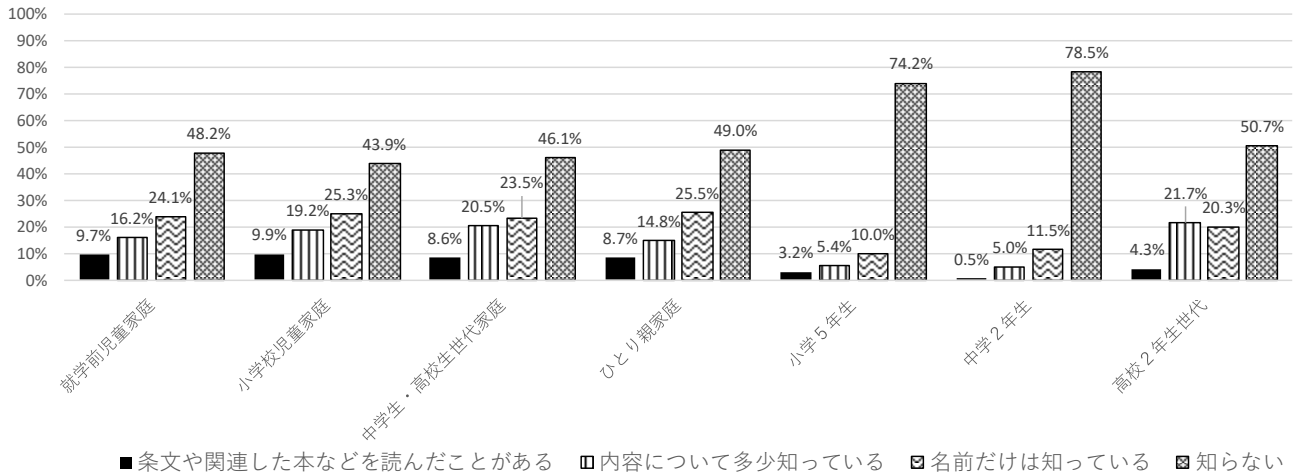
▨ あまり思わない・思わない

資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

(2) 子どもの権利条約の認知度

子どもの権利条約の認知度については、「知らない」が最も多くなっています。特に小学5年生本人と、中学2年生本人では「知らない」の比率が高いのが特徴です。

子どもの権利条約の認知度



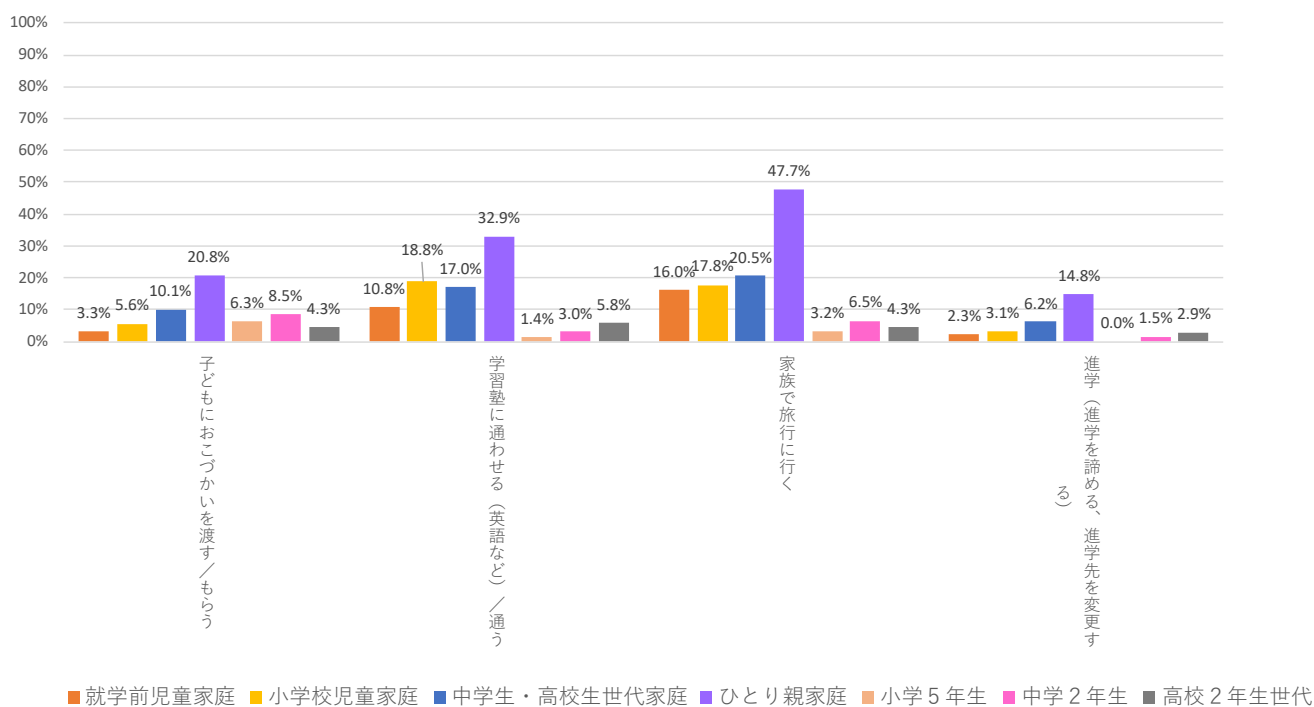
資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

【5】子育て家庭の経済状況について

(1) 経済的な理由でできなかったこと

「いずれも経験したことはない」を除くと、保護者は「家族で旅行に行く」、「学習塾に通わせる」が多いのに対して、子ども本人は「おこづかいをもらう」、「友だちとのつきあい」が多くなっています。

経済的な理由で（子どもに対して）できなかったこと（主要項目）

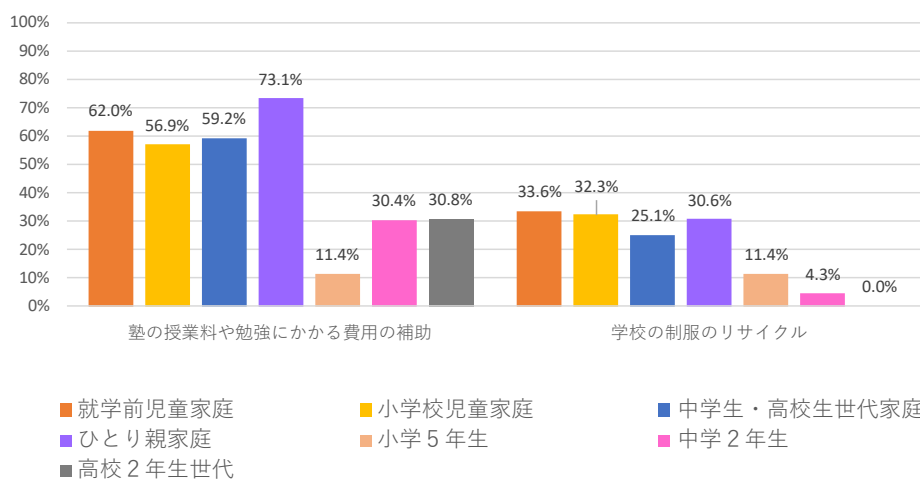
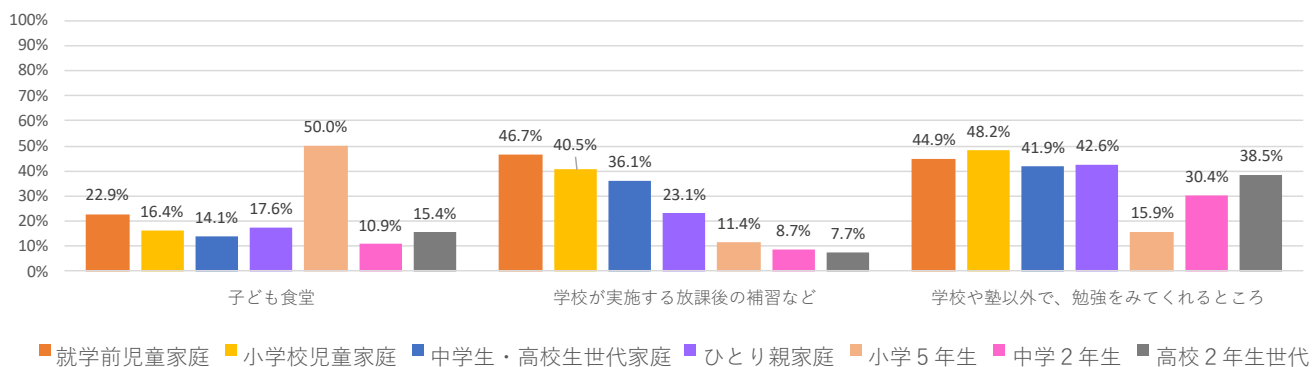


資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

(2) どのような支援制度があるとよいか

経済的な理由で（子どもに対して）できなかったことがあると回答した人に、どのような支援制度があるとよいと思うか聞いたところ、「いずれも必要ない」を除くと、最も多い回答は、保護者で「塾の授業料や勉強をみてもらうのにかかる費用の補助」、小学5年生で「子ども食堂」、中学2年生で「学校や塾以外で勉強を見てくれるところ」、「塾の授業料や勉強をみてもらうのにかかる費用の補助」、高校2年生世代で「受験費用の貸付」となっています。

どのような支援制度があるとよいか



資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

夢たちコラム

お金だけではない、子どもの貧困

日本の子どもたちの7人に1人が相対的貧困だと言われます。食べ物がなく飢えて死に瀕するような状態は絶対的貧困です。これに対して、日本で生活していく上で「当たり前」だと思われていることができない状態が相対的貧困です。

「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査」では「お金のことなど経済的な理由でできなかったこと」を質問しています。小中学生で最も多かったのは「おこづかいをもらうことができなかった」であり、小学生63%、中学生85%でした。

高校生が経済的な理由でできなかったことは「友達とのつきあい」で72%でした。同様の質問を保護者にもしています。小学生の保護者では経済的な理由でできなかったこととして「学習塾に通わせる」188%、中学生の保護者では「家族で旅行に行く」205%、ひとり親は「家族で旅行に行く」74%となっています。

プラン策定の話し合いでは、「貧困は経済的なことだけではないのではないか」という意見もできました。

たとえば、人とのつながり。朝食を1人で食べる小学生は25.8%、夕食を一人で食べる小学生は41%でした。中学生ではぐんと多くなつて、朝食47%、夕食17%が一人で食べると答えています。

悩み事を誰にも相談しない子の姿も見えてきました。小学生では8割が、中学生では9割が「悩みがある」と答えているのに、小学生の32%、中学生の45%が「相談する人がいない」を選びました。「自分で解決する」を選んだのは小学生が24.9%、中学生が28%でした。誰かに相談することを恥ずかしいことだと感じているのではないかと、という話も出ました。相談できる人はとても勇気のある人です。相談は、恥ずかしいことではありません。

第4次プランでは、子どもとおとなのつながりがもっと豊かになるように、お金だけではなく子どもの貧困にも目を向けていけたらと考えました。「大丈夫、どんなときもあなたのことを見守っているよ」と言えるおとなが増えるように、しくみを整えていきます。

2. 第3次 夢育て・たちかわ子ども 21 プランの取組状況

平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までを計画期間とする「第3次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン」は、プランの理念である「子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに」の実現に向け、6本の施策目標を設定し、取組を進めました。施策目標ごとに、第3次プランの取組状況と指標の達成状況を振り返ります。

施策目標1 子どもの権利を尊重します

[1] 子どもの権利の尊重

- ①子どもの権利についての広報・啓発を充実します
- ②子ども自身からの相談に対応できる体制を整備します
- ③児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応を進めます
- ④子どもの意見表明と参加の機会を創出します

- ・「こどもとおとなのはなしあい in 市議会議場」や「子ども委員会」などの事業を通じて、子どもたちの意見表明と参加の機会を創出しました。事業の開催を通じて、子どもの権利についての啓発を行いました。
- ・子ども支援ネットワーク等を活用し、子どもの支援、見守りを行うとともに、必要に応じて子どもショートステイ事業や養育支援訪問事業につなげました。
- ・平成25年に施行した「いじめ防止条例・」により、いじめ防止の対策を行うため、「いじめ解消・暴力根絶旬間」の実施や「いじめの悩み相談レター」の配布、相談体制の充実等に努めています。

A: 成果指標		単位	平成25年度	平成30年度	平成31年度(目標値)
自分にはよいところがあると回答した児童・生徒の割合	①小学6年生	%	76.1	81.9	80.0
	②中学3年生	%	63.1	78.2	70.0
自分のことが好きだと思えると回答した児童・生徒の割合	①小学5年生	%	72.1	65.2	75.0
	②中学2年生	%	45.3	52.0	48.0

B: 主な取組指標		単位	平成25年度	平成30年度
子どもの権利啓発事業参加者数		人	75	285
道徳授業地区公開講座等参加者数		人	7,988	9,511
ハートフルフレンド派遣日数(平成29年度から学校支援員事業に統合)		日	779	6,133
チャイルドラインたちかわ	①受信件数	件	1,240	984
	②会話成立件数	件	314	458
児童虐待相談受理件数(立川児童相談所受理分含む)		件	119	464
子ども委員会委員数		人	22	12

施策目標 2 ひとりひとりに応じた〈子育て〉を支援します

[1] 地域における子どもの居場所づくり

①子どもたちが、安心して集える地域の遊び場や居場所づくりを進めます

②自然や文化・芸術、スポーツなど、多様な体験や活動の機会（場）を創出します

- ・放課後子ども教室や出張児童館、放課後ルーム、児童館のランドセル来館事業など、地域や利用者の実情に合わせた放課後の居場所づくりを進めました。児童館では、利用時間の延長や年齢に応じた行事企画、学習スペースの提供など、また、地域交流会を開催するなど、地域の子どもの居場所となるよう取り組みました。
- ・子ども向けの講座、学習会やワークショップの開催、演劇や市内アートに触れる機会、**職業体験**などの民間との共催事業など、多様な活動ができる環境を整備しました。

A: 成果指標	単位	平成25年度	平成30年度	平成31年度(目標値)
地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合	%	63.8	64.5	70.0

B: 主な取組指標	単位	平成25年度	平成30年度	
放課後子ども教室	①実施日数	日	1,109	980
	②児童参加者数(延べ)	人	48,048	65,070
	③スタッフ参加者数(延べ)	人	9,182	8,745
地域学習館子ども対象講座 参加者数(延べ)	人	831	450	
ファーレ立川アート鑑賞教室参加者数	人	1,512	1,458	
地域が行うジュニア対象スポーツ事業 参加者数(延べ)	人	3,426	3,229	

[2] 青少年の育成・支援

①思春期保健対策や相談体制を充実させます

②成長に応じた食育を推進します

③将来に備え、社会性や自立心を育みます

④子どもが安心して暮らすことができる環境づくりを進めます

- ・暴力**防止の啓発**、人権教育の講座や全小中学校を対象にした喫煙・飲酒・薬物乱用等に関する予防教室の実施、「絶対やめようネットいじめ」リーフレットの作成・配布、学校 SNS ルールの活用など情報モラル教育等を実施しました。
- ・保護者を対象とした離乳食準備教室や、小中学校での栄養士による食教育事業、親子料理教室講座などを実施しました。
- ・「青少年健全育成市民行動方針」を策定し、広く周知するとともに、中高生ボランティアの受入れ、職場体験学習などのキャリア教育などを実施しました。
- ・小中学校と地域が連携して自転車免許交付などの交通安全教育に取り組むとともに、通学路の防犯カメラの設置や子ども 110 番事業、パトロールなどの地域の防犯活動に取り組みました。

A: 成果指標	単位	平成25年度	平成30年度	平成31年度(目標値)
青少年が健全であると感じている市民の割合	%	85.9	89.0	88.0

B: 主な取組指標	単位	平成25年度	平成30年度	
小・中学校における食育支援指導実施率	%	87.7	96.6	
職場体験	①参加生徒数	人	1,252	1,248
	②受入事業者数	社	356	279
子ども会加入率	%	29	23	
子ども110番登録件数	件	1,618	1,420	
地域防災訓練参加者数	人	7,009	6,917	

施策目標 3 ひとりひとりに応じた学びを支援します

[1] “生きる力”を育む教育の推進

①子どもの意欲を大切にした学校教育を推進します

②細やかな教育支援と計画的な教育環境の整備を実施します

- ・「地域未来塾事業」や「スタディ・アシスト事業」など、習熟度に応じて学力向上を図りました。
- ・ICT等を積極的に取り入れ、タブレット端末を活用した授業を行うとともに、科学教育センターの実施、音楽鑑賞教室や姉妹市交流事業などに取り組みました。さらに、まちを知り、まちに愛着をもってもらうことを目的に、市内の小中学校で新たな学びとして、「立川市民科」に取り組んでいます。
- ・特別支援教室「キラリ」を全小学校に導入、中学校の特別支援教室「プラス」の順次導入とともに、松中小に「まつのみ学級」を開設しました。

A: 成果指標	単位	平成25年度	平成30年度	平成31年度(目標値)	
学校が楽しいと感じている児童・生徒の割合	①小学校	%	88.2	85.7	90.0
	②中学校	%	87.2	82.2	90.0

B: 主な取組指標	単位	平成25年度	平成30年度	
少人数指導員配置時間数	時間	3,535	856	
図書館支援指導員授業支援回数	回	4,609	4,982	
部活動に参加した生徒の人数	人	3,236	3,331	
就学相談・転学相談受付数	①小学校	件	91	110
	②中学校	件	33	41
教育相談ケース数	件	598	914	
教育用コンピュータ1台あたりの児童・生徒数	①小学校	人/台	17.8	5.8
	②中学校	人/台	9.4	3.9

[2] 地域との連携による学校づくり

①地域による学校支援を充実させます

②開かれた学校づくりを推進します

③学校施設の多様な活用を進めます

- ・中学校区ごとの共通の学校経営方針のもと、中学校教員による小学校での授業など、小中連携による教育活動を進めました。
- ・コミュニティ・スクールを平成31年度から完全実施しました。なお、前年の平成30年度では、五中・八中校区で先行実施するとともに、保護者や地域、民間企業・事業所等と連携を進めました。
- ・放課後子ども教室やサマー学童保育所、放課後ルームを学校施設内で実施し、子どもたちの安全な居場所として活用しました。体育館や校庭が開放され、地域のスポーツ活動の場となってきています。

A: 成果指標		単位	平成25年度	平成30年度	平成31年度(目標値)
学校評価(保護者アンケート)で、学校と保護者・地域の連携について肯定的な回答をした割合	①小学校	%	85.5	87.5	90.0
	②中学校	%	82.2	79.4	90.0

B: 主な取組指標		単位	平成25年度	平成30年度
教育活動の実施にあたり連携・協力を得た事業所・機関・団体・個人の件数		件	924	1,454
学校支援を行ったボランティア等の人数(延べ)		人	11,211	14,182
学校評議員の人数		人	142	108
校庭開放利用者数(延べ)		人	47,635	53,829

施策目標4 ひとつひとつの家庭に応じた<子育て>を支援します

[1] 母と子どもの健康支援

①母子保健サービスの充実を図ります

②地域保健・小児医療体制の充実を図ります

- ・乳幼児健診や相談事業、講座の開催等を通じて、子どもの発達を見守るとともに、保護者の育児不安の解消や健康支援を行いました。また、支援が必要な場合には、関係機関と連携して対応しました。
- ・休日および平日夜間の小児初期救急診療については、平日夜間の実施日を拡充しました。

A: 成果指標	単位	平成25年度	平成30年度	平成31年度(目標値)
安心して子どもを産み育てることができると感じている市民の割合	%	71.2	76.4	74.5

B: 主な取組指標	単位	平成25年度	平成30年度	
こんにちは赤ちゃん事業訪問率	%	92.2	96.8	
妊婦健康診査初回受診率	%	94.8	97.6	
乳幼児健康診査事業受診率	①3～4か月児	%	98.2	99
	②1歳6か月児	%	94.8	97.1
	③3歳児	%	93.1	97.6
小児初期救急平日準夜間診療事業受診者数	人	-	507	
幼児歯科健康診査受診率(2歳児)	%	62.7	66.8	

[2] 家庭における子育てへの支援

①子育てに関する相談・情報提供体制の充実と保護者同士の交流を促進します

②地域における子育て支援を充実します

③子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります

- ・市民団体等と協力し、対象者別交流会や講座の企画、運営を行いました。
- ・子育てひろばを新規に開設するなど、子育て中の保護者や子ども同士の交流の場を提供しました。
- ・法令等に基づき、児童手当等の支給や医療費の給付を行いました。また、就学援助については、支給時期の前倒しを実施し(入学準備金)、効果的な援助となるよう取り組みました。

A: 成果指標	単位	平成25年度	平成30年度	平成31年度(目標値)
子育てを楽しんでいると感じることが多い保護者(未就学児)の割合	%	-	92.6	80.0

B: 主な取組指標	単位	平成25年度	平成30年度	
利用者支援事業受付件数	件	253	290	
新規子育てサークル登録数	団体	30	15	
子育てひろば利用者数	①おとな(延べ)	人	36,095	42,135
	②子ども(延べ)	人	40,207	47,070
ファミリー・サポート・センター	①援助会員数	人	339	325
	②活動件数(延べ)	件	9,119	7,722
赤ちゃんふらっと設置施設数	施設	12	16	
児童手当受給者数	人	13,166	12,940	

[3] 子育てと仕事の両立支援

①ワーク・ライフ・バランスを推進します

②幼児期の教育・保育サービスを拡充します

③放課後に保護者が不在の児童に対し生活の場を提供します

- ・講座の開催などを通じて、父親の育児参加を促す取り組みを行いました。
- ・保育園の待機児童については、一部の地域や0～2歳で待機児童はいるものの、新規保育施設の整備や公立保育園の民営化による定員増等により平成30年度には市全体では概ね解消しました。
- ・学童保育所の新規開設や児童館のランドセル来館、放課後ルームや放課後子ども教室等の実施により、子どもの放課後の居場所の確保を進めました。

A: 成果指標	単位	平成25年度	平成30年度	平成31年度(目標値)
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の意味を知っている市民のうち、実現できていると感じている割合	%	56.2	57.2	65.0

B: 主な取組指標	単位	平成25年度	平成30年度
ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数(累計)	社	6	19
地域学習館イクメン講座の参加者数(延べ)	人	115	86
保育施設(認定こども園、認可保育所、地域型保育事業) (当該年度4月1日時点)	①利用者数	3,457	3,794
	②待機児童数	86	48
幼稚園預かり保育を定期的に利用している園児数	人	-	256
学童保育所 (当該年度4月1日時点)	①利用者数	1,492	1,736
	②待機児童数	145	210
児童館ランドセル来館利用児童数	人	-	127

施策目標 5 配慮を必要とする子どもや家庭を支援します

[1] 途切れのない成長支援

①発達に課題のある子どもとその家族の支援環境の整備を進めます

②障害を抱える子どもとその家庭への支援を進めます

③関係機関の連携による継続的な相談・支援体制を確立します

④困難を抱える若者の自立を支援します

- ・子ども未来センターに相談機能(発達相談、就学相談、教育相談等)を集約し、利便性を高めることにより相談件数が増加し、保護者の心理的負担を軽減することにつながりました。
- ・5歳児相談や小・中学校での心理職による巡回相談を実施し、途切れのない発達支援体制を構築しました。
- ・生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援事業や子ども・若者自立支援事業として「定時制・通信制等合同学校相談会」を開催するなど、義務教育後の子どもの自立に向けた支援を行いました。

A: 成果指標	単位	平成25年度	平成30年度	平成31年度(目標値)
安心して子どもを産み育てることができると感じている市民の割合(再掲)	%	71.2	76.4	74.5

B: 主な取組指標	単位	平成25年度	平成30年度
発達相談新規受付数	件	220	378
発達支援親子グループ事業	①実施回数	235	336
	②参加者数(延べ)	2,159	1,634
児童育成手当(障害)支給対象者数	人	2,185	1,815
ふれあいの広場参加者数	①障害者・保護者・介護者	47	26
	②ジュニア・リーダー等	36	5
就学支援シートの提出件数	件	121	244
子ども・若者自立支援ネットワーク事業に参加する支援機関・団体につながったケースの件数	件	50	67

[2] 特別な配慮を必要とする家庭への支援

①ひとり親家庭の自立に向けた支援を推進します

②子どもの養育が困難な家庭の支援を推進します

- ・法令等に基づき手当や医療費の助成、高等職業訓練促進給付金等の支給、ホームヘルパーの派遣など、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行いました。
- ・ひとり親家庭等見守り支援事業や子ども支援ネットワーク、子ども・若者自立支援ネットワークなどを活用し、支援・見守りを行うとともに、必要に応じてショートステイ事業や養育支援訪問事業につなげました。

A: 成果指標	単位	平成25年度	平成30年度	平成31年度(目標値)
育児の協力や相談に応じてくれる機関や人が周りにいると感じている保護者の割合	%	98.0	99.3	99.0

B: 主な取組指標	単位	平成25年度	平成30年度
児童育成手当支給対象者数	人	33,425	30,408
母子自立支援プログラム策定件数	件	16	8
子ども支援ネットワーク進行管理継続ケース総数	件	223	609
子育て支援啓発事業対象者別交流会	①実施回数	35	36
	②参加者数(延べ)	383	439
養育支援訪問事業支援世帯数	①専門相談支援	75	53
	②専門育児・家事支援	7	6
外国語通訳協力員配置数	人	19	34

施策目標 6 地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します

[1] 協働による事業の推進

①子育ち・子育て支援のための人材育成を進めます

②地域に根ざした子育ち・子育て支援活動とネットワークづくりを進めます

- ・民間活力や地域の市民力を活用し、地域における子どもの居場所づくり、青少年の健全育成・支援等の事業を進めました。
- ・市民団体「ウドラ夢たち基金」の創設、「キッズドリームチャレンジ」など民間団体との共催事業の実施、子育てサークルの支援や団体間のネットワークづくりを目的に開催した「いれたち交流会」の実施など、子どもに関わる市民・企業・団体などが活発に活動しています。

A: 成果指標	単位	平成25年度	平成30年度	平成31年度(目標値)
地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合(再掲)	%	63.8	64.5	70.0

B: 主な取組指標	単位	平成25年度	平成30年度	
ジュニア・リーダーの人数	①中学生	人	131	154
	②高校生	人	80	98
	③育成者・指導者	人	2,100	2,166
生涯学習市民リーダー登録者数(延べ)	人	168	156	
社会教育関係団体のうち親子参加可となっている団体の割合	%	52.1	55.5	
子ども未来センターのアクティベーター(市民活動事業に関わりたい個人)養成講座参加者数		14	0	
夢たちフォーラムの参加者数	人	142	-	

第3章 本プランの基本的な考え方



第3章 本プランの基本的な考え方

1. 基本理念(あるべき姿)

子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまでに

2. 3つの基本的な視点

次の3つの基本的な視点を共有し、市民やNPO、行政などが「協働」の関係をつくることによって、行政の一方的な事業の執行や縦割り行政の弊害を克服し、持続力と実効性がある事業をきめ細かく実現することをめざします。

その1

**子どもの現実を受けとめ、その思いや願いを生かして
子どもの権利を尊重する視点**

このプランの基本的な視点として、子どもの現実から出発すること、子どもの権利を認め尊重することを最初に据えます。

その理由としては、このプランが「子どもの総合計画」であり、子どもたち自身が主人公となっていきいきと輝いてもらいたい、という大きな願いがあるからです。

子どもたちが幼いころから夢を育み、他者への思いやりを学び、さまざまな世界に向けた想像力を豊かにして大きくなってきてこそ、安心して未来を託すことができます。しかし、子どもたちの多くは、そうした夢や思いやり、想像力をうまく育てているとは限りません。何よりも自由な自己決定に基づく遊びや居場所が、十分ではないことが気がかりです。

子どもたちは、心の深いところにおいて

「誰もが差別されることなく、生命や安全を脅かされることなく、安心して生きていきたい」

「自分のからだを使ってさまざまなことを体験し、自分の五感を通して感じ、自分の頭で物事を考えたい」

「自分の思いや願いをきちんと伝えられるすべを身につけ、いろいろな人とかわりながら育っていきたい」

これらが立川のすべての子どもたちの願いであるとともに、子どもが本来もってい

る権利だと考えます。また、すべての子ども、おとなが「子どもの権利」を学び、子ども自身が権利を行使できるようにすることが必要です。

子どもには、自らの力だけでうまれ育つ環境を選択する力が与えられていません。だからこそ、障害のあるなしや家庭の状況などにかかわらず、子どもたち誰もが平等に幸せになるように配慮することは、すべてのおとなの義務であり、子どもたちにとっては権利と考えます。また、災害などの時でも、子どもが安全で安心して過ごすことができるよう、十分な配慮が必要です。

子どもの現実から出発し、その思いや願いを受けとめて、子どもたちが本来持っている権利を尊重しながら、これからの立川づくりを構想する。これがこのプランの第1の基本的な視点です。

その2

子育て・親育ちへの支援を基本にした、次世代の立川のまちづくりの視点

子どもたちは、何も無い空間と時間の中で育つわけではありません。いきいきと生きている人、手伝いを求めている人、一緒に遊ぼうと誘っている人など、多様な人がいる中でこそ、モデルを得、友を得て、自己を発見し、生きる喜びと意味を見出して育っていくことができます。

また、子どもたちは、自分を取り巻いている文化、自然、歴史などに触れ、そこからさまざまな刺激を得ながら大きくなります。それが子どもたちの心の原風景になっていきます。

子どもの生きる願いの中には、幼い頃から、さまざまな人やものと豊かに出会うことで、自分の心の中にあたたかい他者像や文化像を育みたいということが切実にある、と考えます。そのことは、実は子どもを育てている親の願いと重なっています。

孤立した育児環境を逃れ、笑顔でさまざまな人と接しながら、豊かな自然やすぐれた文化と接して、楽しく子育てしたいというのは、立川において子育てしている親の共通の願いでしょう。

親もまた子育てを通して、子どもとともに育っていきます。また、血が繋がっている、いないにかかわらず、子育てにかかわるすべての人が、色々な人に悩みを打ち明けたり、互いの経験を通して学び合ったりすることで、負担感を軽減できるかもしれません。そのためには、居場所やつどいの場づくりが不可欠ですし、それを支える人もたくさん必要です。

地域のさまざまな資源を生かし、地域と積極的に関わり、地域の人たちに支えてもらう、新たなあり方を模索しているのは、学校も同じです。立川の学校は今、家庭や地域との連携が切実な課題になっています。

平成31年度から市内全校においてコミュニティ・スクールの導入がなされ、地域の人たちが学校運営に参画しています。この取組は、学校が地域の一員として地域の活性化に寄与するだけでなく、地域において市民が学校・子どもたちを支援していけ

るようにします。このような取組を通じて、学校・家庭・地域の連携が深まっています。

同時に、このプランは、教育をとりまく多様なニーズに多忙をきわめている現場の教師や職員の方たちを応援するものであることも目指します。また、学校以外の学びの場を支援することも重要です。

こうした事柄はすべて、立川の新しいまちづくりと総称できます。

「子育て・親育ちへの支援を基本にしたまちづくりを進めたい」という思いをもった人たちと協働しながらこのプランを具体化していきたい。これが第2の基本的な視点です。

その3

人材・財源確保とネットワークにより、 持続(成長)する事業を市民と行政が協働で実現する視点

市民と行政が対等な立場に立って対話・議論を重ねることにより、互いに何が可能であり有効なのかを見きわめることで、真の意味での「市民と行政の協働」によって事業を実現し、持続していくことが必要になっています。それが税金の有効な使い方にもつながります。

〈子育て〉〈子育て〉という、立川のまちづくりにとって重要な営みの中において、何が問題になっているのか、できるだけ深いレベルでとらえることが必要であり、実際に子育てしている人や子育てを体験してきた人、子ども自身が、積極的に意見や要望を提言し、参画・関与していくことが不可欠です。

プランの推進も、その具体化の役割を行政任せにするのではなく、市民が行政と協力しながら、きめ細やかに行っていかなければなりません。市民の側からの働きかけとして、財源の確保を行政に要請するとともに、市民が独自に財源を確保する努力も必要です。

そのためには、意欲と意志を持つ市民がそれぞれに組織され、ネットワーク化されることが大事です。幸いなことに立川においては、さまざまな団体がそれぞれの地域において、先駆的に〈子育て〉〈子育て〉支援の実践を積んできています。この基盤を市民とともにさらに広げ、ネットワークを構築する上での「いしずえ」とすることが必要です。このネットワークが、市民と行政の協働において、重要な役割を果たします。

行政や専門家が持っているノウハウと市民の斬新な発想、多様なネットワークによって、相乗効果が発揮され、事業がさまざまな分野において成果をあげることを目指す。これがこのプランの第3の基本的な視点です。

3. 7つの施策目標

施策目標1 子どもの権利を尊重します

立川の子どもたちが自分の思いや願いをきちんと伝えることができるよう、日常のあらゆる場面において子どもの権利を尊重します。

- (1) 子どもの権利の尊重

施策目標2 ひとりひとりに応じた〈子育て〉を支援します

すべての子どもがひとりの人間として、心もからだも成長し、豊かな人間関係や体験を通して自立していくことを支援します。

- (1) 地域における子どもの居場所づくり
- (2) 青少年の育成・支援

施策目標3 ひとりひとりに応じた学びを支援します

ひとりひとりのニーズに応じた学びを支援するとともに、家庭や地域の力を集めて学校を応援します。

- (1) “生きる力”を育む教育の推進
- (2) 地域との連携による学校づくり

施策目標4 ひとつひとつの家庭に応じた〈子育て〉を支援します

親の気持ちに寄り添う共感を基本に、子育てをまちぐるみで応援することにより、孤立した子育て家庭をなくします。また、各種保育施策を充実することにより、家庭での子育てを支援します。

- (1) 母と子どもの健康支援
- (2) 家庭における子育てへの支援

施策目標5 子育てと仕事の両立を支援します

子育てと仕事の両立を支援し、社会参加を促進するため、保育サービスの充実を図るとともに、すべての人が子育てを支援するという考えのもと、ワーク・ライフ・バランスの実現できるような環境づくりを行います。

- (1) 保育施設の量と質の確保
- (2) 学童保育所の量と質の確保
- (3) 保育サービスの推進
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

施策目標6 配慮を必要とする子どもや家庭を支援します

すべての子どもが温かく見守られ、安心して成長できるよう、さまざまな事情によって配慮が必要な子どもとその家庭をしっかりと支援します。

- (1) 途切れのない成長支援
- (2) 配慮を必要とする家庭への支援

施策目標7 地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します

行政を含む地域の構成員が、それぞれの役割を担いながら対等な立場で対話を重ね、真の意味での「協働」を目指し、事業を持続的に担っていきます。

- (1) 協働による事業の推進

4. 施策の体系



基本理念

あるべき姿

子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに

3つの基本的視点

子どもの現実を受けとめ、
その思いや願いを
生かして
子どもの権利を
尊重する視点

子育て・親育ちへの
支援を基本にした、
次世代の立川の
まちづくりの
視点

人材・財源確保と
ネットワークにより、
持続（成長）する
事業を市民と行政が協働で
実現する視点

施策目標1

子どもの権利を尊重します

- (1) 子どもの権利の尊重
- ① 子どもの権利についての広報・啓発を充実します。
 - ② 子ども自身からの相談に対応できる体制を充実します。
 - ③ 児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応を進めます。
 - ④ 子どもの意見表明と参加の機会を創出します。

施策目標2

ひとりひとりに応じた〈子育て〉を支援します

- (1) 地域における子どもの居場所づくり
- ① 子どもたちが、安心して集える地域の遊び場や居場所づくりを進めます。
 - ② 自然や文化・芸術、スポーツなど、多様な体験や活動の機会（場）を創出します。
- (2) 青少年の育成・支援
- ① 思春期保健対策や相談体制を充実させます
 - ② 成長に応じた食育を推進します
 - ③ 将来に備え、社会性や自立心を育みます
 - ④ 子どもが安心して暮らすことができる環境づくりを進めます

施策目標3

ひとりひとりに応じた学びを支援します

- (1) “生きる力”を育む教育の推進
- ① 子どもの意欲を大切にされた学校教育を推進します
 - ② 細やかな教育支援と計画的な教育環境の整備を実施します
- (2) 地域との連携による学校づくり
- ① 地域による学校支援を充実させます
 - ② 開かれた学校づくりを推進します
 - ③ 学校施設の多様な活用を進めます

施策目標4

ひとつひとつの家庭に応じた〈子育て〉を支援します

- (1) 母と子どもの健康支援
- ① 母子保健サービスの充実を図ります
 - ② 地域保健・小児医療体制の充実を図ります
- (2) 家庭における子育てへの支援
- ① 子育てに関する相談・情報提供体制の充実と保護者同士の交流を促進します
 - ② 地域における子育て支援を充実します
 - ③ 子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります

施策目標5

子育てと仕事の両立を支援します

- (1) 保育施設の量と質の確保
- ① 子育てをする保護者が安心して働けるよう、保育サービスの充実を図ります。
 - ② 保育サービスの質の向上を図ります。
- (2) 学童保育所と量と質の確保
- ① 子育てをする保護者が安心して働けるよう、多様なサービスの充実を図ります。
 - ② 学童保育サービスの質の向上を図ります。
- (3) 保育サービスの推進
- ① 多様な子育てをする保護者を支援できるよう、サービスの充実を図ります。
 - ② 働き方に応じた保育サービスが提供できるようにします。
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進
- ① 保護者が仕事との両立を円滑にできるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを推進します

施策目標6

配慮を必要とする子どもや家庭を支援します

- (1) 途切れない成長支援
- ① その人の特性や希望に対応しながら、多様な手法により必要な支援を行います
- (2) 配慮を必要とする家庭への支援
- ① ひとり親家庭の自立に向けた支援を推進します。
 - ② 子どもの養育が困難な家庭の支援を推進します。

施策目標7

地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します

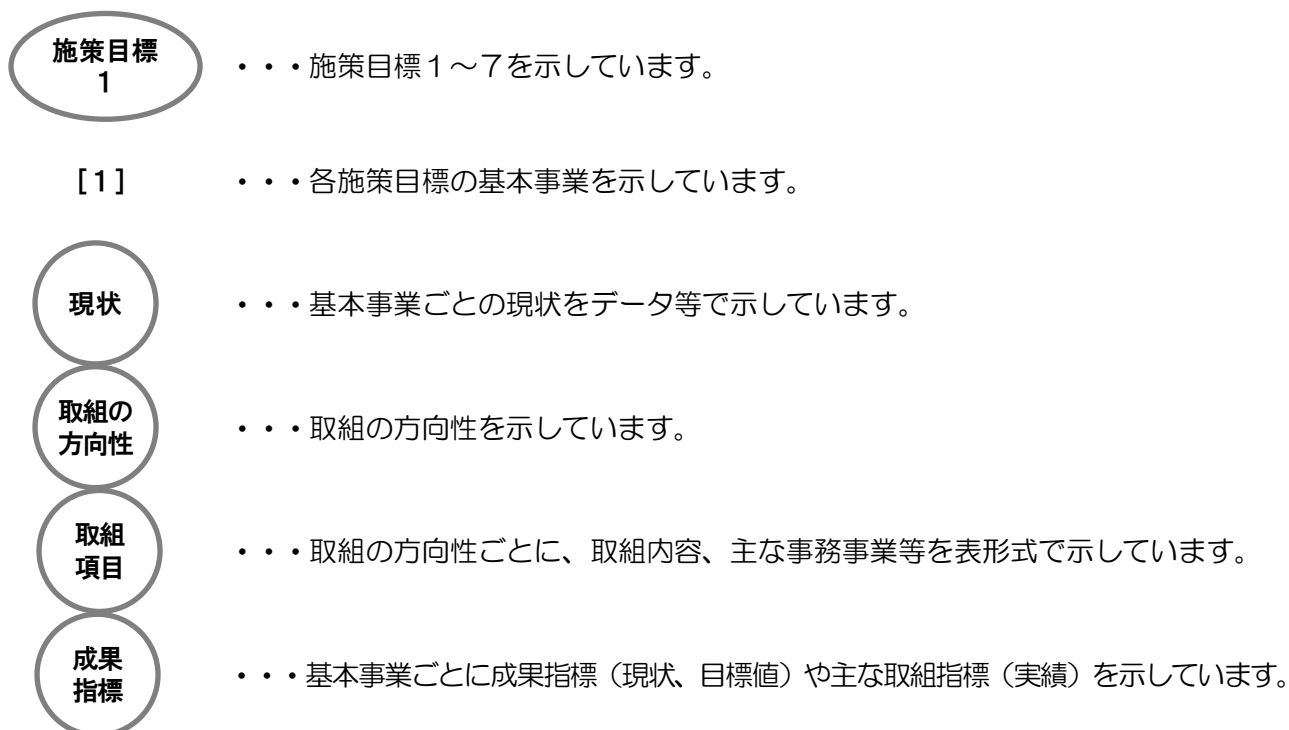
- (1) 協働による事業の推進
- ① 子育て・子育て支援のための人材育成を進めます。
 - ② 地域に根ざした子育て・子育て支援活動とネットワークづくりを進めます

第4章 プランの施策内容



第4章 プランの施策内容

<施策目標ごとの取組項目及び具体的な事務事業等の記載について>



<取組項目の表の記載について>

①	取組 No.	取組項目名	◆今後の方向性◆
②	取組内容		
③	担当課		
④	主な事務事業		

①・・・取組 No.、取組項目名、今後の方向性（継続、充実、新規、見直し・改善）を示しています。

②・・・取組内容を示しています。以下のマークで取組の特色を示しています。

子ども	主に子どもが主体となって進めることを目指す取組
市民	主に市民が主体となって進めることを目指す取組
協働	特に市民と行政が協働して進めることを目指す取組
応援	子どもの現在及び将来が貧困等の生まれ育った環境によって左右されず、夢や希望を持つことができるよう応援する取組

③・・・行政の担当課を示しています。

④・・・今後進めていく具体的な事務事業を示しています。

なお、第5章では量の見込みを記載していますが、これは本章で整理された取組項目の一部について、供給方針等を定めたものです。

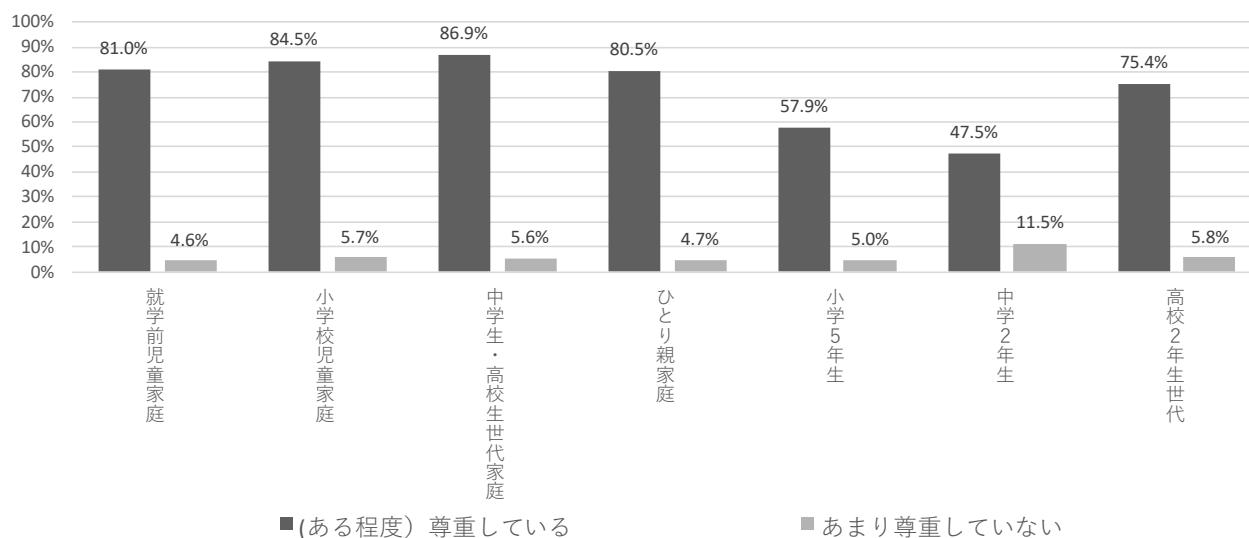
[1] 子どもの権利の尊重

現状

- 子どもをとりまく生活環境や社会が急速に変化の中で、児童虐待やいじめ、不登校、子どもの貧困、インターネットや SNS などによるトラブルなど、子どもの育ちをめぐる問題が顕在化しています。
- 子どもの最善の利益が実現する社会づくりを進めるためには、社会全体が、子どもを一人の人間として認めるとともに、すべての人が子どもの権利(人権)を尊重することが大切です。
- 虐待・いじめなどによる子どもの人権侵害を防止するとともに、相談・支援のしくみづくりが求められています。
- 子どもたちが社会に関わる中で、子どもの参加と意見表明の機会を拡充する必要があります。

(1) 子どもの権利尊重の認識

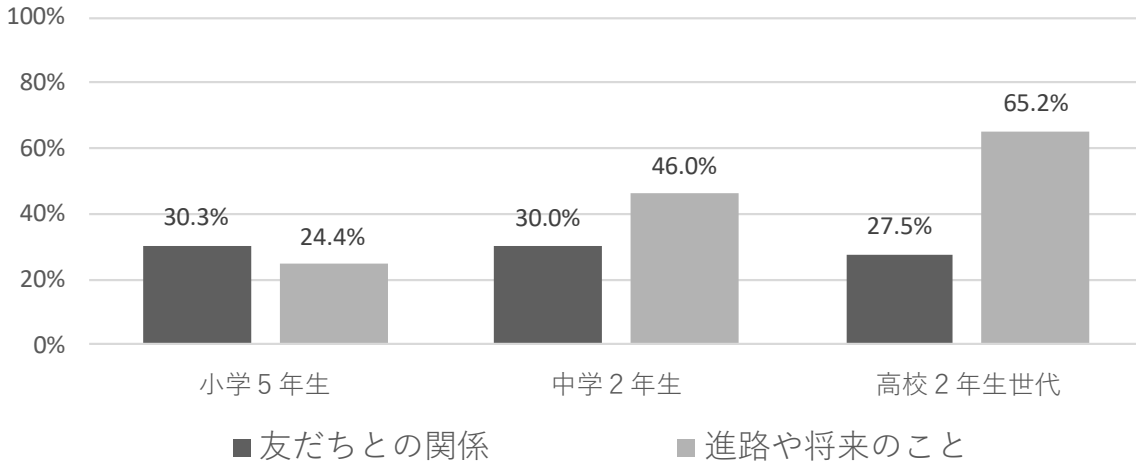
子どもの権利尊重については、8割に近い保護者が「(ある程度) 尊重している」に回答している反面、子ども本人の意見では「中学2年生」では「(あまり) 尊重されていない」が11.5%となっており、保護者側の5～6%に対して差が見られるのが特徴です。



資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

(2) 悩み事や困っていることの内容

子ども自身の悩みの内容については、「なやみや困っていることはない」を除くと、最も多い回答は、小学5年生で「友だちとの関係」が30.3%、中学2年生、高校2年生世代で「進路や将来のこと」が各々46.0%、65.2%となっています。



資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

取組の方向性

- ① 子どもの権利についての広報・啓発を充実します。
- ② 子ども自身からの相談に対応できる体制を充実します。
- ③ 児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応を進めます。
- ④ 子どもの意見表明と参加の機会を創出します。

夢たちコラム

困難を抱える若者の自立

「誰にも気が付かれなければあの時お弁当を受け取っていたかも」友人は30年前のことを思い出し、大切なことを教えてくれました。それは中学1年生の時、運動会にお弁当を持っていくことができずに下を向いたまま昼休みを過ごしていたときに差し出されたお弁当のことでした。「おなかは減っていたけど受け取ることができなかった」という友人の「誰にも」という言葉には、自分自身にもという意味が含まれています。

このプランにはたくさんさんの「支援」が明記されています。例えば市内にはひきこもりの若者が約1000人いると推計されていてその「支援」や、学校に行きたくてもいけない小中学生が227人、いじめが把握されているだけで1087件、それらの子どもたちやその家族への「支援」などです。

「支援」という言葉には上下関係が含まれている、例えば「応援」と表記した方が必要な人が利用しやすいのではないだろうか、すべての市民が利用しやすい「応援」をこのプランで実現することができないだろうか、委員みんなで毎回話し合ってきました。まだ十分ではないかもしれませんが、次のプランへさらなる改善の希望を託しますが、本プランに明記された「応援」が必要な子ども・大人に必要なだけ届き活用されることを願っています。

①子どもの権利についての広報・啓発の充実

1	子どもの権利の広報・啓発	◆継続◆
取組内容	子どもの権利を尊重し、かつ子どもの最善の利益を考慮したまちづくりを実現するため、リーフレットの作成や講座の開催など、広報・啓発活動を推進します。また、子ども自ら「子どもの権利」を学習する機会に関する活動を推進します。	子ども 協働
担当課	子育て推進課	
主な事務事業	夢育て・たちかわ子ども21プランの推進（事業実施関連）	
2	学校における人権教育の実施	◆継続◆
取組内容	人権尊重教育推進校における実践や研究の成果を市内に広めるとともに、子どもの権利を踏まえた、学校における人権教育の取組を進めます。	
担当課	指導課	
主な事務事業	教育研究事務	

夢たちコラム

子どもの権利「Rights」に基づくまちづくり

第一次プラン策定時、子どもの権利のとらえ方は、人により立場により異なっていた。「子どもの意見をしっかりと聞き、互いの価値感を認め合おう」という意見もあれば、「権利には責任が伴うのでは?」「子どもの権利を前面に出しすぎると、子どものわがままを助長し、現場での対応が困難になる」との意見もあった。

権利(Rights)とは、そもそも「あたりまえのこと、正当なこと」を意味しており、人権や子どもの権利は生まれながらに備わっているものである。

第三次プランの推進にあたって「ひとりひとりの子どもにも自己肯定感を持ってもらうこと」をめざし「子どもたち誰もが幸せになるように配慮することは大人の義務であり、子どもの権利である」という子どもの権利条約の理念に基づいて「子育て・子育てを応援してきた」。

今期推進会議では最初に安部芳絵氏による子どもの権利ワークショップを行い、子どもの権利

の基本を委員が学び合い、共通の子ども観を持てるようにした。また推進会議のメンバーである中高生委員は、子どもの視点からの意見を延べ、委員たちに多くの気付きを与えてくれた。

しかし、子どもの権利が広く市民に浸透しているかというと、まだまだ課題であり、市民意向調査の『子どもの権利条約』の認知度は「名前だけは知っている」を含めても保護者では約5割、子どもでは3割弱であった。

会議の中でも子どもの権利の広報啓発活動をさらに充実させる必要があることが出され、中高生委員が「ウドラ夢たち基金」を使って子どもの権利を知ってもらうためのクリアファイルづくりに挑戦した。

子どもの権利を尊重し、おとなも子どもも自分を肯定して生きていくことのできるまちづくりを今後も確実に推し進めていくためには、立川市独自の子どもの権利に関する条例を市民と共につくることが望まれている。

②子ども自身からの相談に対応できる体制の整備

3	学校における相談体制の推進	◆継続◆
取組内容	スクールカウンセラー制度の活用や学校支援員の活用により、学校において子どもたちが相談しやすい環境を確保し、スクールソーシャルワーカーなど相談先の周知を図ります。	応援
担当課	指導課	
主な事務事業	教育事業事務	
4	子ども自身も利用しやすく、必要な支援につながる教育相談の実施	◆継続◆
取組内容	保護者だけでなく子ども自身が教育相談を利用しやすいよう、児童・生徒等への周知を図るとともに、子育て・福祉などの関係課・機関との連携を進め、必要な支援につながる教育相談を実施します。	応援
担当課	教育支援課	
主な事務事業	教育相談	
5	子どもの人権SOSミニレターの配布	◆継続◆
取組内容	「子どもの人権SOSミニレター」を子どもたちに配布することにより、人権擁護委員を知らせ、子ども自身の相談につなげます。	
担当課	生活安全課	
主な事務事業	人権擁護委員事務局	

夢たちコラム

SNSの禁止ではなく、子どもオンブズパーソンを

ツイッターのダイレクトメッセージ機能を活用し、小学6年生の女の子を誘拐した事件が話題となりました。この事件を受けて「SNSで知らない人と連絡をとらないなどあらかじめ子どもとルールを作っておくこと」「年齢制限を強化することも必要」などの声があがっています。確かに、ネット上のトラブルを防止するためには、子どもとルールを確認しておくことは非常に重要です。とはいえ、SNSから子どもを遠ざけるだけで問題は解決するのでしょうか。

これは、決して悪いことばかりではありません。自立に向かうプロセスでもあるからです。とはいえ、子どもだけでは危険な目に遭うこともあります。だからこそ、思春期以降の子どもたちの声を受け止め、成長を見守る親以外のおとなが必要なのです。

子どもの相談・救済を担う機関として子どもオンブズパーソンがあります。子どもオンブズパーソンは公的第三者機関で、独立性があり、子どもに寄り添って問題の解決を図っていきます。日本では1999年に兵庫県川西市で創設されたのを皮切りに、30余りの自治体で設置されています。東京都では、世田谷区や西東京市にあります。ぜひ立川でも子どもオンブズパーソンが実現できたらと願っています。

6	子ども向けの消費生活相談の実現	◆継続◆
取組内容	トラブルに巻き込まれた子ども自身からの相談にも応じやすくするとともに、消費者問題への意識啓発を進めます。	
担当課	生活安全課	
主な事務事業	消費生活相談事業（啓発事業）	
7	チャイルドライン等の支援	◆継続◆
取組内容	チャイルドライン等、子どもたちの声を受け止め、一緒に考える市民団体の取組を支援します。	
担当課	子育て推進課	
主な事務事業	夢育て・たちかわ子ども21プランの推進(事業実施関連)	
8	子どもからの権利保護・救済に関する相談窓口の設置	◆継続◆
取組内容	子どもの権利保護・救済に関する相談窓口を設け、子ども自身からの相談にも応じやすくするとともに、関係機関、が連携して、子どもに配慮した救済手段の提供に努めます。	
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	子ども家庭総合相談事業	

夢たちコラム

ふんげいのふん

なぜいじめはなくならないのか。今回は様々な場所で多発しているいじめについて考えていきたいと思います。

まず、いじめはなぜ起こるのか。それはいじめの人がいじめだという『自覚』を持たずに悪口を言ったり、暴力をふるったりするからです。これくらいなら大丈夫という考え方がいじめをはじめの第一歩となってしまうのです。

私は以前、何回かいじめを受けていましたが、相手は楽しそうにしていました。いじめる人は何かを求めているのだと考えられます。

今、いじめゼロに向けて様々な活動が行われていますが、一向にいじめはなくならないように見えます。そんないじめをどのようにすればなくせるのか、そんなことを考え合うことができる社会を作っていくのが第一と考えます。

そんないじめとセットで起こることが多い引きこもり。引きこもりは正直、辛いと思っています。引きこもりを引いていく子どもは、何かを自分の中で解決しようとしています。そこに親が手伝おうとすると、逆に引きこもりが強くなってしまいます。そのため、親として意地を張らずに問い詰めをしないことで、こどもが打ち明けてくれるかもしれません。このように子どものことを思って接することも大事だと思います。

いじめは世界共通です。見た目、性格がそれぞれ違う、このよきな地球でいじめをなくすのは正直大変です。しかし一人ひとりがいじめをなくす努力をすることで、いじめを減らしていければいいなと私は思います。

③児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応

9	児童虐待の未然防止・早期発見	◆充実◆
取組内容	子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を活用し、幼稚園や保育園、児童館、学童保育所、小・中学校、医療機関などの関係機関のほか、民生委員・児童委員や保護司など、地域において活動している方々と連携して情報の共有に努めます。また、児童虐待への理解促進に向けて周知啓発を行うとともに、家庭訪問などの見守りを通して、児童虐待の防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。なお、虐待通告専用電話・オレンジリボンダイヤルについても継続して周知します。	協働 応援
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	子ども家庭総合相談事業	

10	いじめの防止と早期発見・早期対応	◆継続◆
取組内容	いじめ防止条例に基づき、子ども、保護者等を含むすべての大人に対し、いじめの防止等に関する広報及び啓発に取り組みます。また、いじめの早期発見・早期対応のために、実態の把握に努めるとともに、連絡・相談体制を整備します。	
担当課	指導課、教育支援課	
主な事務事業	教育事業事務・教育相談	

夢たちコラム

ジュニア・リーダーをやってみて

皆さんはジュニア・リーダーについて知っていましたか？聞いたことありますか？ジュニア・リーダーとは、子どもと大人のかけはしとなり、地域を支えていく中高生リーダーのことです。

私は、小学生のころから子ども会に参加していたドッチボール大会でジュニア・リーダーを知りました。審判をしていたジュニア・リーダーたちは、あまり年の差もないのにとても大人っぽく見えてあこがれたのを覚えています。

また、ハケ岳キャンプで見たジュニア・リーダーたちは大人よりもずっと近い存在としてメンバーたちを見守りたのしませてくれていて、あんな存在になりたいと思いました。

しかし、その後ジュニア・リーダーとなり一番最初に感じたことは「大変」ということでした。ジュニア・リーダーは子どもの相手をするだけではなく、キャンプの企画からお祭りの手伝いまでやるのがたくさんありとても大変でした。

しかし、そんな考えもハケ岳キャンプに行ってから変わりました。自分たちで企画したレクリエーションで楽しんでいるメンバーたちを見てみると「やってよかった」と思え、ジュニア・リーダーとは、自分たちが楽しむのではなく人を楽しませるものなんだと知ることができました。自分たちが頑張ったことでだれかが笑顔になってくれるうれしさや達成感を知ることができたのです。

今ジュニア・リーダーをいっしょにやろうと言われても、一人でなんか始められないという人が多いと思います。私もそうでした。いっしょにやろうと誘った友達からの返事はみんな「みんながやるなら」というものでした。もし一人で悩んでいるのなら仲間を見つけて始めてほしいと思います。何も知らなくても研修会などに参加すれば、いちから知ることが出来ます。

まだ私も、はじめて知ることばかりで大変ですが、自分の成長を感じる事ができています。誰かを笑顔にする力は、これからずっと役に立っていくものだと思います。

④子どもの意見表明と参加の機会の創出

11	中学生の主張大会の開催	◆継続◆
取組内容	市内の中学生が、日常生活の中において考えていることや経験したことを広く社会に訴えることにより、子どもたちの自立心や社会性を育むとともに、中学生の意識に対するおとなの理解と関心を高めることをねらいとして、「中学生の主張大会」を開催します。	子ども 協働
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	青少年健全育成事業	
12	子どもが市政等に関する意見を表明する機会の提供	◆継続◆
取組内容	子どもが市政等について意見を表明する場として、若者世代対象のタウンミーティングや子ども委員会などを実施します。また、市ホームページ等により、市政等について、子どもにもわかりやすく伝わるように努めます。	子ども
担当課	企画政策課、広報課、子育て推進課、子ども育成課	
主な事務事業	タウンミーティング開催事務、ホームページ運営事業、子ども委員会運営	
13	計画や施設運営に関する子どもの意見を活かせるしくみの充実	◆継続◆
取組内容	子どもに関する施策や環境整備など、世代間で合意形成が必要な分野においては、子どもの意見が反映されるよう子どもの参画や意見の反映に努めるほか、図書館や地域学習館などの公共施設では、行事やイベント等の企画や運営に子どもの意見が反映されるよう努めます。	子ども
担当課	生涯学習推進センター、図書館	
主な事務事業	地域学習館維持管理、図書館事業管理運営	
14	公共の課題に子どもとおとなが一緒に取り組む機会の設定	◆継続◆
取組内容	学校や地域と連携し、ごみの減量と分別・3R(1)、美化清掃、環境保全などについて、子どもとおとなが一緒に考え、検討・行動する機会を設定します。	子ども 協働
担当課	環境対策課、ごみ対策課	
主な事務事業	環境啓発事業、ごみ減量の推進	
15	子どもの意見を反映した児童館の運営	◆継続◆
取組内容	児童館の利用について、子どもたちの視点や意見を取り入れるとともに、子どもたちが達成感を味わい、チャレンジする気持ちを高めるため、子ども自身が行事を企画・運営する機会を提供します。	子ども
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	児童館民間運営事業	

成果指標	現状 (平成 30(2018)年度)	目標値 (令和 6(2024)年度)
子どもの権利条約が尊重されている と思う児童・生徒の割合 ①小学 6 年生、②中学 2 年生	①57.9% ②54.6%	①65.0% ②60.0%
自分のことが好きだと思えると回答 した児童・生徒の割合 ①小学 5 年生、②中学 2 年生	①65.2% ②53.9%	①70.0% ②55.0%

夢たちコラム

子どもの人権から児童虐待防止策を考える

先日とある子ども虐待防止策イベントに参加した。虐待サバイバー（虐待を受けて生き残った人）から自身の経験を元に、虐待防止策について話してもらった。また議員の参加も有り、直接生の声を聞いてもらうという画期的な仕組みである。虐待サバイバーの生の声を聞くのは初めてであった。児童虐待が及ぼす人生への影響がどれだけ大きいことが計り知れないものだと痛感した。大人になっても尚、虐待の後遺症に苦しみ、毒親から逃れるために戦い、生きつらさを抱えたまま生きている当事者は多い。改めて、児童虐待は子どもの人権侵害であると声を大にしていきたい。

日本では、虐待された子どもが権利を主張する機会は少ない。勇気を出して189に電話をしなくても、8割以上は保護されない。相談件数も多く、受け入れのキヤパシティを超えている現状がある。

そもそも虐待された子が家を出るのではなく、虐待した親が家を出るべきだということが指

摘されており、もっともだと感じた。

イベントに参加して知ったのだが、実は、子ども自身が虐待などを理由に親権停止の申し立てをすることができる。しかしながら、このことを知っている子どもは日本では何人いるのだろうか。

虐待によるカウンセリング費用を子が親へ請求できる権利や、一時保護された段階で親子へのカウンセリングや治療を強制的に実施すること、虐待により子が家を出る場合の自立支援制度、親権フリーや子が親権者を選べる権利など、当事者目線での虐待防止策は目から鱗であった。今回参加してみて改めて重要だと感じたことが2点ある。

1 点目は、子ども（当事者）から話を聞くこと、2 点目は、問題が起きないよう予防策を講じること。特に、私はこの夢たち子どもプラン21の推進委員として、この2点を肝に銘じて、児童虐待防止のための施策の推進を求めている。

主な取組指標	実績 (平成 30(2018)年度)
子どもの権利啓発事業参加者数	285 人
道徳授業地区公開講座等参加者数	9,511 人
チャイルドラインたちかわ ①受信件数、②会話成立件数	①984 件 ②458 件
新規児童虐待通報受理件数	—
児童館子ども会議	—

夢たちコラム

「子どもとおとなのはなしあいin市議会議場」

「子どもとおとなのはなしあいin市議会議場」は子どもの権利のうち、「参加する権利」を保障する場として行われています。第1回が2017年に、子どもの意見を子ども自身が表明する場として開催されました。大人たちの予想以上に子どもたちはしっかりと物事を考えていて、大変驚かされたことでした。

今まで子どもが言えなかった大人への意見を聞く大変貴重な機会となりました。第2回からは子ども達がやりたいことをまとめ、「子どもとおとなのはなしあいin市議会議場」で提案を行い、「ウドラ夢たち基金」から予算の承認を受ける場となりました。予算の承認を受けたり、子ども達が主体となってプロジェクトを進めます。今までに5件のプロジェクトに予算が承認されました。

私も、「子どもとおとなのはなしあいin市議会議場」で、

「子どもの権利を啓発するクリアファイルを作成し、市内の小学校4年生から中学校3年生までの生徒全員に配る」ことを提案し、予算の承認を受けました。また、「権利」という堅苦しいものであっても、子どもにとって親しみやすくするため、クリアファイルのデザインに「ウドラ」を使わせていただけることになりました。クリアファイルを作る過程で私たちはコピーライツについて勉強し、実際にデザインをし、発注する中で貴重な経験をさせていただきました。いただいたと思います。

このように、「子どもとおとなのはなしあいin市議会議場」は「参加する権利」を保障する場だけでなく、社会経験の場としても大変貴重な場であると私は思います。

[1] 地域における子どもの居場所づくり

現状

- 外で子どもが集団で遊んだり、安心して過ごせる居場所が、社会環境の変化等もあり減少しています。
- 子どもが心身とも健やかに成長するためには、遊びを通じた子ども同士の交流や自然との触れ合い、文化・芸術・スポーツ活動など、心が豊かになる体験を積み重ねることが欠かせません。
- 自然や文化・芸術、スポーツなど、さまざまな体験や子どもの主体的な学び・活動の支援も重要な取組です。
- 中学生・高校生も含め、子どもたちがのびのびと自由に遊べ、仲間や異世代が気軽に集まり交流できる安全・安心な居場所づくりを、家庭・地域・行政が協働して進める必要があります。

(1) 子育てしやすい社会に必要なこと

最も多い回答は、就学前児童家庭、小学校児童家庭で「児童手当など、子育てに関する経済的な支援の充実」、中学生・高校生世代家庭、ひとり親家庭で「保護者の経済状態によらず、高校・大学などへ進学ができる支援の充実」となっています。

なお、居場所に関して最も多い項目は、就学前児童家庭、小学校児童家庭で、「広くて安全な遊び場（公園や校庭開放など）の充実」が、中学生・高校生世代家庭、ひとり親家庭では「中学生・高校生が利用できる魅力的な施設」となっています。

	最も回答が多かった項目	居場所に関して最も多い項目
就学前児童家庭	児童手当など、子育てに関する経済的な支援の充実 74.3%	広くて安全な遊び場（公園や校庭開放など）の充実 70.0%
小学校児童家庭	児童手当など、子育てに関する経済的な支援の充実 63.9%	広くて安全な遊び場（公園や校庭開放など）の充実 63.9%
中学生・高校生世代家庭	保護者の経済状態によらず、高校・大学などへ進学ができる支援の充実 67.5%	中学生・高校生が利用できる魅力的な施設 51.9%
ひとり親家庭	保護者の経済状態によらず、高校・大学などへ進学ができる支援の充実 80.5%	中学生・高校生が利用できる魅力的な施設 40.9%

資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

(2) あったらいいなと思う場所

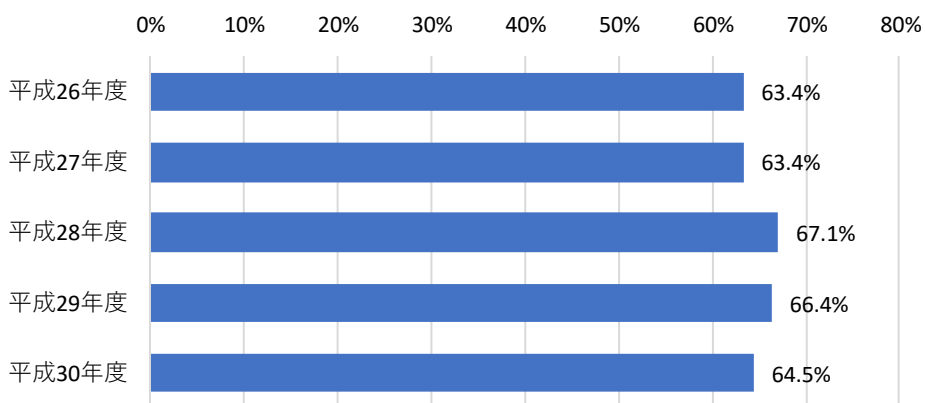
最も多い回答は、小学5年生、中学2年生で「ゲームやインターネットができる部屋」、高校2年生世代で「静かに勉強できる部屋」となっています。2番目に多いのは、いずれも「室内でスポーツができる場所」となっています。小学5年生は、同時に「友だちと自由におしゃべりができる部屋」も2番目に多くなっています。

	1位	2位
小学5年生	ゲームやインターネットができる部屋 46.2%	室内でスポーツができる場所 40.7%
中学2年生	ゲームやインターネットができる部屋 49.0%	室内でスポーツができる場所 46.5%
高校2年生世代	静かに勉強できる部屋 40.6%	室内でスポーツができる場所 36.2%

資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

(3) 地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合

地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合は、平成30年度では64.5%となっています。なお、最近3年の動向をみると、平成28年度の67.1%をピークにやや減少傾向となっています。



資料：平成31（2019）年度市民満足度調査

取組の方向性

- ① 子どもたちが、安心して集える地域の遊び場や居場所づくりを進めます。
- ② 自然や文化・芸術、スポーツなど、多様な体験や活動の機会（場）を創出します。

①安心して集える地域の遊び場や居場所づくり

16	子どもの遊びを応援する市民活動の支援	◆継続◆
取組内容	プレーパークなど、子どもの自由な遊びや「やってみたい」を応援する地域の活動を支援します。	子ども 市民
担当課	子育て推進課、子ども育成課	
主な事務事業	夢育て・たちかわ子ども21プランの推進(事業実施関連)、放課後居場所づくり事業	
17	中学生・高校生の居場所づくり	◆継続◆
取組内容	児童館などの既存施設を活用し、中学生・高校生の意見も聞きながら、気軽に集える居場所づくりを進めるとともに、自発的な活動を支援します。	子ども 応援
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	児童館民間運営事業	
18	放課後子ども教室や地域における居場所づくりの展開	◆充実◆
取組内容	地域のおとなの参画を得て、学校等を利用して行う放課後子ども教室など、放課後や週末に子どもたちと行う学習、スポーツ・文化活動を支援します。また、地域福祉コーディネーターの地域交流支援による居場所づくりや、地域学習館等において学校の長期休業等の居場所確保に努めます。	子ども 協働 応援
担当課	子ども育成課、福祉総務課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	放課後居場所づくり事業、地域福祉推進事業、地域学習館維持管理	
19	新・放課後子ども総合プランの推進	◆充実◆
取組内容	すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や教育と福祉の連携方策等を検討するとともに、学童保育所及び放課後子ども教室について、連携や一体的な取組を視野に入れ、計画的に整備します。	応援
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	学童保育所管理運営、学童保育所民間運営事業、児童館民間運営事業 放課後居場所づくり事業	
20	児童館と地域との連携	◆継続◆
取組内容	児童館において、地域の子どもに関わる団体等と連携・協力し、地域の青少年健全育成活動や子ども会、地域まつりへの参加等、子どもの育成活動を展開します。	協働
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	児童館民間運営事業	

②多様な体験や活動の機会（場）の創出

21	文化やスポーツの体験機会の提供	◆継続◆
取組内容	子どもを対象とした講座やスポーツ教室、文化推進事業、ワークショップなどを開催し、自然や科学、歴史、文化・芸術、スポーツを体験する機会を提供します。	子ども
担当課	地域文化課、スポーツ振興課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	文化行政の推進事務、立川市地域文化振興財団事業、子ども未来センター管理運営事務 市民会館管理運営事務、スポーツ普及奨励活動事業、各種スポーツ関連教室の開催 子ども対象事業、歴史・民俗普及活動事業	
22	環境学習の拡充	◆継続◆
取組内容	環境問題について、五感を使い、意識と知識を深める機会を広げます。	子ども 協働
担当課	環境対策課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	環境学習支援事業、子ども対象事業	
23	地域における文化・芸術活動の推進	◆継続◆
取組内容	生涯学習市民リーダーなどの地域の人材を活用するとともに、ファーレ倶楽部などのボランティア団体の文化活動を支援することにより、子どもが自然や文化・芸術に触れる機会を広げます。	子ども 市民
担当課	地域文化課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	立川市地域文化振興財団事業、生涯学習市民リーダー登録制度事務	
24	地域におけるスポーツ活動の推進	◆継続◆
取組内容	市民体育大会や地区別運動会などを通じて、身近にスポーツ体験の機会をつくるとともに、地区体育会などにおいて、子どもを対象としたスポーツ活動を実施します。	子ども 市民
担当課	スポーツ振興課	
主な事務事業	競技会等の開催（派遣事業）、スポーツ普及奨励活動事業	

成果
指標

成果指標	現状 (平成 30(2018)年度)	目標値 (令和 6(2024)年度)
地域で子どもを育てる取組・活動が 活発であると感じている市民の割合	64.5%	68.0%

主な取組指標	実績 (平成 30(2018)年度)
放課後子ども教室 ①実施日数、②児童参加者数(延べ)、③スタッフ参加者数(延べ)	① 980 日 ② 65,070 人 ③ 8,745 人
地域学習館子ども対象講座の参加者数(延べ)	450 人
ファーレ立川アート鑑賞教室の参加者数	1,458 人
地域が行うジュニア対象スポーツ事業の参加者数(延べ)	3,229 人

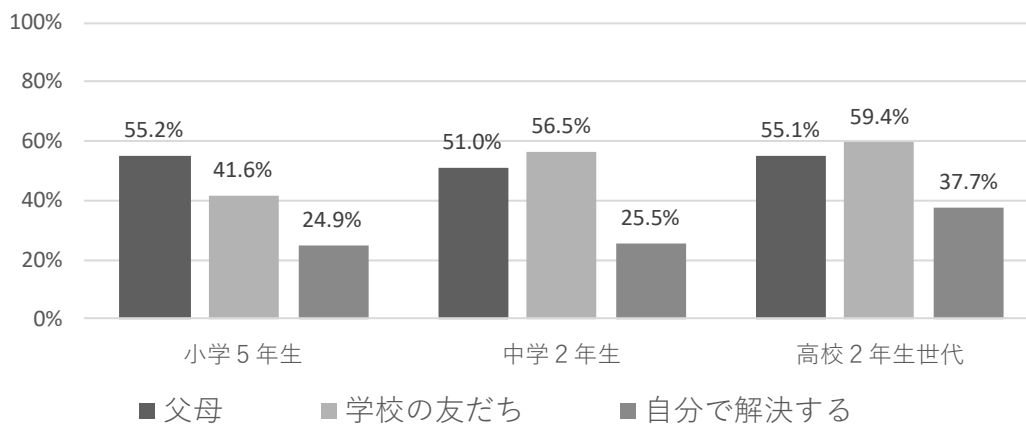
[2] 青少年の育成・支援

現状

- 少子化、核家族化の進展により、多くの子どもたちは、限られた人間関係や役割分担の中にあり、社会性や自立心を自然に身に付ける機会を失いつつあります。
- 子どもたちが、将来の家庭や社会生活に希望を持って、自分らしい未来を築いていけるように、他者への配慮や社会性、自らの意思と責任で行動する力を身に付け、自立して歩み出せるための支援が求められています。
- 学校や地域と連携して、さまざまな生活的・社会的な体験の機会をつくり出すとともに、心身ともに成長が著しい思春期における心と体の問題に関して、健康教育を実施し、相談体制を強化する必要があります。また、子どもたちが事故や事件に巻き込まれないよう、交通安全対策や地域における防犯活動など、子どもの安全・安心を確保する取組を重要で

(1) あなたは悩みがあったときに、だれに相談しますか。

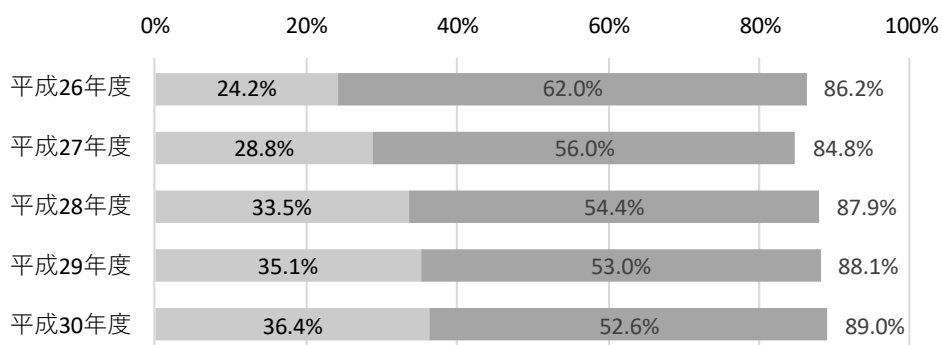
小学5年生で「父母」、中学2年生、高校2年生世代で「学校の友だち」となっています。なお、「相談する人がいない」は中学2年生で5.0%となっています。



資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

(1) 住まいの地域の青少年が健全であると感じている市民の割合

住まいの地域の青少年が健全であると感じている市民の割合は、「概ね健全であるが、一部に良くない状態があると思う」を加えれば、平成30年度で89.0%となっており、平成26年度の86.2%と比較すると、約2.8ポイント増加しています。



■ 健全であると思う ■ 概ね健全であるが、一部に良くない状態があると思う

資料：平成31（2019）年度市民満足度調査

夢たちコラム

子どもの心の居場所

第一次プラン策定時に「学校でいじめに遭っている」と泣きながら訴えた子ども委員がいた。張り詰めた空気の中、他の子ども委員も「気軽に相談できる場所が無いんだ。」と親に心配はかけたくない。先生は忙しそうに話せない。」と話してくれた。

そんな声を受け、市民が立川市にチャイルドラインを立ち上げ、この15年、カード配布や広報等、行政の支援を受けながら子どもたちの心に寄り添い、様々な声に耳を傾けてきた。

「友だちってどんな人のことを言うの？」「学校に行きたくない：」「自殺って、そんなにダメなことですか？」

時が流れ、社会状況が大きく変化する中で、友だちとのコミュニケーションや家族関係、思春期の身体の変化に悩みつつ、身近に話せる人が居ないと訴える子どもたちの状況は少しも変わっていない。

2019年は国連で子どもの権利条約が全会一致で採択されてから30年、日本が1994年に批准して締約国になってから25年目の節目の年であった。しかし、世の中に目を向ければ、親による虐待死、性虐待、イジメや教師による指導が原因と思われる自死などが続き、子どもが尊厳を持って生きるところか明日に命をつなぐことさえ難しい状況である。

誰にも相談できずに我慢している子どもたちの気持ちを受け止める「人」や「居場所」がこのまちにはどれだけあるのだろうか？

子どもの思いや声を受け止めるしくみは多様なカタチで数多く存在して良い。立川市独自の「子どもも気軽に利用できる相談体制」を充実させていきたい。

取組の
方向性

- ① 思春期保健対策や相談体制を充実させます。
- ② 成長に応じた食育を推進します。
- ③ 将来に備え、社会性や自立心を育みます。
- ④ 子どもが安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

取組
項目

① 思春期保健対策や相談体制の充実

25	思春期の保健教育の推進	◆充実◆
取組内容	自分の身体や健康に関心を持ち、自らを大切にする意識を育むとともに、望まない妊娠や性感染症を防ぐため、子どもの成長に応じた性に対する正しい理解を含む保健教育を進めます。また、人権教育において、思春期・青年期における交際相手からの暴力の防止を啓発します。	
		協働
担当課	男女平等参画課、指導課	
主な事務事業	・男女平等参画推進事業（たちかわ男女平等フォーラムほか）・教育研究事務	
26	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する啓発	◆継続◆
取組内容	喫煙・飲酒・薬物に関する教育を充実するとともに、関係諸機関・団体と連携し、防止を目的としたキャンペーンや講座などを実施します。	
		協働
担当課	健康推進課、子ども育成課、学務課、指導課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	・保健衛生関連負担金・補助金・青少年健全育成推進事業・子ども対象事業	
27	情報教育の推進	◆継続◆
取組内容	ICT 機器を活用した教育を推進するとともに、個人情報保護や著作権の尊重、危険回避の方法など、情報モラル教育やメディア・リテラシー教育(情報を適切に選択し活用する能力の育成)を推進します。	
担当課	学務課、指導課	
主な事務事業	教育研究事務	
3	(再掲)学校における相談体制の推進	◆継続◆
取組内容	スクールカウンセラー制度の活用や学校支援員の活用により、学校において子どもたちが相談しやすい環境を確保し、スクールソーシャルワーカーなど相談先の周知を図ります。	
		応援
担当課	指導課	
主な事務事業	教育事業事務	

夢たちコラム

思春期の性 性教育の必要性

チャイルドラインにかかってくる電話の内容の一つに、自分の身体や性について悩んでいる話や相談がある。「正しい性教育がきちんと行われていたら、悩まなくても良いのに」と思われるものがある。自分の性的な成長を不浄なものと思い悩むことはとても不幸な事だと思う。性的な興奮をおおるような性情報が溢れる現在、子どもの発達段階にに応じて、性的ことを科学的に正しく学ぶ場が必要だ。

50年以上高校や大学で性の授業をしてきた村瀬幸浩さんは【思春期の時から性について正しく深く知るほど、性行動が慎重になります。これは子どもも大人も同じです。生徒・学生が対象の講演では、子どもたち一人一人が、「自分自身の身体や生き方」「男女の性のあり方」について深く考える場を設け、相手を尊重し思いやる心を持った大人として、これからの社会を生きていけるよう、具体的なお話しします。】と語る。

自分の身体との付き合い方を適切にとる事ができれば、他者への理解へとも繋がる、これは人権教育でもある。

東京都教育委員会は、平成31年3月に「性教育の手引き」を15年ぶりに改訂し、学習指導要領の範囲を超えた授業内容を容認した。現在の社会状況や子どもの実態に合わせた性教育を進めてほしい。

②成長に応じた食育の推進

28	乳幼児期からの食育と家庭に向けた啓発	◆継続◆
取組内容	パパママ学級や離乳食教室、乳幼児健康診査などを通じ、乳幼児期からの食育を推進します。また、保育園等においては、栄養計画を毎年策定し、食に関する体験機会を提供するとともに、家庭に向けたおたより等により、食の重要性を啓発します。	
担当課	保育課、健康推進課	
主な事務事業	公立保育所運営（保育所運営）、施設型給付事務、パパママ学級事業、離乳食準備教室 乳児・産婦健康診査事業、1歳6か月児健康診査事業、3歳児健康診査事業	
29	小・中学校における食教育事業の推進	◆充実◆
取組内容	子どもたちが望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けるよう、給食を通じた「食教育事業」の内容の充実を図るとともに、全小・中学校での実施を目指します。	
担当課	学校給食課	
主な事務事業	食教育支援指導事業	
30	保育園や学校における食物アレルギーへの対応	◆継続◆
取組内容	食物アレルギーのある子どもが、保育園等や学校において安心して過ごせるよう、医師の診断のもと、保護者と保育士や教員、栄養士、調理担当者等が十分連携して対応します。また、教員等を対象としたアレルギー対応研修などを進めます。	
担当課	保育課、学務課、指導課、学校給食課	
主な事務事業	公立保育所運営（保育所運営）、施設型給付事務、学校給食における食物アレルギー対応	
31	地域における食育の推進	◆継続◆
取組内容	子どもとおとなが共に食への理解を深めるため、関係団体等と連携して、食事づくりなどの体験型事業を実施するとともに、農作物の収穫体験を通じて、地産地消や市内の農業の大切さを伝えます。	
担当課	生活安全課、産業観光課、健康推進課、指導課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	消費生活相談事業（啓発事業）、緑育・食育推進事業、地域市民との交流畑事業 子ども対象事業	

③将来に備えた社会性や自立心の育成

32	乳幼児と触れ合う機会の充実	◆継続◆
取組内容	生命の大切さや子育ての楽しさを体感するため、幼稚園や保育園等における育児体験学習を充実します。	
担当課	指導課、保育課	
主な事務事業	公立保育所運営（保育所運営）、施設型給付事務	
33	職業体験の機会の拡大	◆継続◆
取組内容	将来に向けた職業観を養うため、地域の事業者の協力により、職業体験の機会を増やします。	
担当課	子育て推進課、指導課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	夢育て・たちかわ子ども21プラン推進（事業実施関連）、教育事業事務、子ども対象事業	

34	ボランティア体験の機会の拡大	◆継続◆
取組内容	福祉施設などにおいて、年齢に応じたボランティア体験の機会を広げます。また、市施設等においては、子どもボランティアを積極的に受け入れます。	子ども 協働
担当課	指導課、協働推進課、子育て推進課、子ども育成課、保育課	
主な事務事業	地域学校連携事業（指導課）、地域ボランティア等活用（協働推進課） 子育てひろば事業、児童館民間運営事業、公立保育所運営（保育所運営） 施設型給付事務	
35	地域における青少年健全育成活動の推進	◆継続◆
取組内容	青少年健全育成地区委員会などの地域団体や学校との連携を通じて、地域全体により、青少年の健全育成に取り組むことができるように支援します。また、子どもや子育て家庭を見守る民生委員・児童委員の活動を支援します。	協働
担当課	子ども育成課、福祉総務課	
主な事務事業	・青少年問題協議会運営、青少年健全育成推進事業、民生委員等関連事業	
36	子ども会活動の振興	◆継続◆
取組内容	体験活動や社会奉仕活動、異年齢交流などを通じて、子どもたちを健全に育成するため、子ども会等を支援します。また、子ども会連合会と連携して、指導者や育成者の発掘・養成、子ども会活動のPR、新規会員の加入促進に取り組みます。	子ども 協働
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	子ども育成活動事業	
37	青少年の非行や犯罪の防止	◆継続◆
取組内容	非行や犯罪の防止を推進する更生福祉協力員の活動を支援します。また、学校教育と社会教育の連携による非行防止や更正への理解を啓発する活動、社会を明るくする運動を支援します。	協働 応援
担当課	福祉総務課	
主な事務事業	更生福祉協力員事務、社会を明るくする運動	

④子どもが安心して暮らすことができる環境づくり

38	交通安全対策の実施	◆継続◆
取組内容	学校やPTA、警察等が連携し、自転車安全運転免許証交付事業や交通安全教室を実施するとともに、交通安全啓発教材や黄色い帽子などを配付する。また、通学路の安全を確保するため、 安全点検の実施や交通安全施設 の設置に取り組む。	協働
担当課	交通対策課、道路課、学務課、指導課	
主な事務事業	交通安全対策支援（交通安全啓発活動）、細街路拡幅整備事業、交通安全施設管理運営 交通安全施設設置、子どもの安全安心事務	
39	地域における防犯活動の推進	◆継続◆
取組内容	犯罪被害等から子どもを守るため、安全教育に努めるとともに、防犯ブザーの貸与や見守りメールの配信などに取り組めます。地域の防犯意識の向上を図るほか、地域の市民によるパトロール活動や子ども110番事業、あいさつ運動を支援します。また、小・中学校や保育園など、子どもが利用する施設の防犯設備を整備し、緊急時に備えます。	市民 協働
担当課	生活安全課、子ども育成課、保育課、学務課	
主な事務事業	地域の安全・安心推進事業、青少年健全育成推進事業、青少年問題協議会運営 施設型給付事務、公立保育所運営（保育所運営）、子どもの安全安心事務	
40	安心して学習できる学校の環境づくり	◆継続◆
取組内容	児童・生徒に安全なインターネット利用環境を提供するため、小・中学校のコンピュータにフィルタリング(有害サイトアクセス制限)をかけます。また、子どもたちが安全に学校で過ごし安心して学習に取り組めるように、修繕やバリアフリー化等の環境整備を進めます。	
担当課	教育総務課、学務課	
主な事務事業	小学校施設改修事業、保全計画に基づく小学校施設改修事業、中学校施設改修事業 中学校施設営繕、保全計画に基づく中学校施設改修事業 小学校普通教育振興（教育用コンピュータ整備事業） 中学校普通教育振興（教育用コンピュータ整備事業）	
41	災害時の安全確保	◆充実◆
取組内容	家庭・学校・地域が連携して、計画的・体系的に、学校等における防災教育を実施するとともに、立川防災館等を活用した体験訓練の機会を確保します。また、災害時には自ら身を守るよう啓発や訓練を進めます。	子ども 協働
担当課	防災課、子育て推進課、子ども育成課、 保育課 、指導課	
主な事務事業	防災訓練推進事業（地域防災訓練の推進）、子育てひろば事業、児童館民間運営事業	

成果指標	現状 (平成 30(2018)年度)	目標値 (令和 6(2024)年度)
青少年が健全であると感じている市民の割合	36.4%	40.0%

主な取組指標	実績 (平成 30(2018)年度)
小・中学校における食育支援指導実施率	96.6%
職場体験 ①参加生徒数、②受入事業者数	① 1,248 人 ② 279 人
子ども会加入率	22.8%
子ども 110 番登録件数	1,420 件
地域防災訓練参加者数	6,917 件

[1] “生きる力”を育む教育の推進

現状

- 子どもたちが、激しく変化するこれからの社会においても、自らの可能性を信じ、困難な場面に立ち向かい、未来を切り拓いていくためには、「生きる力」を育むことが大切です。
- 知識や技能の習得にとどまらず、子ども自らの学ぶ意欲を大切にし、個性を伸ばしながら物事に対する判断力や豊かで自立的な心を養う、さまざまな教育活動に、学校・家庭・地域が連携して取り組む必要があります。
- 困難を抱える子ども一人ひとりのニーズに応じて、適切な支援が可能な教育体制を充実するとともに、安全で快適な教育環境を整備することも重要です。

(1) 平成 30 (2018) 年度 地域学校協働本部事業による主な取り組み

小・中学校では、地域や保護者等の協力を得て、それぞれの地域の特性を生かした地域学校協働本部事業に取り組んでいます。

学校名	事業の内容・目的
第一小学校	しばっこ☆クラブ・・・PTA 及び地域住民による「しばっこ☆クラブ運営委員会」が児童の体験活動等を企画し、居場所づくり活動を行った。
第二小学校	福祉体験・・・視覚・聴覚・下肢等に障害のある方と交流し、普段の生活についての講話を聞き、疑似体験等を行った。
第三小学校	バケツ稲を育てよう・・・理科・社会科の学習と関連させて、バケツに稲を植え、稲刈りを行った。
第四小学校	いろいろな人の生き方に学ぶ・・・キャリア教育の一環として、人生の先輩として活躍する方から講話を聞き、児童自身が将来を意識する機会を得た。
第五小学校	花いっぱい運動・・・元PTAの方を指導者としてお招きし、学校の花壇等に花を植え育てることで、命の大切さを学んだ。
第六小学校	学習支援・・・地域の学生を主とした学習支援ボランティアに授業へ参加していただき、児童の学習支援や教師の授業補助を行った。
第七小学校	七小野菜を育てよう・・・地域の農業ボランティアの方から、学校農園で野菜作りの基本を学び、野菜作りを行った。
第八小学校	障害のある方との交流授業・・・障害のある方から、普段の生活のことや困っていることについて話を聞き、車いす体験等を行った。

学校名	事業の内容・目的
第九小学校	農業体験・・・地元農家やボランティアの方からの指導を受け、学年に応じた農業の基礎を学んだ。
第十小学校	障害のある方とのふれあい体験活動・・・障害のある方をお招きし、校舎内で車いす体験やアイマスク体験を行った。
西砂小学校	音楽活動・・・地元中学校や大学の吹奏楽部の方からの指導を受け、地域行事等で吹奏楽を披露した。
南砂小学校	立川ろう学校交流・・・立川ろう学校初等部との学校間交流を行う中で、互いの理解を深め、共により良く生きようとする態度と実践力を学んだ。
幸小学校	体験活動・・・地域の方（農家の方や美大生）を外部講師としてお招きし、体験活動を重視した教育活動を行った。
松中小学校	ヤゴ救出作戦・・・学校プールの中に生息するヤゴについて、地域環境コーディネーターによる指導を受け、飼育を行った。
大山小学校	昔遊び調べ・・・地域の方との対話や昔遊びの実体験を通して、昔の人々（大山地区）の暮らしぶりを知り、先人の知恵を学んだ。
柏小学校	生命尊重・・・助産師による生命尊重の授業や歯科衛生士による保健指導を行い、自他の生命及び自分の体を慈しみ大切にする心情を深めた。
上砂川小学校	大学との連携・・・武蔵野美術大学の学生による校内の装飾や、それに伴う児童への指導補助・交流を行った。
新生小学校	地域ボランティア活動・・・朝のごみ運搬、地域清掃、雪かき、落ち葉集め等の地域ボランティア活動を行った。
若葉台小学校	緑のカーテン作り・・・地域の方の協力を得て、ゴーヤの栽培による緑のカーテン作りや地球温暖化対策等の環境教育を学んだ。

学校名	事業の内容・目的
立川第一中学校	地域等との連携・・・学校便りや学校行事等の学校情報について地域の方に周知し、保護者・地域の方との円滑な連携を推進した。
立川第二中学校	緑化推進、環境整備・・・地域の方や保護者と協働し、花壇や校内の整備を通して、自主自立の精神及びボランティア精神を学んだ。
立川第三中学校	進路指導推進・・・生徒及び保護者に地域の方が進路について相談活動を行い、細やかな進路指導を行った。
立川第四中学校	学校環境整備・・・保護者による学校花壇の整備、生徒による落ち葉掃き活動、地域にPRした資源回収等を行い、地域や保護者の方と連携した教育活動を推進した。
立川第五中学校	専修専門学校体験・・・立川市近隣の専修専門学校を訪れ、生徒が体験入学し、自己の適性について学んだ。
立川第六中学校	地域ボランティア活動・・・地域の方との「朝のあいさつ運動」や、町内会の夏祭り・秋の地区運動会の運営に参加し、共に活動する喜びや充実感を学んだ。
立川第七中学校	美化活動・・・生徒会本部とPTA 校外委員会が連携し、学校周辺の美化活動を行い、地域活動の重要性について学んだ。

学校名	事業の内容・目的
立川第八中学校	職場体験・・・地域企業において職場体験活動をすることにより、地域交流を推進し、生徒自身も働く意義を学んだ。
立川第九中学校	九中農園・・・地域の方の協力を得て農地を借用し、農家の方から農産物と生産方法について学び、十数種類の作物を生産した。

資料：平成 30（2018）年度決算説明資料

取組の方向性

- ① 子どもの意欲を大切にした学校教育を推進します。
- ② 細やかな教育支援と計画的な教育環境の整備を実施します。

取組項目

①子どもの意欲を大切にした学校教育の推進

42	確かな学力の定着	◆継続◆
取組内容	少人数指導やチームティーチングの実施により、習熟度や教科の特性に応じた指導を行うとともに学習支援員の配置による補習授業を実施します。また、教員研修や教育研究の充実により、教員の指導力・資質の向上を目指します。	
担当課	指導課	
主な事務事業	学力向上事務、教育研究事務	
43	多様な教育活動の推進	◆充実◆
取組内容	東京都、市の研究校の指定制度などを活用し、知・徳・体に関する指導の充実や特色ある教育活動に取り組みます。また、地域の実情を踏まえ、国際理解教育や環境教育、歴史を踏まえた郷土学習やキャリア教育を関連付けた立川市民科等を推進します。	
担当課	指導課	
主な事務事業	教育研究事務、地域学校連携事業	
2	(再掲)学校における人権教育の実施	◆継続◆
取組内容	人権尊重教育推進校における実践や研究の成果を市内に広めるとともに、子どもの権利を踏まえた、学校における人権教育の取組を進めます。	
担当課	指導課	
主な事務事業	教育研究事務	
29	(再掲)小・中学校における食教育事業の推進	◆充実◆
取組内容	子どもたちが望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けるよう、給食を通じた「食教育事業」の内容の充実を図るとともに、全小・中学校での実施を目指します。	
担当課	学校給食課	
主な事務事業	食教育支援指導事業	

27	(再掲)情報教育の推進	◆継続◆
取組内容	ICT 機器を活用した教育を推進するとともに、個人情報の保護や著作権の尊重、危険回避の方法など、情報モラル教育やメディア・リテラシー教育(情報を適切に選択し活用する能力の育成)を推進します。	
担当課	学務課・指導課	
主な事務事業	教育研究事務	
44	読書活動の推進	◆継続◆
取組内容	学校図書館と地域の図書館が連携して、子どもたちの読書活動を推進するとともに、調べ学習や知的好奇心を満たす活動を支援します。	
担当課	学務課、指導課、図書館	
主な事務事業	小学校普通教育振興（学校図書館管理運営事務） 中学校普通教育振興（学校図書館管理運営事務） 教育事業事務・子どもの読書活動の推進	
45	学校における文化・芸術活動の推進	◆見直し・改善◆
取組内容	文化・芸術に触れる体験や文化・芸術活動の発表の機会を充実することにより、豊かな感性や情操を育みます。	
担当課	指導課	
主な事務事業	諸行事運営	

②適切な教育支援と計画的な教育環境の整備

46	特別支援教育における相談の充実	◆充実◆
取組内容	丁寧で分かりやすい就学相談を実施するとともに、巡回相談や専門家の派遣を通して、学校に対する指導・助言や保護者への相談対応・支援の充実を図ります。	
担当課	教育支援課	
主な事務事業	教育相談、特別支援教育の推進、就学相談	
47	学校における特別支援教育の体制の充実と取組への支援	◆充実◆
取組内容	特別支援教育コーディネーターや校内委員会の充実、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導・支援の実践、 学校生活支援シート（個別の教育支援計画） ・ 個別指導計画 の作成と活用、特別支援学校との連携などを推進し、特別支援教育を行うための校内の体制の充実を図るとともに、特別支援学級等の整備や教員研修の充実などにより、学校における取組を支援します。	
担当課	指導課、教育支援課	
主な事務事業	特別支援教育の推進、小学校特別支援教育振興、中学校特別支援教育振興	

48	特別支援教育の理解啓発	◆充実◆
取組内容	特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習に取り組むとともに、特別支援学校在籍者の副籍制度に対する理解を促し、交流教育を進めます。また、児童・生徒や保護者、地域、市民等に、特別支援教育に対する理解を広げる取組を進めます。	
担当課	教育支援課	
主な事務事業	特別支援教育の推進、小学校特別支援教育振興、中学校特別支援教育振興	
49	就学前から就学後までの情報共有のしくみづくり	◆継続◆
取組内容	就学支援シートや保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録等の活用を進め、配慮や支援が必要な児童について、幼稚園・保育園等と小学校との情報共有と連携を強化します。また、 学校生活支援シート（個別的教育支援計画） の作成を推進し、小学校から中学校への円滑な引継ぎを進めます。	
担当課	教育支援課、保育課	
主な事務事業	特別支援教育の推進、就学相談、私立幼稚園指導監督、施設型給付事務 公立保育所運営（保育所運営）	
10	(再掲)いじめの防止と早期発見・早期対応	◆継続◆
取組内容	いじめ防止条例に基づき、子ども、保護者等を含むすべての大人に対し、いじめの防止等に関する広報及び啓発に取り組みます。また、いじめの早期発見・早期対応のために、実態の把握に努めるとともに、連絡・相談体制を整備します。	
担当課	指導課、教育支援課	
主な事務事業	教育事業事務、教育相談	
3	(再掲)学校における相談体制の推進	◆継続◆
取組内容	スクールカウンセラー制度の活用や 学校 支援員の活用により、学校において子どもたちが相談しやすい環境を確保し、スクールソーシャルワーカーなど相談先の周知を図ります。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">応援</div>	
担当課	指導課	
主な事務事業	教育事業事務	
4	(再掲)子ども自身も利用しやすく、必要な支援につながる教育相談の実施	◆継続◆
取組内容	保護者だけでなく子ども自身が教育相談を利用しやすいよう、児童・生徒等への周知を図るとともに、子育て・福祉などの関係課・機関との連携を進め、必要な支援につながる教育相談を実施します。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">応援</div>	
担当課	教育支援課	
主な事務事業	教育相談	
50	不登校等の児童・生徒への支援体制の強化	◆継続◆
取組内容	適応指導教室、スクールカウンセラー、 教育相談 、学校支援員、スクールソーシャルワーカー、家庭と子供の支援員等の協力のもと、学校が、家庭や地域と連携して、児童・生徒が抱えるいじめや不登校などの多様な課題に対応します。	
担当課	指導課、教育支援課	
主な事務事業	教育事業事務、適応指導教室事業、 教育相談	

51	適応指導教室における不登校の児童・生徒に対する支援	◆継続◆
取組内容	何らかの理由により学校生活になじめない児童・生徒のために、適応指導教室として、小学生の「おおぞら」と中学生の「たまがわ」を実施します。学校や家庭と連携し、カウンセリングや教科学習、体験活動等を通じて、本人の意思を尊重しながら、学校復帰及び社会的自立を支援します。	
担当課	指導課	
主な事務事業	適応指導教室事業	
40	(再掲)安心して学習できる学校の環境づくり	◆継続◆
取組内容	児童・生徒に安全なインターネット利用環境を提供するため、小・中学校のコンピュータにフィルタリング(有害サイトアクセス制限)をかけます。また、子どもたちが安全に学校で過ごし安心して学習に取り組めるように、修繕やバリアフリー化等の環境整備を進めます。	
担当課	教育総務課、学務課	
主な事務事業	小学校施設改修事業、小学校施設営繕 保全計画に基づく小学校施設改修事業、中学校施設改修事業 中学校施設営繕・保全計画に基づく中学校施設改修事業 小学校普通教育振興(教育用コンピュータ整備事業) 中学校普通教育振興(教育用コンピュータ整備事業)	

成果
指標

成果指標	現状 (平成 30(2018)年度)	目標値 (令和 6(2024)年度)
毎日が楽しいと感じている児童・生徒の割合	①85.7%	①87.0%
①小学校、②中学校	②82.2%	②85.1%

主な取組指標	実績 (平成 30(2018)年度)
少人数指導員配置時間数	856 時間
図書館支援指導員授業支援回数	4,982 回
部活動に参加した生徒の人数	3,331 人
就学相談・転学相談受付数 ①小学校、②中学校	①110 件 ② 41 件
教育相談ケース数	914 件
教育用コンピュータ 1 台あたり児童数・生徒数 ①小学校、②中学校	① 5.8 人/台 ② 3.9 人/台

[2] 地域との連携による学校づくり

現状

- 次代を担う子どもたちを健やかに育むために、これからの教育は、学校だけが役割と責任を負うのではなく、これまで以上に、学校・家庭・教育の連携協力のもとで進めていかなくてはなりません。
- 地域や家庭が教育力の向上を図りながら、学校の教育活動を支援し、地域全体が子どもを見守り・育むための学校づくりを進める必要があります。
- 教育内容などの学校情報を発信・公開し、積極的に学校施設を地域へ開放するとともに、保護者や地域の意向を反映した学校運営に取り組み、開かれた学校づくりを進めることも重要です。

(1) コミュニティ・スクール実施状況

コミュニティ・スクールは、平成30年度には立川第五中学校区・立川第八中学校区で先行して実施し、平成31年度からは市内全校で開始されました。

取組の方向性

- ① 地域による学校支援を充実させます。
- ② 開かれた学校づくりを推進します。
- ③ 学校施設の多様な活用を進めます。

取組項目

①地域による学校支援の充実

52	地域ボランティアの活用	◆継続◆
取組内容	学校において地域の教育力を生かすため、保護者や地域の中から学校支援ボランティアを募り、生活や学習の支援、部活動の指導、環境整備、登下校時の見守りなどにおける活用を進めます。また、ボランティアの育成・登録や学校との調整など、活用のしくみづくりを進めるとともに、地域と学校との連携を強化します。	市民 協働 応援
担当課	指導課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	地域ボランティア等活用、学校支援ボランティア事業 生涯学習市民リーダー登録制度事務・地域学校連携事業	

53	大学と連携した学校支援	◆継続◆
取組内容	学校において、大学生の活力と行動力を生かすため、近隣の大学と連携した学生インターンシップ事業を拡充するとともに、学生ボランティアによる学習支援や心理学・教育学専攻の大学院生による相談支援を実施します。 協働	
担当課	指導課	
主な事務事業	教育事業事務、学校向上事務	
54	幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校の連携	◆継続◆
取組内容	幼稚園教諭や保育士、学校教員が教育内容を相互に理解し、幼稚園・保育園と小学校の子ども同士が交流する機会を設け、就学前と小学校の教育の円滑な接続を進めます。また、小・中学校についても、相互の情報交換と交流を通じ、円滑な接続を目指します。	
担当課	指導課、保育課	
主な事務事業	私立幼稚園指導監督、施設型給付事務 公立保育所運営（保育所運営）	
55	児童・生徒の自主的な取組の支援	◆継続◆
取組内容	校内や地域の課題の解決に向け、児童会・生徒会活動など、児童・生徒の立場から自発的・自治的に取り組む活動を支援し、学校生活の改善や充実を進めます。	
担当課	指導課	
主な事務事業	教育事業事務	

②開かれた学校づくり

56	コミュニティ・スクールによる地域参画の学校運営	◆充実◆
取組内容	地域住民や保護者が参画した学校運営協議会による熟議を重ね、地域の特色を生かした学校づくりを進め、子どもたちの豊かな成長を支えます。 協働	
担当課	指導課	
主な事務事業	地域学校連携事業	
57	学校評価による地域の意向を踏まえた学校運営	◆充実◆
取組内容	学校運営の状況について、教職員による自己評価、保護者や児童・生徒、地域の市民等による外部アンケート、学校運営協議会委員による外部評価を実施し、教育活動の改善に反映させます。 子ども 協働	
担当課	指導課	
主な事務事業	地域学校連携事業	
58	学校の運営状況等に関する積極的な情報提供	◆継続◆
取組内容	ホームページ等において、学校の教育活動に関する情報を広く発信するとともに、学校公開や立川教育フォーラムを開催し、学校の運営等に関する地域の理解と連携を深めます。	
担当課	指導課	
主な事務事業	教育研究事務	

③学校施設の多様な活用

59	学校の地域開放の促進	◆継続◆
取組内容	夜間・休日の校庭・体育館等を地域に開放するほか、学校教育に支障がない範囲において、地域の行事や催しなど、地域の実情やニーズに応じた積極的な活用を促進します。また、学校が有する人材・施設設備・教材等の教育機能を活用して、公開授業や講座を実施します。	<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">市民</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">協働</div>
担当課	子ども育成課、教育総務課、指導課、スポーツ振興課	
主な事務事業	青少年健全育成推進事業、小学校維持管理、中学校維持管理、学校開放事業	
60	学校施設を活用した居場所づくり	◆継続◆
取組内容	学校施設について、学童保育所や放課後子ども教室など、子どもたちの安全で快適な居場所として、有効活用を進めます。	
担当課	子ども育成課、教育総務課	
主な事務事業	学童保育所管理運営、学童保育所民間運営事業、放課後居場所づくり事業 小学校維持管理、中学校維持管理	

成果指標

成果指標	現状 (平成 30(2018)年度)	目標値 (令和 6(2024)年度)
学校評価（保護者アンケート）において、学校と保護者・地域の連携について肯定的な回答をした割合 ①小学校、②中学校	①87.5% ②79.4%	①調整中 ②調整中

主な取組指標	実績 (平成 30(2018)年度)
教育活動の実施にあたり連携・協力を得た事業所・機関・団体・個人の件数	1,454 件
学校支援を行ったボランティア等の人数（延べ）	14,182 人
校庭開放利用者数（延べ）	53,829 人

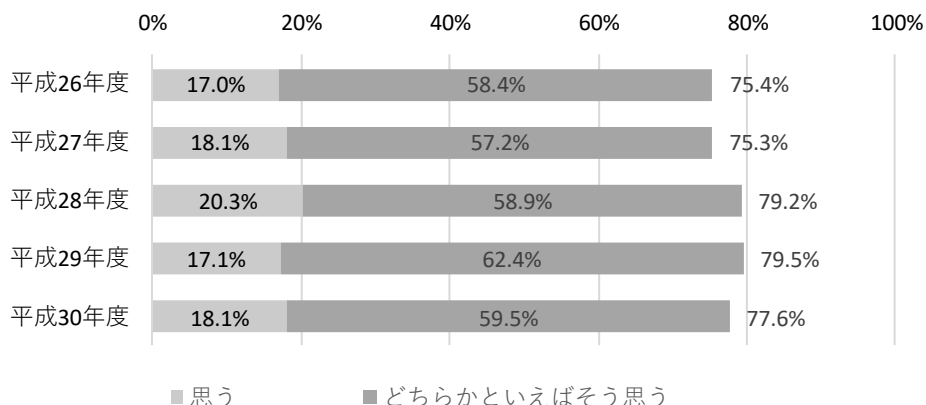
[1] 母と子どもの健康支援

現状

- 子どもを望むすべての家庭が、安心して妊娠・出産・子育てができるように、妊娠前から一貫した相談・支援体制の整備が求められています。
- 母子健康手帳交付時の情報提供をはじめ、妊婦健康診査や保健師等の家庭訪問などを通じ、健康管理や生活習慣などに関する指導により、妊産婦の不安や孤立感を軽減するとともに、乳幼児健康診査や各種相談などの事業を推進し、乳幼児の健やかな成長・発達を支援する必要があります。
- 子どもが健やかに安心して育つためには、小児医療体制の維持や予防接種の勧奨、乳幼児事故の防止対策の周知なども重要です。

(1) 立川市で安心して子どもを産み育てることができる環境と思うか

立川市において、安心して子どもを産み育てることができる環境と思うかについては、「思う・どちらかといえばそう思う」の割合は、平成30年度では77.6%となっていますが、平成29年度の79.5%と比較すると、やや低下しています。



資料：平成31（2019）年度市民満足度調査

(2) 立川市の主な母子保健サービス

安心して妊娠し、出産・子育てできるよう、子育て世代包括支援センターを中心に妊娠期から切れ目のない寄り添った支援を進めます。また、乳幼児健康診査等を通じて乳幼児の発育や発達を確認し、乳幼児期の成長を支援します

事業名	対象	事業内容
母子健康手帳交付	妊婦	妊娠届出時に、母子健康手帳や妊婦健康診査受診票、妊婦超音波検査受診票ならびに妊婦子宮頸がん検診受診票などの必要な書類をお渡ししています。
妊婦サポート面接	妊婦	健康会館では妊娠届出時に、安心して妊娠し出産できるよう、すべての妊婦さんに保健師・助産師による相談や子育てサービスを紹介しています。
パパママ学級	妊娠されている方(16週以降・初産)とその配偶者・パートナー	妊娠・出産・育児などについて学ぶ教室です。育児の仲間を作る機会にもなります。
妊婦歯科健康診査	妊婦	市内指定歯科医療機関にて公費負担で受けられます。
妊婦健康診査	妊婦	指定医療機関で対象となる健康診査を公費負担で受けられます(14回分)。都外の医療機関や助産所で受診した場合は、申請により費用の一部を助成しています。
新生児聴覚検査	新生児 (生後50日までの児)	指定医療機関にて一部公費負担で受けられます。都外の医療機関にて自費(保険適用外)で行った場合は、申請により検査費用の一部を助成しています。
妊産婦・乳幼児保健指導	経済的な理由で受診が困難な妊産婦及び乳幼児	診察などの保健指導を指定医療機関にて公費負担により受けられます。
母子栄養食品支給	経済的な理由で生活に困っている妊産婦及び乳幼児	粉ミルク引換券を交付しています。
妊産婦・新生児訪問指導 こんにちは赤ちゃん	妊婦・産婦・新生児(乳児)	赤ちゃんのいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、子育てに関する情報の提供・相談を行っています。
産後ケア	体調不良や育児不安、ご家族などからの援助が受けられない産後4カ月未満の母児(母児ともに医療行為の必要がない)	母体ケア、乳児ケア、育児・授乳相談などを行います。ショートステイ(宿泊)、デイケア(日帰り)が利用できます。
3~4か月児健康診査 産婦(産後)健康診査	3~4か月児及びその母親	身体測定、内科健診、産婦健診、育児・栄養・授乳等に関する相談を行っています。
6・9か月児健康診査	6~7か月児及び9~10か月児	身体測定、医師による診察等を指定医療機関にて公費負担で受けられます。
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児(2歳の誕生日前まで)	身体測定、内科健診、歯科健診、眼科検査、育児・栄養・歯科等に関する相談を行っています。
幼児歯科相談	初回健診:2歳児(3歳の誕生日前まで) くり返し健診:2歳半、3歳半(初回健診受診者に限る)	歯科健診等を行っています。初回健診は、2歳児を対象に行い、健診結果及びご希望により、フッ素と布やり返し健診を行っています。
3歳児健康診査	3歳児(4歳の誕生日前まで)	身体測定、内科健診、歯科健診、眼科検査、育児・栄養・歯科等に関する相談を行っています。
らくらくゴックン (離乳食準備教室)	4~5か月児とその保護者	離乳食の進め方・知っている役立つこと・気をつけるポイントなどを学ぶ教室です。保護者による試食も行っています。(材料費あり)
カミカミ教室 (離乳食後期教室)	8~10か月児とその保護者	9か月以降の離乳食について、回数や内容、目安量などのポイント、手づかみ食べなど、離乳食の悩みを解決するための教室です。
キラキラ☆子育て (親子歯みがき教室)	1歳~1歳2か月児(第1子)と親	この時期に大切な栄養と虫歯予防について学び、歯磨きの実習を行っています。(ハブラシ代あり)
親と子の健康相談	妊婦、お子さま(就学前まで)やその保護者	身長や体重の測定、発育や発達、育児、母乳や離乳食、歯に関して相談を行っています。

資料：福祉保健部健康推進課資料

取組の
方向性

- ① 母子保健サービスの充実を図ります。
- ② 地域保健・小児医療体制の充実を図ります。

取組
項目

①母子保健サービスの充実

61	妊婦健診や保健指導による母の健康支援	◆充実◆
取組内容	妊婦健康診査をはじめ、各種健康診査の受診を促進するとともに、受診結果を把握し、必要に応じて個別の支援を必要とする妊産婦に対する保健指導を進めます。	応援
担当課	健康推進課	
主な事務事業	妊婦健康診査事業、乳児・産婦健康診査事業、妊婦歯科健康診査事業	
62	母子健康手帳を通じた育児支援	◆充実◆
取組内容	母子健康手帳交付時に、安心して妊娠し出産できるよう、すべての妊婦に保健師・助産師による相談や子育てサービスの紹介を行います。また、出産時から就学後までの一貫した子どもの健康管理のため、母子健康手帳の活用方法を検討します。	
担当課	健康推進課、学務課	
主な事務事業	母子健康手帳交付事業、学校運営支援事務、児童保健衛生、生徒保健衛生	
63	パパママ学級等の開催	◆充実◆
取組内容	妊娠期の不安を解消するとともに、妊婦同士の交流の機会を通じて友達作りをしながら、妊娠・出産・育児について学ぶパパママ学級を開催します。また、保育園等において、プレパパ・プレママ向けの体験保育などを実施します。	
担当課	健康推進課、保育課	
主な事務事業	パパママ学級事業、公立保育所運営（保育所運営）、施設型給付事務	
64	こんにちは赤ちゃん(乳児家庭全戸訪問)事業等の取組	◆充実◆
取組内容	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援の情報提供をはじめ、さまざまな相談に対応するとともに、支援が必要な家庭については、適切なサービスの提供につなげます。また、産後ケア事業を通じて産婦の心身のケアや育児のサポート等を行うことができるよう支援します。	応援
担当課	健康推進課	
主な事務事業	こんにちは赤ちゃん事業、産後ケア事業	

65	乳幼児健診等を通じた子どもの健康支援	◆充実◆
取組内容	乳幼児健康診査や各種相談を通じ、乳幼児の発育や発達の確認を行い、健全な育成と疾病等の早期発見を行います。また、電話や訪問活動を通じて健診未受診児の現況把握を強化し、支援が必要な家庭や保護が必要な乳幼児の発見に取り組みます。また、所在が確認できない未受診児については、子ども支援ネットワークを活用し、その所在の確認に努めます。	
担当課	健康推進課、子ども家庭支援センター	
主な事務事業	新生児聴覚検査事業、乳児・産婦健康診査事業、6・9か月児健康診査事業 1歳6か月児健康診査事業、3歳児健康診査事業、保健師地区活動 子ども家庭総合相談事業	
		応援
66	産前・産後の妊産婦への支援	◆充実◆
取組内容	産前・産後の時期は、精神的に不安定になりやすく、身体的にも負担がかかるため、妊産婦訪問や赤ちゃん訪問などを通じて妊産婦の健康状態等を把握し、関係部門や医療機関と連携して支援を行います。また、産後ケア事業や育児支援ヘルパー事業、ショートステイ事業などを通じて安心して子育てできるように支援します。	
担当課	子ども家庭支援センター、健康推進課、子育て推進課	
主な事務事業	子育てひろば事業、育児支援ヘルパー事業、妊婦健康診査事業 こんにちは赤ちゃん事業、産後ケア事業	
		応援
67	生活リズムの重要性を学ぶ場の提供	◆充実◆
取組内容	子どもたちが健やかに成長するためには、適切な運動や調和がとれた食事、十分な休養・睡眠など、生活リズムが大切であることを踏まえ、保健指導や育児相談に対応するとともに、生活リズムの大切さをわかりやすく伝える講座やイベントを実施します。	
担当課	子育て推進課、健康推進課	
主な事務事業	子育てひろば事業、親と子の健康相談事業	
68	子どもを望む家庭への情報の提供	◆充実◆
取組内容	これから子どもを育てたいと考えている家庭に、妊娠・出産・子育てに関する情報や出産・育児経験者との交流の機会を提供します。また、不妊や不妊治療に関する情報の提供に努めます。	
担当課	子ども家庭支援センター、保育課、健康推進課	
主な事務事業	子ども家庭総合相談事業、公立保育所運営（保育所運営）、施設型給付事務 母子健康手帳交付事業	

親育ち

子どもを授かった時から、また子どもを持つと決めた時から、親は子どもを慈しみ、愛情を注ぎ、誕生日の日や出会う日を心待ちにします。その時から「親」としての歩みを始めていきます。しかし、子どもを産んだから、子どもを持ったから、親になれる訳ではありません。しかも、親子であっても、人が人を育てていくことは大変なことです。

乳幼児期には授乳や排せつなどから始まり、生きていくために必要な世話をしなければ子どもは安全に生きていくことができません。そして、人として生きていくための基礎を身に付けさせなければなりません。しかも、子どもは日々成長していきます。子どもの成長と共に親も日々成長していかなければその時の子どもの成長に見合った親とはなれません。また、同じ親から生まれた兄弟姉妹であっても、同じような育て方をできる訳ではなく、それぞれの子どもに向き合っていかなければなりません。

そうして、思春期になれば身体は子どもの方が大きくなり、子どもは自分の世界を広げ大人への階段を一步ずつ上っていき、親が密接に関わることは少なくなります。けれども、子どもが立ち止まる時、助けを求めるとき、寄り添えるように、そして、しっかりと見守らなければならぬと思います。

親が子どもと向き合うことは簡単なことではありません。しかし、子育てとは子どもに愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす営みです。現代のように変化の激しい社会の中でも、子どもたちが健やかに成長していけるように、親も子育てを楽しみながら子どもと共に自らが成長していけるように、そして親子を温かく包んでいける地域や社会でありたいと考えられます。

②地域保健・小児医療体制の充実

69	小児医療体制の整備	◆継続◆
取組内容	休日及び平日夜間の小児初期救急診療を継続するとともに、休日・夜間に開設している小児医療機関の情報を提供します。また、身近な地域において日常的な診療や健康管理を担う、かかりつけ医の普及啓発を進めます。	
担当課	健康推進課	
主な事務事業	医科休日急患診療事業、歯科休日応急診療事業、小児初期救急平日準夜間診療事業 こんにちは赤ちゃん事業、乳児・産婦健康診査事業 1歳6か月児健康診査事業、3歳児健康診査事業	
70	歯と口の健康づくりの推進	◆継続◆
取組内容	歯科健康診査を通じ、乳幼児期から学齢期までの虫歯予防を推進します。また、学校等と協力して、歯と口の健康に対する意識向上に努めます。	応援
担当課	健康推進課、学務課	
主な事務事業	幼児歯科相談、歯と口の健康週間事業、小学校歯と口の健康週間啓発事業 中学校歯と口の健康週間啓発事業、児童保健衛生、生徒保健衛生	
71	予防接種の適正な実施	◆充実◆
取組内容	予防接種法に基づき、適正かつ安全な予防接種の実施を進めます。関係機関と連携し接種を勧奨するとともに、保護者の相談に随時対応するなど、情報提供に努めます。また、季節性インフルエンザの発病や重症化予防、子育て世代への経済的負担の軽減のため小学生以下の接種について費用助成を行います。	
担当課	健康推進課	
主な事務事業	インフルエンザ予防接種事業	
72	子どもの事故防止策の周知	◆継続◆
取組内容	子どもに多い事故やケガの予防策、救急時の適切な対処方法について、健診などを通じ、情報提供に努めます。	
担当課	健康推進課	
主な事務事業	こんにちは赤ちゃん事業、乳児・産婦健康診査事業 1歳6か月児健康診査事業、3歳児健康診査事業	

成果
指標

成果指標	現状 (平成 30(2018)年度)	目標値 (令和 6(2024)年度)
安心して子どもを産み育てることができると感じている市民の割合	77.6%	80.0%

主な取組指標	実績 (平成 30(2018)年度)
こんにちは赤ちゃん事業訪問率	96.8%
妊婦健康診査初回受診率	97.6%
乳幼児健康診査事業受診率 ①3～4か月児、②1歳6か月児、③3歳児	①99.0% ②97.1% ③97.6%
小児初期救急平日準夜間診療事業受診者数	507人
幼児歯科健康診査受診率(2歳児)	66.8%

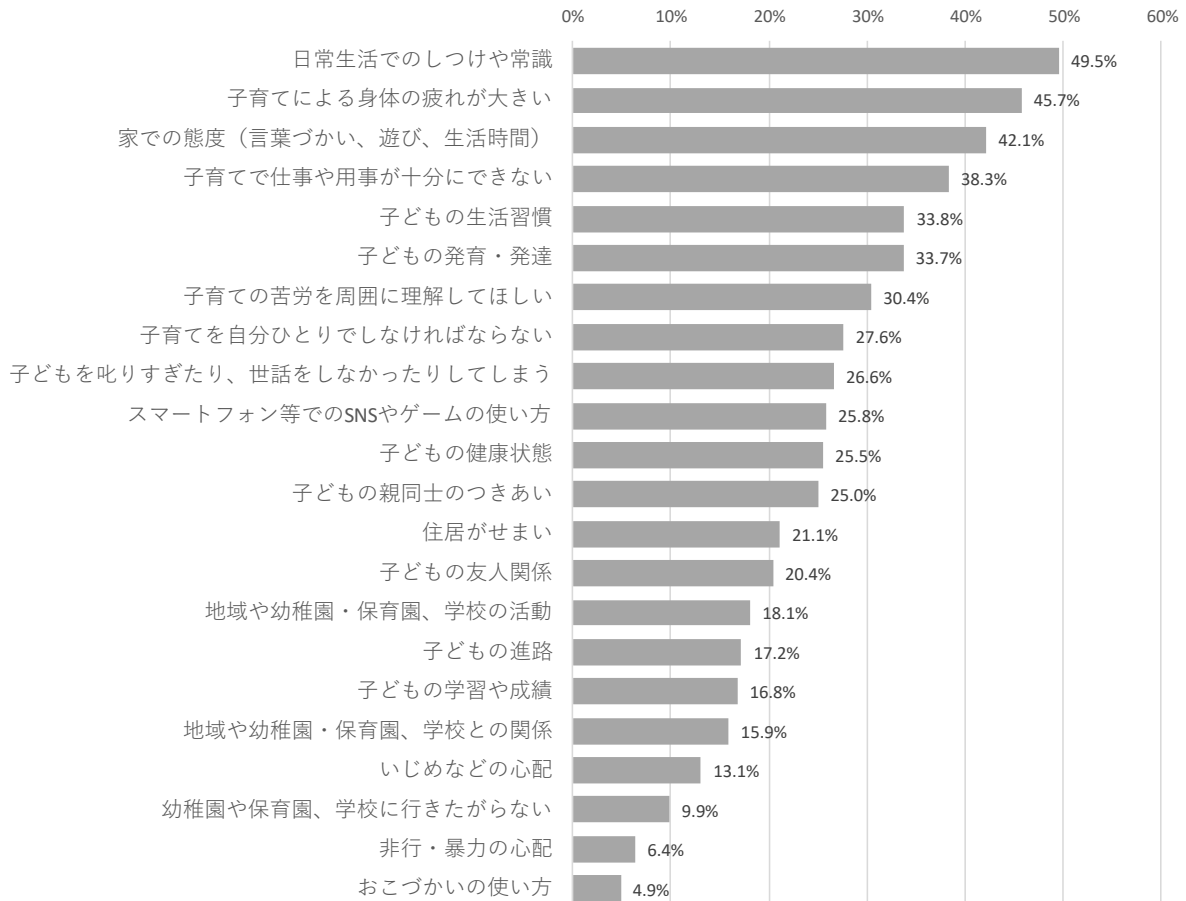
[2] 家庭における子育てへの支援

現状

- 核家族化の進行と地域のつながりの希薄化により、身近な地域に相談相手がないなど、子育てに不安や負担感を抱え、社会からの孤立感や疎外感を持つ保護者が増加しています。
- 地域においては、子どもを育てるすべての家庭を対象に、子育ての不安や孤立感を軽減するため、情報提供や相談機能の充実、保護者同士の交流の場づくりなどが求められています。
- 保育園・幼稚園などの子育て関係機関や団体が、その機能や資源を生かして、地域における子育て支援事業を展開するとともに、地域の人々が積極的に子育て支援に関わることで、互いに助け合う地域づくりを進めていく必要があります。
- 国や東京都の制度に基づき、子育てに対する経済的な負担を軽減することも重要です。

(1) 子育て中に困っていることや悩んでいること（就学前児童家庭）

乳幼児の保護者の多くは、「日常生活でのしつけや常識」「子育てによる身体の疲れが大きい」「家での態度（言葉づかい、遊び、生活時間）」の3項目が、「ある」と回答した人の比率が4割を超えています。



資料：第4次子育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

取組の
方向性

- ① 子育てに関する相談・情報提供体制の充実と保護者同士の交流を促進します。
- ② 地域における子育て支援を充実します。
- ③ 子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

取組
項目

①子育てに関する相談・情報提供体制の充実と保護者同士の交流の促進

73	利用者支援事業の充実	◆充実◆
取組内容	子育てに関する相談に対応するとともに、個々の状況に応じ、幼稚園・保育園等の教育・保育施設や子育て支援事業等に関する情報を提供し、必要なサービスにつなぎます。また、健康推進課と子ども家庭支援センターが中心となり、利用者支援事業従事者のための研修や関係機関相互の連携のための体制づくりを進めます。	協働 応援
担当課	子ども家庭支援センター、子育て推進課、保育課、健康推進課	
主な事務事業	子育て支援啓発事業、子育てひろば事業、公立保育所運営（保育所運営） 施設型給付事務	
74	子育て情報のわかりやすい提供と市民活動の支援	◆継続◆
取組内容	広報紙やリーフレット、インターネットなどを活用して、子育てに関する情報がわかりやすく届くように工夫するとともに、子育て・子育てに関する情報を収集・発信する市民の活動を支援します。	協働 応援
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	子育て支援啓発事業、子育てひろば事業、公立保育所運営（保育所運営） 施設型給付事務	
75	子育てサークル等による仲間づくりの促進	◆継続◆
取組内容	子育てサークルの活動支援や児童館の親子サークル事業を通じて、親子のふれあいや親同士の仲間づくりを促進します。また、既存の子育てサークル等への情報提供等を行い、サークルの活性化を図ります。	市民
担当課	子ども家庭支援センター、子ども育成課	
主な事務事業	子育て支援啓発事業 子ども未来センター管理運営事務（子育て支援啓発事業）、児童館民間運営事業	

76	子育ての不安を和らげる講座や交流会の開催	◆継続◆
取組内容	ノーバディーズ・パーフェクト講座やペアレント・プログラムをはじめ、保護者の育児不安やストレスを軽減するための家庭教育講座を開催します。また、多胎児や発達が気になる子どもの保護者、ひとり親家庭などを対象にしたおしゃべり会を定期的開催し、親同士の交流や情報共有を進め、子育ての不安を和らげます。	協働 応援
担当課	子ども家庭支援センター、生涯学習推進センター	
主な事務事業	子育て支援啓発事業、子ども未来センター管理運営事務（子育て支援啓発事業） 成人対象事業	
77	子育てひろば事業の充実	◆充実◆
取組内容	乳幼児を育てている保護者の孤立感や不安感の解消、子どもや保護者同士の交流を促すため、子育てひろばを開設し、育児相談や情報の提供、子育て講座等を行うとともに、関係機関と連携し、課題を抱えた親子を支援します。地域のニーズに対応し、多世代交流や相談対応力等の強化、子育てひろばの増設に取り組みます。	応援
担当課	子育て推進課	
主な事務事業	子育てひろば事業	
78	ファミリーフレンド事業(傾聴ボランティア)の取組	◆継続◆
取組内容	身近に親族や知り合いがなく、孤立感や不安感を抱えた乳幼児を育てている家庭をボランティアが訪問し、保護者の話を傾聴し、不安やストレスを和らげます。	協働 応援
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	子ども家庭総合相談事業	

夢たちコラム

子育て子育て

近頃よく「AI」（人工知能）のニュースを見聞きする。私は4歳になる双子を育てる母である。幼稚園の母たちとの話題は「AI時代に生き抜いていける子に育てるには何をしたらいいか」ということ。テストで点数が出るような認知的能力はきつとそう遠くない未来にAIが担ってしまう。ではどんな時代も生き抜いていける力とは一体何なのか。それは認知能力ではなく、テストで測ることのできない非認知能力なのかもしれない。「人を思いやる心」「やり抜く力」「諦めない力」「自主的に動く力」「自分で判断し行動する力」「探求する心」など。その根底には「自分ではできる」「私ならやれる」と思える力が備わっていないければ育むことは出来ないのではないだろうか。それを育む上で大切な体験の一つに「愛着」がある。

様々なものが効率良くオートマティック化される現代において親子で互いに愛着を感じ得ることは、短縮してはいけない人間形成に必要不可欠な育みであると思う。親がありのままの子どもを受け入れ、寄り添い、その子自身を理解し認めてあげることが大切だと感じる。その体験こそが、子どもの自己肯定感を育て、自信を持って生きることにへと繋がるのではないだろうか。こんな時代だからこそ、原点に立ち返る必要があると思う。しかし、現状はつつい仕事や家事で忙しく子どもたちの「ママこっち見て」サインに見て見ぬふりをしてしまっている自分がある。それを取り戻すかのように毎晩一人ずつ抱きしめて「大好きだよ」と伝える。子ども達は安心して満足そうな顔をする。そして思う。そうだ、これでいいんだ。頑張り過ぎなくていい、今やれることをやるだけだ。

②地域における子育て支援の充実

79	保育園や幼稚園による地域子育て支援事業の推進	◆継続◆
取組内容	市立保育園において、子育てひろばと連携した出前保育や相談事業、園庭開放などの地域交流事業を実施します。また、私立保育園や幼稚園が実施する地域子育て支援事業を支援します。	応援
担当課	保育課	
主な事務事業	私立幼稚園指導監督、施設型給付事務、地域子育て支援事業	
80	一時預かり・緊急一時保育の充実	◆継続◆
取組内容	育児に伴う保護者の心理的・身体的負担の軽減など、一時的な保育ニーズに対応するため、一時預かり保育を実施します。また、保護者の病気や出産など、やむを得ない事情による突発的な保育ニーズに対応するため、緊急一時保育を実施します。	応援
担当課	保育課	
主な事務事業	民間保育所運営（一時預かり事業補助金）、公立保育所運営（一時預かり事業） 子ども未来センター管理運営事務（一時預かり事業） 公立保育所運営（緊急一時保育事業）	
81	ファミリー・サポート・センター事業による地域の助け合いの促進	◆継続◆
取組内容	地域の助け合いにより子育て支援を進めるファミリー・サポート・センター事業について、援助内容や利用方法などの広報を充実し、利用を促進するとともに、援助会員の確保と研修の充実に努めます。	協働 応援
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	ファミリー・サポート・センター事業	
82	子育て支援員の活用	◆継続◆
取組内容	地域型保育事業や一時預かり保育などの子育て支援分野において、育児経験者が活躍することを目的とした「子育て支援員」制度の活用を進めます。	協働
担当課	子育て推進課、子ども家庭支援センター、保育課	
主な事務事業	子育てひろば事業、子育て支援啓発事業、公立保育所運営（保育所運営） 施設型給付事務・民間保育所運営（一時預かり事業補助金）、地域型保育給付事務	
83	ブックスタートやおはなし会の開催	◆継続◆
取組内容	市民ボランティアによるブックスタート事業や図書館におけるおはなし会など、絵本や本の読み聞かせを通して、親子のふれあいや子どもの健やかな成長を支援します。	協働
担当課	子ども家庭支援センター、図書館	
主な事務事業	子育て支援啓発事業、子どもの読書活動の推進	
84	地域資源を活用した子育て関連事業の推進	◆継続◆
取組内容	学習等共用施設や自治会集会所において、子育て関連事業を展開することにより、世代間交流を促進します。また、空き店舗等を活用した子育て関連施設の設置を検討します。	協働
担当課	子育て推進課、子ども育成課、協働推進課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	子育てひろば事業、学童保育所民間運営事業、自治会等への支援事業 学習等共用施設管理運営	

85	子どもや子育て家庭が外出しやすい環境づくり	◆継続◆
取組内容	東京都福祉のまちづくり条例等に基づき、ユニバーサルデザインの公共施設への導入と民間施設への普及・啓発に取り組みます。また、東京都の「赤ちゃん・ふらっと事業」を推進するなど、授乳やおむつ替えができる設備の整備とわかりやすい表示に努めます。	
担当課	子ども家庭支援センター、福祉総務課、障害福祉課	
主な事務事業	子育て支援啓発事業、地域福祉推進事業、障害者総合支援法関連事業	

夢たちコラム

妊娠初期～就学前までの包括的な子育て支援

第一子の妊娠が発覚した時、私は涙がでるほど嬉しく幸せでした。しかし、妊娠中の体の変化や、産後、昼夜問わず泣いている赤ちゃんを目の前に、気持ちを追いつかず、幸せよりも不安な気持ちに襲われました。結婚し、実家や気心知れた友人とも離れ、子育てがこんなにも孤独で、思い描いていた「母と赤ちゃんの生活」とは掛け離れた現実がありました。周りに子育て経験者がいれば、このギャップは少なかったのでしょうか、私はあまり身近にいなかったため、一人で子育てをしなければならぬ重圧が不安になりました。親は子どもを授かった時から、親も子育て0歳です。子どもの権利を守ることは、親や大人の子育て環境を整え、親自身が適切な育児方法を学び、一緒に親育ちをしながら、子育てをすることが大切になります。

令和二年四月から、保護者による体罰禁止を盛り込んだ「児童虐待防止法」と「児童福祉法」の改正法が施行されます。フィンランドでは、体罰禁止が施行される前から「子育てのスタートを個別の家族にまかせない、継続的なサポート」として、妊娠・出産・子育ての当事者目線でのアドバイス・助言を行う、ネウボラ制度を取り入れています。妊娠中から、適切な両親プログラムや、途切れないアドバイス・助言、傾聴といった子育て支援は、親の心を支え、ゆとりの持てる環境に導きます。同様に、妊娠中～産後・育児中において、保護者同士の交流の場、地域の中で支え合える関係づくりは孤立予防に繋がります。親子がのびのびと子育て・育ちができる環境を、社会全体で応援できるように今後も目指していきたいです。

③子育てに伴う経済的負担の軽減

86	養育費や医療費の助成	◆継続◆
取組内容	国や東京都の制度を基本に、中学校修了前の子どもを養育している保護者等に対し、手当の支給や医療費の助成を行います。また、学校管理下の負傷などの医療費を災害共済制度により給付します。	応援
担当課	子育て推進課、学務課	
主な事務事業	乳幼児医療費助成事業、義務教育就学児医療費助成事業 児童手当支給事務 児童保健衛生・生徒保健衛生	
87	乳幼児の保育料等の負担軽減	◆充実◆
取組内容	各家庭の所得などに応じ、幼児教育・保育施設や学童保育所における保育料の負担を軽減します。多子世帯については、都の補助を活用し更なる負担軽減を図ります。また、給食費について、家庭の所得の状況等に関する基準により一部免除や補足給付による支援を行います。	応援
担当課	子ども育成課、保育課	
主な事務事業	学童保育所管理運営、学童保育所民間運営事業、私立幼稚園園児補助金交付事務 入所及び保育料徴収事務（徴収事務）、 認証保育所利用者負担軽減補助事業 施設型給付事務・実費徴収に係る補足給付事務	
88	児童・生徒の教育費の負担軽減	◆継続◆
取組内容	各家庭の所得などに応じ、小・中学生がいる世帯に、学用品費や校外活動費、学校給食費等を援助します。また、社会福祉協議会などが行っている教育に関する貸付制度の情報を提供します。	応援
担当課	生活福祉課、学務課	
主な事務事業	生活保護費、健全育成事業、小学校就学援助、小学校教育費父母負担軽減補助金 中学校就学援助、中学校教育費父母負担軽減補助金	
89	出産費用の助成	◆継続◆
取組内容	国民健康保険の加入者が出産した際に、出産育児一時金の支給や出産費用の貸付を行います。また、経済的な理由で入院助産を受けられない妊婦に対し、児童福祉法による指定を受けた病院・助産所における出産費用を助成します。	応援
担当課	生活福祉課、保険年金課	
主な事務事業	入院助産支援事業、保険付加給付事業（出産育児一時金）	
90	子育て世帯への居住支援	◆継続◆
取組内容	市営住宅の入居募集時に、多子世帯向けの募集枠を設けるとともに、東京都や都市再生機構などが行っている子育て世帯向けの優遇制度の情報を提供します。また、民間賃貸住宅を活用した支援についても、調査・研究します。	応援
担当課	住宅課	
主な事務事業	市営住宅管理事務 都営住宅地元割当等募集	

91	幼児教育・保育の無償化	◆新規◆
取組内容	3歳から5歳の子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもが、幼児教育・保育施設等を利用する際の利用料を無償化します。また、市独自に保育園の給食費の一部補助と幼稚園の園児補助金の上乗せ補助を行います。	応援
担当課	保育課	
主な事務事業	施設型給付事務・地域型保育給付事務・施設等利用給付事務 私立幼稚園園児補助金交付事務	

夢たちコラム

かつては「小1プロブレム」という言葉があった!?

すいぶん前の話です。ある地域で小学校の先生が保育園で子どもたちがどのように育っているかを知るために、夏休みに数日保育園で研修をしていました。その後、先生方の感想の中には「保育園の子どももリレー競走ができるんですね。」というのがありました。お勤め的小学校では低学年ではまだ難しいと考え、リレー競走は4年生から行っていたそうです。

各地のそのような研修などの交流のおかげもあり、現在では小学校に入ったばかりの子どもについての理解が深まったようです。そんな中、令和2年度から新しい学習指導要領に基づき、小学校入学後すぐの授業のあり方にも変化があるようです。幼児教育(幼稚園や保育園など)から小学校教育へと円滑に移行するために「生活科」などで丁寧な対応がなされることが望まれるようになったのです。

かつては「小1プロブレム」などという言葉がありました。そんな言葉があったことを忘れてくれるであろう、就学前後の環境の変化に戸惑うであろう子どもたちにとって心強い変化ですよね。

保育園・幼稚園でも、小学校に入るまでに「ひらがな・カタカナの読み書きができなければ」、「長い時間、席について先生の話を聞けるようにならないければ」、「英語を幼児期に始めなければ」などと焦ってしまうことがあるようです。これも、小学校での子どもの姿を知ることにより、本当に必要とされるべきことがわかれば、慌てることはなくなりません。幼児期には遊びを中心として学べるたくさんのことがあり、小学校の先生方もその土台をもとに授業を組み立ててくれます。幼児教育・小学校教育の先生方のより一層の連携が楽しみです。

もちろん、保護者もいろいろな情報に振り回されずに、今の子どもたちの育ちを見守っていきたいですね。

成果
指標

成果指標	現状 (平成 30(2018)年度)	目標値 (令和 6(2024)年度)
子育てを楽しんでいると感じることが多い 保護者(未就学児)の割合	59.4%	61.0%

主な取組指標	実績 (平成 30(2018)年度)
子ども総合相談受付件数(延べ)	290 件
新規子育てサークル登録者数	15 団体
子育てひろば利用者数 ①おとな(延べ)、②子ども(延べ)	①42,135 人 ②47,070 人
ファミリー・サポート・センター ①援助会員数、②活動件数(延べ)	① 325 人 ②7,722 件
赤ちゃんふらっと設置施設数	16 施設
児童手当受給者数	12,940 人

[1] 保育施設の量と質の確保

現状

- さまざまな雇用形態による共働き世帯が増加する中、出産・育児に関する制度の利用条件との不一致や長時間労働などにより、子育てと仕事の両立が困難な状況があります。
- 子育てをサポートするための就労環境の整備を企業に働きかけるとともに、社会全体で働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すことが求められています。
- 子どもを育てながら安心して働き続けるためには、保育園や学童保育所における待機児童の解消が必要です。
- 量の拡充だけでなく、幼児教育・保育の質がいっそう重要となり、幼稚園教育要領・保育所保育指針・認定こども園教育保育要領³が改定され、どの施設でも同じ「幼児期に育みたい姿」を目指し、保育環境や保育の質を向上させていくことが求められています。

(1) 立川市の保育理念

「子ども一人ひとりの育つ力を大切に、のびやかな環境の中で、生きる喜びを生涯にわたって持ち続けられるようにします」を立川市の保育理念とします。

³ 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領は2017年3月31日に同時改訂(定)・告示されました。子どもと保育者の信頼・愛着関係を土台にして、「幼児期ならではの『学び』」を援助し、小学校へつなぐことをどの施設でも重視することが明示されています。

改訂(定)の主なポイント(ねらい)は以下の3点です。

一つめは、日本の子ども達が、幼稚園、保育所、認定こども園のどの施設に通っても、一定以上の質を持った幼児教育を受けられるようにすることです。

二つめは、子ども・子育て支援法が幼児教育の「量」の拡充と「質」の向上を目指していることを受け、どのようにして質を上げるのかを明確に示したことです。

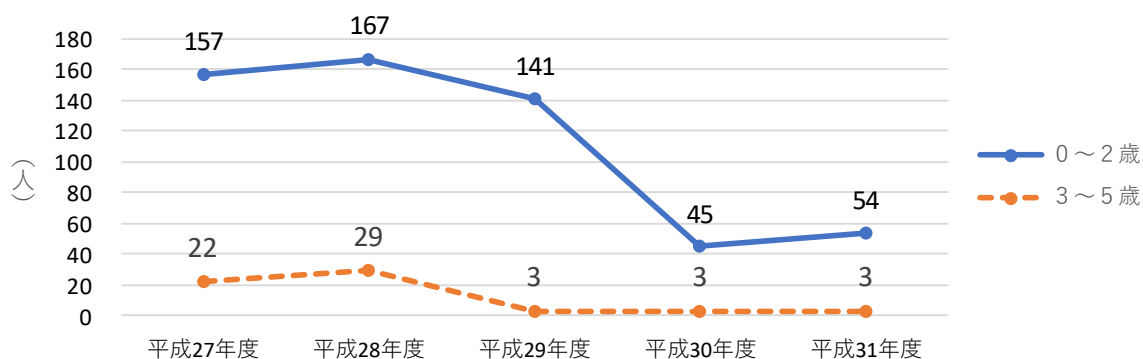
具体的には、「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」で、3法令の1章総則に記載されています。研修、評価や記録のとり方なども質を上げる取り組みとして強調されています。

三つめは、「幼児教育で育つ力」を明確にし、そうした一定の力を各施設で育て、小学校に接続し、伸ばしていくことです。

その後中学校・高校での教育へ発展させていくという長期的な展望をもって、幼児教育を規定しました。

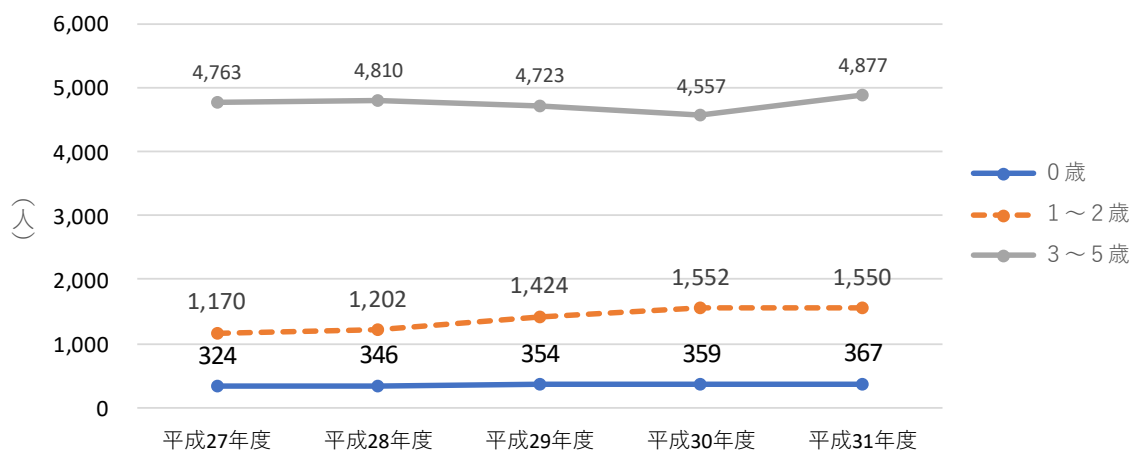
(2) 待機児童数の推移

待機児童数は、平成29～30年度で急速に減少し、平成27年度の179人に対して、平成31年度では57人と大幅に減少しています。平成31年度は0～2歳児についてはやや微増しています。



(3) 教育・保育の量の拡大の推移

教育・保育の量の拡大の推移では、0～2歳児までは毎年拡大をしてきました。3歳以上は年度により差があるのが特徴です。



取組の
方向性

- ① 子育てをする保護者が安心して働けるよう、保育サービスの充実を図ります。
- ② 保育サービスの質の向上を図ります。

取組
項目

①待機児童の解消と保育の質の向上

92	幼児教育・保育の量の確保	◆継続◆
取組内容	地域における幼児教育・保育の需要量や施設の配置バランス等を考慮し、必要な施設や事業の量の確保を計画的に進めます。特に、待機児童解消のため、定員枠の拡大を進めるとともに、一時預かり保育のスペースを活用し、短時間就労の保護者も利用可能な定期利用保育を実施します。	応援
担当課	保育課	
主な事務事業	私立幼稚園指導監督、認証保育所運営、施設型給付事務、地域型保育給付事務 市立保育園民営化、民間保育所運営（定期利用保育事業補助金） 民間保育所運営（一時預かり事業補助金）、公立保育所運営（定期利用保育事業） 公立保育所運営（一時預かり事業）、施設等利用給付事務	
93	育児休業明け入園予約の実施	◆継続◆
取組内容	育児休業の取得を促進するために、育児休業明けの乳幼児が年度の途中からでも入園が可能となるよう、入園予約制度を実施します。	
担当課	保育課	
主な事務事業	入所及び保育料徴収事務（入所事務）	
94	幼児教育・保育の質の向上	◆継続◆
取組内容	幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づき、研修等や自己評価の取組を進めます。また、第三者評価、都の指導検査、巡回指導により、保育の質の向上を図ります。	
担当課	保育課	
主な事務事業	私立幼稚園指導監督、施設型給付事務 公立保育所運営（保育所運営）、保育施設指導検査等事業	

成果指標

成果指標	現状 (平成 30(2018)年度)	目標値 (令和 6(2024)年度)
待機児童数	48 人	0 人

主な取組指標	実績 (平成 30(2018)年度)
市内の保育園の第三者評価受審数①認可 ②認証	11 施設 2 施設
幼稚園受け入れ可能数 (定員ベース)	2,561 人
保育施設受け入れ可能数 (定員ベース)	4,185 人

夢たちコラム

保育現場にて 子育てをしながら思うこと

十月から幼児教育の無償化が始まりました。幼児2人を育てている私もその恩恵をうけています。政府や自治体は子育てに対して力を入れていきます。それは保護者にとって、とても助かっていきますが、子ども達にとって幸せにつながっているのでしょうか？仕事がいやらしい環境になった反面、子どもが親という時間が少なくなっていますか？

子ども達は幼稚園・保育園が大好きです。先生や友達と関わることで家庭の中では学べない人間関係や新しい事象を体験し、目をキラキラさせて過ごしている姿を毎日見えています。毎日楽しく生活している基盤に「家庭」という子どもが安らげる安全基地があるからこそ保育の現場でのびのびと過ごすことが出来るのでしょうか。

子どもと向き合い、その日の出来事を少しの時間でも話して笑いあうと子どもは自分を見てくれていると自己肯定感を感じ、心が満たされていきます。

私自身も現在、幼稚園教諭の助手として働きながら子育てを過しているので日々葛藤しながら過ごしています。

子どもと向き合っているのか？もっと子どもとの時間を作った方がいいのでは？働いて家庭を支えないと…子どもの将来のために貯金をしなくては…色々と考えながらもまずは、子どもの気持ちにならざるを得ない現状をどうにかと様子を見たり、一対一で話ができる時間をつくるように努めています。(疲れてできない日もありますが…)家庭は子どもにとって安心して過ごせる場所である、ということ念頭において考えていると日々の関わり方も変わってくるかもかもしれませんね。

また、子育て中心の生活をしていて「私、働いてないから…」と肩身の狭い気持ちになっている方もいると聞きます。働くことは大切ですが子どもとしっかりと向き合い生活をしていると自信をもって欲しいと思います。(子どもと一緒にいると子どもが優先になり家事をするのも大変です。)

社会全体が子どもにとってより良い環境になることを願います。

[2] 学童保育所の量と質の確保

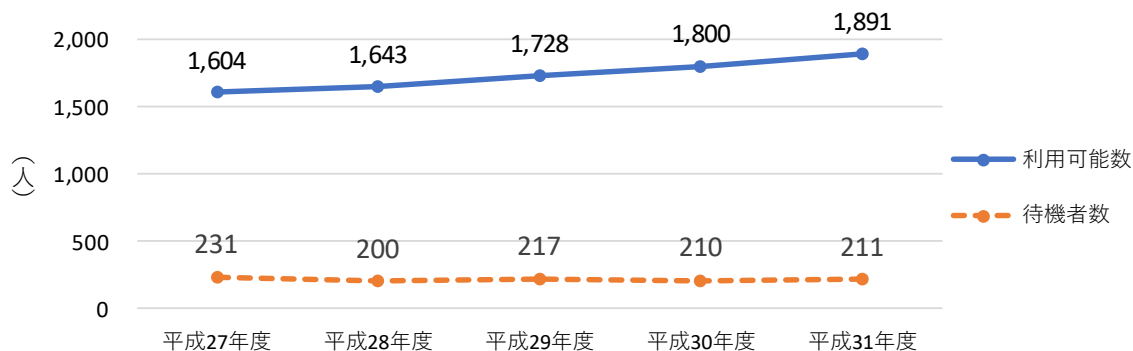
現状

- さまざまな雇用形態による共働き世帯が増加する中、子どもが小学校に入学後の支援の重要性が注目されています。
- 今後、子どもの人数は減少傾向になっていくと予測されますが、本市の場合、学童に相当する年齢の子どもは、今後2～3年は増減を繰り返す反面、その後は急速に出生数の減が予測されるため、ニーズに応じた整備を行うだけでなく、アセットマネジメントの視点も踏まえた施設整備が必要です。
- そのため、学童保育所における待機児童を解消するとともに、現時点で学童保育の定員が不足する部分は、学童保育所の定員の増だけでなく、児童館等既存施設を活用した対応が求められています。

(1) 学童保育所の定員と待機者の推移

学童保育所の利用可能数は、平成 27 年度には 1,604 人でしたが、平成 31 年度には 1,891 人まで定員を増やしています。

しかし、待機者数をみるとほぼ横ばいとなっているのが特徴です。



取組の方向性

- ① 子育てをする保護者が安心して働けるよう、多様なサービスの充実を図ります。
- ② 学童保育サービスの質の向上を図ります。

取組
項目

①放課後等の居場所の確保

95	学童保育所事業の推進	◆充実◆
取組内容	保護者が放課後不在の小學生に遊びと生活の場を提供するため、学校の余裕教室や空き店舗を活用した学童保育所の整備を進め、待機児童の解消を目指します。また、指導員の資質の向上や保育内容の充実に努めます。	応援
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	学童保育所管理運営、学童保育所民間運営事業	
96	サマー学童保育所や児童館ランドセル来館の実施	◆充実◆
取組内容	長期休業中の学童の待機児童対策として、サマー学童保育所や期間限定の定員の弾力化に取り組みます。また、学童保育所を補完する事業として、児童館ランドセル来館を拡充するとともに、放課後子ども教室との連携についても検討します。	応援
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	学童保育所管理運営、学童保育所民間運営事業、児童館民間運営事業 放課後居場所づくり事業	
19	(再掲)新・放課後子ども総合プランの推進	◆充実◆
取組内容	すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や教育と福祉の連携方策等を検討するとともに、学童保育所及び放課後子ども教室について、連携や一体的な取組を視野に入れ、計画的に整備します。	応援
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	学童保育所管理運営等、学童保育所民間運営事業、児童館民間運営事業 放課後居場所づくり事業	

成果
指標

成果指標	現状 (平成 30(2018)年度)	目標値 (令和 6(2024)年度)
学童保育等待機者数	210人	0人

主な取組指標	実績 (平成 30(2018)年度)
学童保育利用可能数	1,800人
ランドセル来館の利用者数	127人

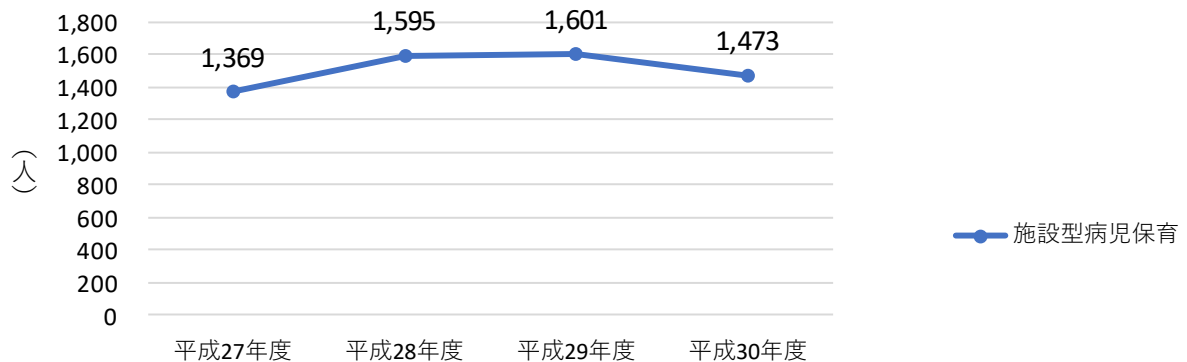
[3] 保育サービスの推進

現状

- 家族形態や就労形態の変化が進んでいるため、子どもの人数は将来的には減少していく反面、保育ニーズは**広がっていく**ことが予測されます。
- 令和元年10月から開始された「幼児教育・保育の無償化」は、教育・保育**サービスの**ニーズに変化をもたらす**と**考えられます。
- **子どもが急な病気の際の病児・病後児保育や、延長保育、休日保育などの多様な保育サービスを充実していくことが必要です。**
- **子どもの心身への負担も考慮しながら、子どもの立場で考えていくことも大切です。**

(1) 病児保育室の利用の推移

病児保育室の利用の推移をみると、「施設型病児保育」は平成29年度をピークに、やや減少傾向となっています。



取組の方向性

- ① 多様な子育てをする保護者を支援できるよう、サービスの充実を図ります。
- ② 働き方に応じた保育サービスが提供できるようにします。

①多様な保育サービスの推進

97	働き方に応じた保育サービスの提供	◆継続◆
取組内容	<p>子どもの健やかな育ちを前提に、多様な働き方を支援するため、認可保育所において、産休明け保育や延長(時間外)保育を実施します。また、保育時間の延伸や休日・年末保育については、保護者の就労等の状況だけではなく、子どもの心身への負担も考慮して検討します。</p> <p style="text-align: right;">応援</p>	
担当課	保育課	
主な事務事業	民間保育所運営(延長保育事業補助金)、公立保育所運営(延長保育事業)	
98	幼稚園における一時預かり保育の推進	◆継続◆
取組内容	<p>幼稚園児の保護者の就労等を支援するため、幼稚園において、通常の教育時間の前後や夏休みなどの長期休業期間中の一時預かり保育を推進します。</p> <p style="text-align: right;">応援</p>	
担当課	保育課	
主な事務事業	私立幼稚園指導監督、幼稚園型一時預かり事業	
99	病児・病後児保育の拡充	◆継続◆
取組内容	<p>市内2か所の診療所において、保護者の就労等により看護できない、病気や病気の回復期にある児童を一時的に預かるとともに、定員の弾力化についても検討を進めます。また、ファミリー・サポート・センター事業においては病後児の預かりを継続するとともに、保育園では体調不良児対応事業の検討を進めます。</p> <p style="text-align: right;">応援</p>	
担当課	保育課、子ども家庭支援センター	
主な事務事業	病児保育室運営、ファミリー・サポート・センター事業	
100	幼稚園・保育園等の連携	◆継続◆
取組内容	<p>幼児教育・保育を充実させるため、合同研修や交流保育などによる幼稚園や保育園等の連携を進めます。また、幼稚園・保育園等が特性を生かしながら、多様な教育・保育サービスを柔軟に提供できるよう支援します。</p>	
担当課	保育課	
主な事務事業	私立幼稚園指導監督、施設型給付事務、公立保育所運営(保育所運営)	
91	(再掲)幼児教育・保育の無償化	◆新規◆
取組内容	<p>3歳から5歳の子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもが、幼児教育・保育施設等を利用する際の利用料を無償化します。また、市独自に保育園の給食費の一部補助と幼稚園の園児補助金の上乗せ補助を行います。</p> <p style="text-align: right;">応援</p>	
担当課	保育課	
主な事務事業	施設型給付事務、地域型保育給付事務、施設等利用給付事務 私立幼稚園園児補助金交付事務	

成果
指標

成果指標	現状 (平成 30(2018)年度)	目標値 (令和 6(2024)年度)
幼稚園一時預かりの利用者数	54,693 人	60,000 人

主な取組指標	実績 (平成 30(2018)年度)
施設型病児保育の利用状況	1,473 人
幼児教育無償化の対象者数	-
幼稚園預かり保育を定期的に利用している園児数	230 人

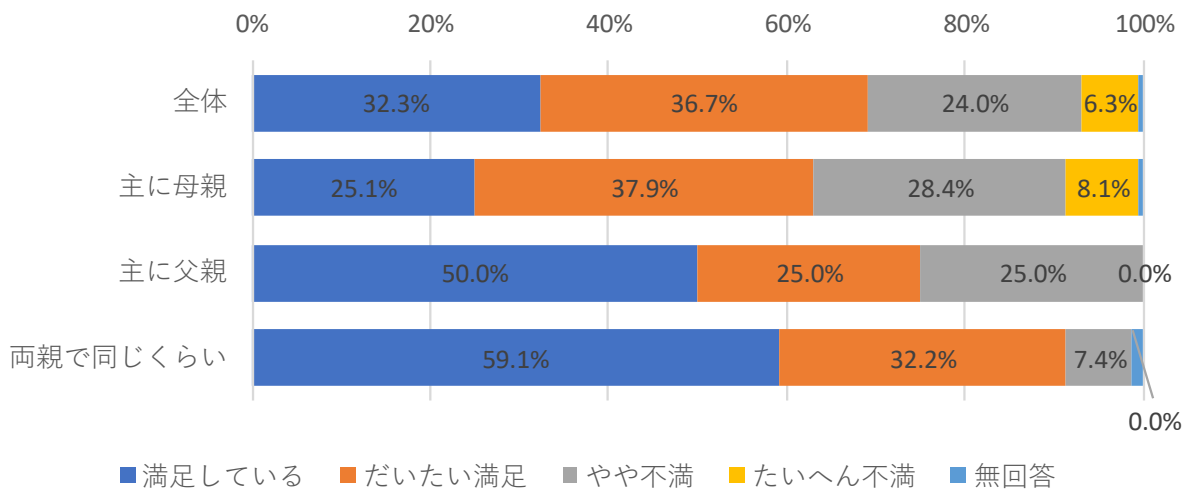
[4] ワーク・ライフ・バランスの推進

現状

- 「働き方改革」が進む現在において、ワーク・ライフ・バランスはより重要性を増しています。
- 今までの固定概念にとらわれず、すべての人が子育てしやすい環境を作り出すため、家庭のニーズに応じた役割分担や父親のさらなる育児参加が求められています。
- また、女性が出産後に継続して働くことができる仕組みの充実や、再就職の支援等を関係機関と連携しながら行う必要があります。

(1) 配偶者の子育てへの満足度（主に子育てを行っている人別／就学前児童家庭）

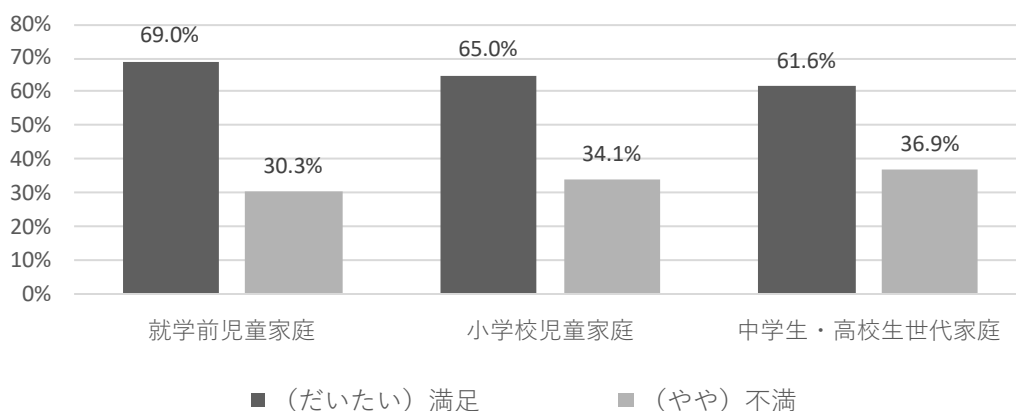
配偶者の子育てへの満足度については、「両親で同じくらい」子育てをおこなっている家庭では、「満足している」「だいたい満足」の比率が非常に高いのが特徴となっています。



資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査（回答率が50%以上を抽出）

(2) 配偶者の子育て参加に満足しているかどうか（就学前児童家庭）

配偶者の子育て参加に満足しているかどうかについては、いずれも「(だいたい) 満足している」が高くなってはいますが、中学生・高校生世代家庭になると、「(やや) 不満」への回答の比率が高くなってはいます。



資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

取組の方向性

① 保護者が仕事との両立を円滑にできるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを推進します。

取組項目

①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

101	子育てしやすい職場環境づくりの促進	◆継続◆
取組内容	市内の企業に対し、育児や介護のための休暇・休業の取得促進や多様な働き方を提案します。また、子育て等と仕事の両立に取り組む企業を「ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定します。	応援
担当課	男女平等参画課、産業観光課	
主な事務事業	男女平等参画推進事業（男女が働きやすい環境づくりの推進）、労働関連事務	
102	働き方の見直しや家事・育児分担等の意識啓発	◆継続◆
取組内容	一人ひとりが意欲を持って働きながら、豊かさを実感して暮らせるよう、男女が働きやすく、家庭における役割を担い合うような環境づくりの推進に向けた啓発に努めます。	
担当課	男女平等参画課	
主な事務事業	男女平等参画推進事業（男女平等参画と人権の意識づくりほか）	

103	父親の育児参加の推進	◆継続◆
取組内容	父親対象の育児教室や講座を開催し、学習機会と交流の場を提供するとともに、父親向けの子育て支援情報を発信します。また、父親の長時間労働の抑制や育児休業の取得促進について、企業や個人に働きかけます。	
担当課	男女平等参画課、子ども家庭支援センター、健康推進課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	男女平等参画推進事業（男女が働きやすい環境づくりの推進）、子育て支援啓発事業 子ども未来センター管理運営事業（子育て支援管理運営） パパママ学級事業、成人対象事業	
104	女性の就労・再就職支援	◆継続◆
取組内容	子育て中の保護者が働きやすい環境づくりのために、事業所内保育施設などの自主的な整備を促進します。また、女性の就業・再就職や起業を支援するため、関係機関と連携して、セミナーの開催や情報の提供を行い、新たな一歩を支援します。	
担当課	男女平等参画課、産業観光課	
主な事務事業	男女平等参画推進事業（あらゆる分野での男女平等参画の推進ほか） 労働関連事務	

成果
指標

成果指標	現状 (平成 30(2018)年度)	目標値 (令和 6(2024)年度)
ワーク・ライフ・バランス推進事業 所認定数	18カ所	30カ所

主な取組指標	実績 (平成 30(2018)年度)
パパママ学級事業参加者数	調整中
地域学習館イクメン講座の参加者数	80人

[1] 途切れのない成長支援

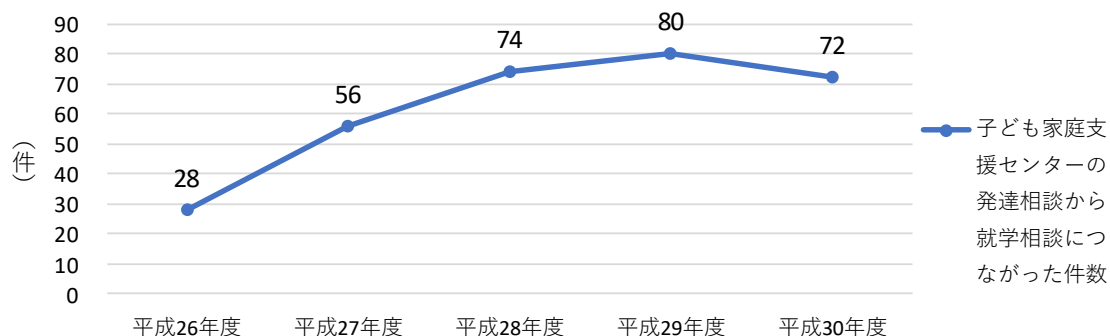
現状

- 近年、保護者や教育・保育関係者において関心が高まっている発達障害は、早期の気づきと適切な療育が重要です。乳幼児健診や幼稚園、保育園、学校等の場において早期の気づきに努めるとともに、不安を抱える保護者の気持ちに寄り添いながら、関係機関が連携し、成長の段階に応じて、適切な支援につなげていく必要があります。
- さまざまな障害や個性に関わらず、お互いの違いを認め合い共に生きていくために、幼児期の子どもから保護者も含めた市民への啓発も重要です。
- いじめや不登校、障害、経済的な貧困などのさまざまな事情から、ニートやひきこもりなど、社会参加や就労に困難を抱える若者たちの存在が社会問題になっています。
- そのような一人ひとりの状況に応じた相談・支援のために、教育や雇用、福祉・医療など、異なる分野の施設や機関が連携し、包括的な支援体制を築いていく必要があります。

(1) 子ども家庭支援センターの発達相談から就学支援につながった件数

子ども未来センターの発達相談では、発達に支援や配慮が必要な子どもとその保護者に相談支援を行いました。電話、来所は平成30年度では2,132件となっており、増加する相談支援に対応しています。

子ども家庭支援センターの発達相談から就学支援につながった件数は、平成30年度で72件となっています。



取組の
方向性

- ① その人の特性や希望に対応しながら、多様な手法により必要な支援を行います。

取組
項目

①発達に支援や配慮が必要な子どもとその家庭の支援環境の整備

105	早期の気づきから支援につなげるしくみづくり	◆充実◆
取組内容	発達において支援や配慮が必要な乳幼児を早期に支援し、保護者の育児不安に対応するため、乳幼児健康診査や5歳児相談などにおいて、早期の気づきに向けた取組を強化するとともに、療育施設や医療機関等と連携し、必要な支援につなげます。	
担当課	子ども家庭支援センター、健康推進課、教育支援課	
主な事務事業	総合発達相談事業、乳幼児健康診査事業、教育相談、就学相談	

夢たちコラム

心のバリアフリーについて

人はだれでも、住みなれたまちで生活することを望んでいます。知的、発達に障害のある人が、働きに行ったり、遊びに出かけたりにすることが、多くなってきました。

でも、人とのコミュニケーションがうまくとれないために、社会生活や集団生活がうまくできず、周囲に誤解されることが少なくありません。

そのような見た目ではわかりづらい障害のある人は、どんな困り感があるのか、どんな生きづらさがあるのか、たくさんの人に知ってほしい、知ってもらうことが心のバリアフリーに繋がる第一歩と信じ、理解啓発活動として、立川市手をつなぐ親の会の中で、立川キャラバン隊ひろくき雲を4年前に発足しました。この4年間で、子どもたちから高齢者まで、障害特性を疑似体験し、体で感じてもらい、良い接し方、悪い接し方をお話してきました。

例えば、良い接し方は、「できないことだけ手伝う・できることは自分で・はげます・ほめる」

悪い接し方は、「大声・怒る・しつこく何回も言う」などを伝えていきます。しかし、この言葉を見てわかるように難しいことは何も言っていないのです。小さなお子さんでもわかる簡単な言葉や接し方ですが、子育て、家庭の中、学校生活、社会生活等の中で、できるようで案外難しいのです。

私たちは、障害をテーマに活動していますが、実は障害のある人に接するような対応は、子どもたち、認知症の方、高齢者の方など、誰にでもやさしい対応になるのです。「立川市障害のある人もない人もともに暮らしやすいまちをつくる条例」が平成30年4月1日に施行されました。「障害者のための条例」と思われがちですが、障害のある人もない人も全ての立川市民の条例です。障害者にやさしいまちは誰にでもやさしいまちなのです。

更には、未来を担う子どもたちの心に、「みんなちがってみんないい!」の種をまき、心のバリアフリーの芽が出て花が咲くことを願いながら活動を続けています。

106	発達相談の専門性の強化と身近な相談場所の確保	◆継続◆
取組内容	発達相談窓口で臨床発達心理士などの専門職を配置し、専門性を高めます。また、子育てひろばや保育園等が、身近で気軽な相談や情報提供の場として機能するよう、職員のスキルアップに努めます。	
担当課	子ども家庭支援センター、子育て推進課、保育課	
主な事務事業	総合発達相談事業、子育てひろば事業、公立保育所運営（保育所運営） 心身障害児通園施設管理運営	
107	発達支援親子グループ事業の実施	◆継続◆
取組内容	発達において支援や配慮が必要な1～5歳児を対象とした発達支援親子グループ事業を実施し、親と子の遊びを通して、子どもの発達や特性についての理解を深め、成長を支援します。	
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	総合発達相談事業（発達支援親子グループ事業）	
108	ドリーム学園の機能強化	◆充実◆
取組内容	心身の発達に支援や配慮が必要な2～5歳児を対象に、通園による療育を実施するとともに、保護者同士、家族等の集う場を設け、学習会などを実施して家族支援を行います。また、一時預かりなどの取組についても検討を進めます。	
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	心身障害児通園施設管理運営	
109	幼稚園・保育園等への巡回相談と専門研修の実施	◆継続◆
取組内容	子どもの発達に関する専門相談員が幼稚園や保育園等を巡回し、発達が気になる子どもの集団における生活について、現場において指導・助言するとともに、発達障害などの専門的な研修や事例検討会を実施します。	
担当課	子ども家庭支援センター、子ども育成課、保育課	
主な事務事業	総合発達相談事業、学童保育所管理運営、学童保育所民間運営事業 私立幼稚園指導監督、施設型給付事務、公立保育所運営（保育所運営）	
46	(再掲)特別支援教育における相談の充実	◆充実◆
取組内容	丁寧で分かりやすい就学相談を実施するとともに、巡回相談や専門家の派遣を通して、学校に対する指導・助言や保護者への相談対応・支援の充実に努めます。	
担当課	教育支援課	
主な事務事業	教育相談、特別支援教育の推進、就学相談	

110	地域における発達支援に関する啓発	◆充実◆
取組内容	保護者や支援者、一般市民が支援や配慮を必要とする子どもたちへの理解を深め、地域において支えていくことができるように、発達支援に関する啓発に取り組みます。	
担当課	子ども家庭支援センター、子ども育成課、教育支援課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	総合発達相談事業、心身障害児通園施設管理運営 子ども・若者自立支援ネットワーク事業、特別支援教育の推進・成人対象事業	
111	児童発達支援センターの設置	◆新規◆
取組内容	途切れのない発達支援の拠点となる「児童発達支援センター」について、役割や機能を検討し、設置します。	
担当課	子ども家庭支援センター、障害福祉課、健康推進課、教育支援課	
主な事務事業	総合発達相談事業、心身障害児通園施設管理運営、教育相談、就学相談	

②障害のある子どもとその家庭への支援

112	障害のある子どもとその家庭への生活支援・経済的支援	◆継続◆
取組内容	障害のある子どもとその家庭に対し、ショートステイ、ホームヘルプなどの障害福祉サービスや、障害児通所支援等のサービスを提供し、日常生活を支援します。また、手当や医療費の助成、補装具・日常生活用具の給付により、経済的な支援を行います。また、障害のある子どもや、その保護者が交流できる場を支援します。	
担当課	子育て推進課、障害福祉課	
主な事務事業	東京都子ども医療費助成事務、障害児等育成医療費助成事業 未熟児等養育医療費助成事業、児童育成手当支給事務 児童扶養手当支給事務、障害者ホームヘルパー派遣事業 障害者短期入所事業、手当等支給事業、東京都医療費助成事務、補装具等給付事業	
113	幼稚園・保育園等における一人ひとりに配慮した保育や学びの提供	◆継続◆
取組内容	幼稚園や保育園等において、保育士等の加配などにより、障害のある乳幼児の受入れに取り組み、一人ひとりに配慮した保育や学びを提供します。また、学童保育所においても、引き続き、障害のある児童の受入れに取り組みむとともに、総合福祉センター学童保育所においては、一人ひとりの成長に合わせた自立への支援を行います。	
担当課	子ども育成課、保育課	
主な事務事業	学童保育所管理運営、学童保育所民間運営事業、私立幼稚園指導監督 施設型給付事務、公立保育所運営（保育所運営）、 幼稚園教育振興事業	
114	障害のある小・中学生の教育費の軽減	◆継続◆
取組内容	特別支援学級等に在籍する小・中学生の保護者に対して、それぞれの認定区分に応じ、学用品や通学費等の教育費の一部を支給し、経済的な負担を軽減します。	
担当課	教育支援課	
主な事務事業	小学校就学奨励、中学校就学奨励	

115	障害のある子どもの余暇活動や交流機会の提供	◆継続◆
取組内容	障害のある子どもに、放課後や休日、長期休暇におけるレクリエーションやスポーツ等の機会を提供します。また、地域において、障害のあるなしに関わらず、子ども同士や市民と気軽に交流できる機会を拡充し、ノーマライゼーションの意識の醸成を進めます。	
担当課	障害福祉課、スポーツ振興課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	ふれあいの広場運営事業、スポーツ普及奨励活動事業、各種スポーツ関連教室の開催、障害者対象事業	

③関係機関の連携による継続的な相談・支援体制の確立

116	サポートファイルの活用	◆充実◆
取組内容	子どもが適切な支援につながりやすくするよう、子どもが生まれてから成人期までの成長の過程や、生活の様子等を記録することができるサポートファイルの活用を推進します。	
担当課	子ども家庭支援センター、教育支援課	
主な事務事業	総合発達相談事業、教育相談、特別支援教育の推進、就学相談	
49	(再掲)就学前から就学後までの情報共有のしくみづくり	◆継続◆
取組内容	就学支援シートや保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録等の活用を進め、配慮や支援が必要な児童について、保育園・幼稚園等と小学校との情報共有と連携を強化します。また、個別の教育支援計画の作成を推進し、小学校から中学校への円滑な引継ぎを進めます。	
担当課	教育支援課、保育課	
主な事務事業	特別支援教育の推進、就学相談・私立幼稚園指導監督、施設型給付事務 公立保育所運営（保育所運営）	
117	幼稚園教諭・保育士・学校教員の相互理解と連携	◆継続◆
取組内容	幼稚園教諭・保育士・学校教員を対象に、発達障害等に対する適切な支援に関して、知識・技能を共有するための合同研修や事例研究の機会を設け、幼・保・小の相互理解と連携を進めます。	
担当課	子ども育成課、保育課、指導課、教育支援課	
主な事務事業	学童保育所管理運営、学童保育所民間運営事業、私立幼稚園指導監督 施設型給付事務、公立保育所運営（保育所運営） 教育研究事務、特別支援教育の推進・教育相談	

④困難を抱える若者の自立支援

118	子ども・若者自立支援ネットワークの運営	◆継続◆
取組内容	保健・医療・福祉・教育・雇用の関係機関によるネットワークを構築し、ニートやひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を抱える若者を必要な支援につなげます。	応援
担当課	子ども育成課、産業観光課、障害福祉課、生活福祉課、指導課	
主な事務事業	子ども・若者自立支援ネットワーク事業、若年者就業支援事業 障害者生活支援事業、生活保護費、自立促進事業、生活困窮者自立支援事業	
119	若年者の就業支援	◆継続◆
取組内容	若年者(概ね 15 歳～40 歳未満)を対象に、就業に関する情報の提供や職業相談、セミナーの開設、職場体験などの支援を通じ、職業的な自立につなげます。	応援
担当課	産業観光課、生活福祉課	
主な事務事業	若年者就業支援事業、生活保護費、自立促進事業、生活困窮者自立支援事業	
120	フリースペース等の支援	◆継続◆
取組内容	不登校やひきこもりなどの子どもや若者が、自分自身の「居場所」を見い出し、多様な活動の場として活用することができるよう、フリースペース等の活動を支援します。	応援
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	子ども・若者自立支援ネットワーク事業、児童館民間運営事業	

成果指標

成果指標	現状 (平成 30(2018)年度)	目標値 (令和 6(2024)年度)
サポートファイルの利用件数	0件	2,600件

主な取組指標	実績 (平成 30(2018)年度)
発達相談新規受付数	378件
発達支援親子グループ事業①利用者数②参加者数(延べ)	① 336回 ②1,634件
児童育成手当(障害)支給対象者数	1,815件
ふれあいの広場参加者数 ①障害者・保護者・介護者②ジュニア・リーダー等	① 25人 ② 8人
就学支援シートの提出件数	244件
子ども・若者自立支援ネットワーク事業に参加する支援機関・団体につながったケースの件数	67件

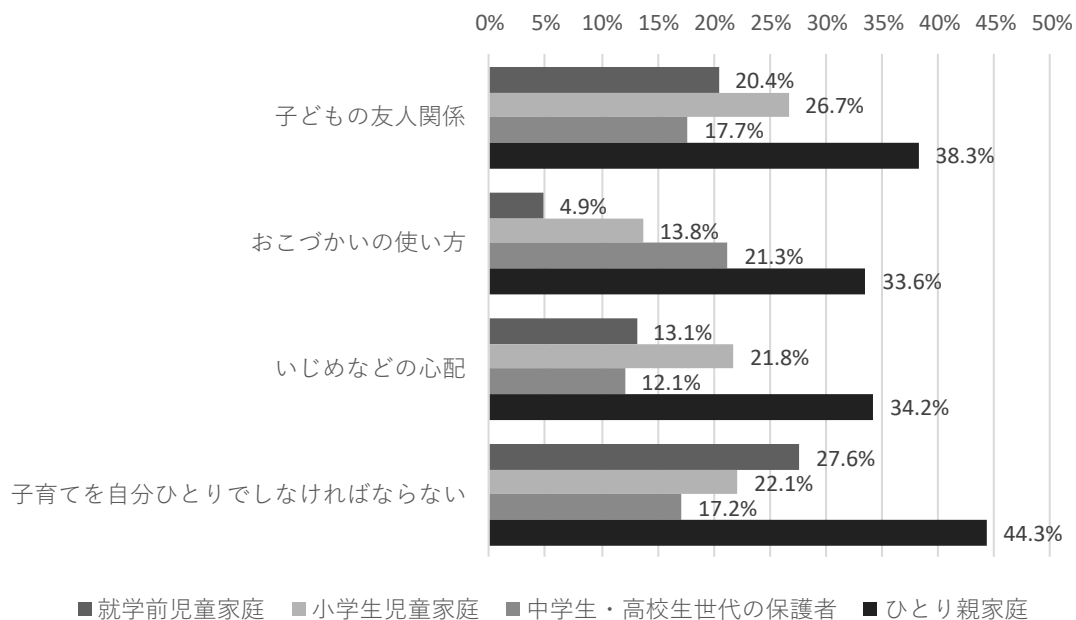
[2] 配慮を必要とする家庭への支援

現状

- ひとり親家庭については、経済的な自立や家事・育児に関する困難など、母子家庭・父子家庭それぞれが抱える課題があります。また、29歳以下の離婚率が増加し、低年齢化も進んでいます。
- ひとり親家庭が安定した生活が営めるよう、相談機能や情報提供を充実するとともに、就業支援や生活資金等の貸付、家事・育児の援助など、経済的・精神的な支援が必要です。
- 子育てに関する不安感や生活の困窮など、さまざまな要因により、養育が困難な状況にある家庭については、子どもの最善の利益をより重視した相談・支援体制の充実が求められています。また、文化や生活習慣が異なる子どもや保護者に対する支援も重要です。

(1) 子育ての悩み（ひとり親家庭）

ひとり親世帯が、他の世帯区分と比較して多い項目は、「子育てを自分ひとりでしなくてはならない」「いじめなどが心配」「子どもの友人関係」「おこづかいの使い方」が多くなっているのが特徴です。



資料：第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

(就学前児童家庭、小学生児童家庭、中学生・高校生世代の保護者と比較して10ポイント以上、ひとり親家庭が高い項目のみ抽出)

取組の
方向性

- ① ひとり親家庭の自立に向けた支援を推進します。
- ② 子どもの養育が困難な家庭の支援を推進します。

取組
項目

①ひとり親家庭の自立に向けた支援

121	ひとり親家庭のための情報提供や相談等の充実	◆継続◆
取組内容	ひとり親家庭に対して、利用可能な制度や支援の情報を提供するとともに、母子・父子自立支援員が関係機関と連携し、生活や就業、子どもの教育、福祉資金の貸付などの総合的な相談に対応します。また、DV被害の早期発見と早期対応を進めるため、関連する相談窓口が連携し情報を共有するとともに、保護が必要な母子等については、母子生活支援施設において速やかに保護します。	応援
担当課	男女平等参画課、生活安全課、子育て推進課、生活福祉課	
主な事務事業	男女平等参画推進事業（カウンセリング相談事業ほか） 母子及び父子・女性福祉資金貸付事業、母子家庭等就業支援事業 母子生活支援施設事業、母子緊急一時保護事業	
122	孤立傾向にあるひとり親家庭等の見守り支援	◆継続◆
取組内容	市内に居住し、幼稚園や保育園などを利用していないひとり親家庭等について、4か月に1回の訪問により継続して見守るとともに、子育てに役立つ情報を提供します。	応援
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	ひとり親家庭等見守り支援事業	
123	子育て・生活支援によるひとり親家庭等の自立促進	◆継続◆
取組内容	家事・育児援助が必要なひとり親家庭に、ホームヘルパーを派遣し、自立に向け日常生活を支援します。また、子どもの養育が困難な母子家庭等については、母子生活支援施設への入所により、生活を支援し自立を促します。	応援
担当課	子育て推進課、生活福祉課	
主な事務事業	ひとり親家庭ホームヘルプ事業、母子生活支援施設事業、母子緊急一時保護事業	
124	ひとり親家庭等に対する経済的な支援	◆継続◆
取組内容	児童扶養手当や児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成、母子及び父子・女性福祉資金の貸付などを通じ、ひとり親家庭等を経済的に支援します。また、水道・下水道料金の減免やJR定期券の割引など、関係機関・団体の制度等についても周知に努めます。	応援
担当課	子育て推進課	
主な事務事業	児童育成手当支給事務、児童扶養手当支給事務 ひとり親家庭等医療費助成事業、母子及び父子・女性福祉資金貸付事業	

125	寡婦(夫)控除のみなし適用	◆継続◆
取組内容	子ども・子育て支援新制度に移行した幼児期の教育・保育施設等の保育料、私立幼稚園園児補助金、市営住宅使用料の算定にあたり、非婚のひとり親家庭に対し、寡婦(夫)控除をのみなし適用します。	応援
担当課	住宅課、保育課	
主な事務事業	市営住宅管理事務・私立幼稚園園児補助金交付事務 入所及び保育料徴収事務（徴収事務）	
126	離婚等に伴う養育費制度の啓発	◆継続◆
取組内容	離婚等に伴う養育費については、子どもの利益が優先され、適切に確保されるよう、母子・父子自立支援員が助言するとともに、東京都ひとり親家庭支援センター「はあと」や法テラスなどの相談窓口を紹介するなど、養育費のしくみに関する周知・啓発に努めます。	応援
担当課	子育て推進課	
主な事務事業	母子家庭等就業支援事業	
127	ひとり親の就業支援	◆継続◆
取組内容	高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の支給により、職業訓練・資格取得を促進するとともに、母子・父子自立支援員が相談者一人ひとりの自立支援プログラムを作成し、ハローワークと連携して、自立に向けた就業を支援します。	応援
担当課	子育て推進課	
主な事務事業	母子家庭等就業支援事業	
128	母子寡婦福祉団体との連携	◆継続◆
取組内容	ひとり親家庭の交流や社会的な自立に取り組む母子寡婦福祉団体を支援するため、補助金を交付するとともに、ひとり親家庭の見守り支援のための連携強化に努めます。	協働 応援
担当課	子育て推進課	
主な事務事業	母子家庭等福祉団体事業費補助金	

②子どもの養育が困難な家庭の支援

9	(再掲)児童虐待の未然防止・早期発見	◆継続◆
取組内容	子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を活用し、幼稚園や保育園、児童館、学童保育所、小・中学校、医療機関などの関係機関のほか、民生委員・児童委員や保護司など、地域において活動している方々と連携して情報の共有に努めます。また、児童虐待への理解促進に向けて周知啓発を行うとともに、家庭訪問などの見守りを通して、児童虐待の防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。なお、虐待通告専用電話・オレンジリボンダイヤルについても継続して周知します。	協働 応援
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	子ども家庭総合相談事業	

75	(再掲)子育てサークル等による仲間づくりの促進	◆継続◆
取組内容	子育てサークルの活動支援や児童館の親子サークル事業を通じて、親子のふれあいや親同士の仲間づくりを促進します。また、既存の子育てサークル等への情報提供等を行い、サークルの活性化を図ります。	
担当課	子ども家庭支援センター、子ども育成課	
主な事務事業	子育て支援啓発事業、子ども未来センター管理運営事務（子育て支援啓発事業） 児童館民間運営事業	
76	(再掲)子育ての不安を和らげる講座や交流会の開催	◆継続◆
取組内容	ノーバディーズ・パーフェクト講座やペアレント・プログラムをはじめ、保護者の育児不安やストレスを軽減するための家庭教育講座を開催します。また、多胎児や発達が気になる子どもの保護者、ひとり親家庭などを対象にしたおしゃべり会を定期的に開催し、親同士の交流や情報共有を進め、子育ての不安を和らげます。	
担当課	子ども家庭支援センター、生涯学習推進センター	
主な事務事業	子育て支援啓発事業、子ども未来センター管理運営事務（子育て支援啓発事業） 成人対象事業	
129	支援が必要な家庭の早期把握と関連課等の連携	◆継続◆
取組内容	乳幼児健診や小・中学校入学など、子どもや保護者と接する機会を活用し、支援が必要な家庭の早期把握に努めるとともに、関連課や関係機関が情報を共有し連携することにより、見守りや必要な支援につなげます。また、子ども家庭総合支援拠点として、子どもと妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じて必要な支援を行います。	
担当課	子ども家庭支援センター、健康推進課、学務課、教育支援課	
主な事務事業	子ども家庭総合相談事業、1歳6か月児健康診査事業、3歳児健康診査事業 乳幼児健康診査事業、保健師地区活動、就学相談、教育相談、児童保健衛生	
130	所在が確認できない子どもへの対応	◆継続◆
取組内容	住民登録があるにもかかわらず、乳幼児健診の未受診者や未就園児、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなどの状況を確認できず、訪問によっても所在確認できない子どもについて、子ども支援ネットワークの活用や、東京出入国在留管理局に出入国を確認するほか、他の区市町村や児童相談所等とも情報を共有し、所在の確認に努めます。	
担当課	子ども家庭支援センター、健康推進課、学務課	
主な事務事業	ひとり親家庭等見守り支援事業、子ども家庭総合相談事業、乳児・産婦健康診査事業 1歳6か月児健康診査事業、3歳児健康診査事業、保健師地区活動、学校運営支援事務	
131	養育支援訪問による支援	◆継続◆
取組内容	さまざまな要因により、養育支援が特に必要であると判断した家庭を保健師等が訪問し、専門的相談支援を行うとともに、必要に応じ、養育支援計画を作成し、育児・家事援助のためのヘルパーを派遣します。	
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	養育支援訪問事業	

132	子どもショートステイ事業による保護者の負担軽減	◆継続◆
取組内容	入院や仕事、育児疲れなどの理由により、保護者が一時的に子どもを養育できない場合、児童養護施設において一時的に子どもを預かり、宿泊や食事を提供することによって、子育てによる保護者の身体的・精神的な負担を軽減します。	応援
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	子どもショートステイ事業	
133	養育家庭や児童養護施設等の支援	◆継続◆
取組内容	療育家庭体験発表会等の機会をとらえ、家庭で暮らすことができない子どもを養育する養育家庭(里親)や児童養護施設、フレンドホームの現状を市民に周知するため、東京都による交流・情報交換の場づくりや相談・支援体制の整備、養育家庭の募集を支援します。	応援
担当課	子ども家庭支援センター	
主な事務事業	子ども家庭総合相談事業	
134	経済的に困窮している家庭の子どもに対する支援	◆継続◆
取組内容	経済的に困窮している家庭の子どもに対し、生活支援や学習支援、居場所づくりなど、地域と連携して進めます。	協働 応援
担当課	生活福祉課、子ども家庭支援センター、子ども育成課、福祉総務課	
主な事務事業	生活保護費・自立促進事業、生活困窮者自立支援事業 子ども家庭総合相談事業、子ども・若者自立支援ネットワーク事業 地域福祉推進事業	
87	(再掲)乳幼児の保育料等の負担軽減	◆充実◆
取組内容	各家庭の所得などに応じ、幼児教育・保育施設や学童保育所における保育料の負担を軽減します。幼児保育・保育施設の多子世帯については、都の補助を活用し更なる負担軽減を図ります。また、給食費について、家庭の所得の状況等に関する基準により一部免除や補足給付による支援を行います。	応援
担当課	子ども育成課、保育課	
主な事務事業	学童保育所管理運営、学童保育所民間運営事業、私立幼稚園園児補助金交付事務 入所及び保育料徴収事務(徴収事務)、認証保育所利用者負担軽減補助事業 施設型給付事務、実費徴収に係る補足給付事務	
88	(再掲)児童・生徒の教育費の負担軽減	◆継続◆
取組内容	各家庭の所得などに応じ、小・中学生がいる世帯に、学用品費や校外活動費、学校給食費等を援助します。また、社会福祉協議会などが行っている教育に関する貸付制度の情報を提供します。	応援
担当課	生活福祉課、学務課	
主な事務事業	生活保護費、健全育成事業、小学校就学援助、小学校教育費父母負担軽減補助金 中学校就学援助、中学校教育費父母負担軽減補助金	

89	(再掲)出産費用の助成	◆継続◆
取組内容	国民健康保険の加入者が出産した際に、出産育児一時金の支給や出産費用の貸付を行います。また、経済的な理由で入院助産を受けられない妊婦に対し、児童福祉法による指定を受けた病院・助産所における出産費用を助成します。	
担当課	生活福祉課、保険年金課	
主な事務事業	入院助産支援事業、保険付加給付事業（出産育児一時金）	
135	帰国又は外国人の児童・生徒に対する就学支援	◆充実◆
取組内容	帰国や外国人の児童・生徒のうち、日本語の理解が十分ではない子どもたちのために、通訳協力員を配置し、授業の通訳や学校・家庭間の連絡書類の翻訳等を行うとともに、関係機関と連携してさらなる学習支援を検討します。また、外国人学校に通学する外国籍の子どもの保護者を対象に、授業料等の補助金を交付します。	
担当課	指導課、協働推進課	
主な事務事業	教育事業事務、外国人学校就学児補助事業	

成果
指標

成果指標	現状 (平成 30(2018)年度)	目標値 (令和 6(2024)年度)
養育支援訪問事業支援世帯数 専門的相談支援	53 世帯	80 世帯

主な取組指標	実績 (平成 30(2018)年度)
児童育成手当支給対象者数	30,408 人
母子自立支援プログラム策定件数	8 件
子ども支援ネットワーク進行管理継続ケース総数	609 件
子育て支援啓発事業対象者別交流会①実施回数②参加者数(延べ)	① 36 回 ② 439 人
子どもの学習支援事業延べ利用数	1,931 人
通訳協力員配置数	34 人

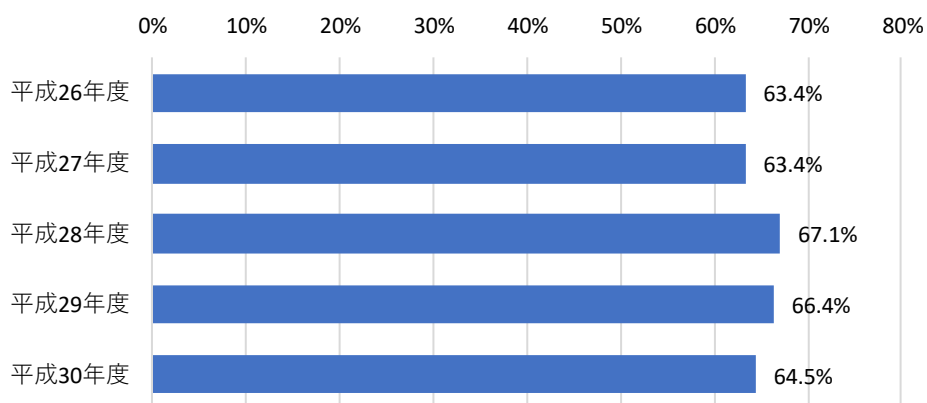
[1] 協働による事業の推進

現状

- 子どもの権利の尊重や<子育て><学び><子育て>の支援、配慮が必要な子どもや家庭の支援を推進するためには、行政や家庭、地域の市民、保育園・幼稚園・学校、医療機関、事業所など、地域のさまざまな構成員がそれぞれの役割を担いつつ、積極的に関わることが求められています。
- そのためには、地域全体が協力して子どもを育むという、共通した認識を広めるとともに、子育て・子育て支援者として活動する人材を育成・確保することが重要です。
- 本市においては、子育て・子育てに関わる団体やグループが多数存在しており、それぞれが主体的な活動を展開しています。こうした団体同士が相互に情報を交換し交流することにより、それぞれの活動が活性化し、地域の特性を生かした新たな子育て・子育て支援の新たな展開が期待されます。

(1) 地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合（再掲）

地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合は、平成30年度では64.5%となっています。なお、最近3年の動向をみると、平成28年度の67.1%をピークにやや減少傾向となっています。



資料：市民意向調査（平成31年度調査）

取組の
方向性

- ① 子育て・子育て支援のための人材育成を進めます。
- ② 地域に根ざした子育て・子育て支援活動とネットワークづくりを進めます。

取組
項目

②子育て・子育て支援のための人材育成

136	地域の子育て支援者の育成	◆継続◆
取組内容	子育て・子育て支援に関する講座や研修等を開催し、地域の子育て支援者の育成とスキルアップに取り組みます。特に、シニア世代や育児経験者が知恵や経験を生かし、地域で活躍できるよう、情報提供や人材育成等を進めます。	市民 協働
担当課	子育て推進課、子ども家庭支援センター、協働推進課、生涯学習推進センター、福祉総務課	
主な事務事業	夢育て・たちかわ子ども21プランの推進（事業実施関連） 子育て支援啓発事業、子ども未来センター管理運営事務(子育て支援啓発事業) 子ども未来センター管理運営事務(市民活動機能)、市民活動センター事業 成人対象事業、生涯学習市民リーダー登録制度事務、地域福祉推進事業	
137	地域を担う青少年の育成活動の支援	◆継続◆
取組内容	将来の地域を担う人材の育成として、年少リーダーからジュニア・リーダー、青年リーダー、育成者・指導者へ導く、子ども会連合会による育成活動を支援します。	市民 協働
担当課	子ども育成課	
主な事務事業	少年団体リーダー研修事業、青少年活動奨励事業	
138	青少年の地域活動への参加促進	◆継続◆
取組内容	地域行事やボランティア活動などに、高校生や大学生が参画しやすい環境づくりを進めます。また、地域と連携して、中学生・高校生によるジュニア・リーダー団体の自主運営を支援するとともに、地域において活躍できる機会の拡充に努めます。	市民 協働
担当課	子ども育成課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	青少年活動奨励事業、子ども対象事業	
75	(再掲)子育てサークル等による仲間づくりの促進	◆継続◆
取組内容	子育てサークルの活動支援や児童館の親子サークル事業を通じて、親子のふれあいや親同士の仲間づくりを促進します。また、既存の子育てサークル等への情報提供等を行い、サークルの活性化を図ります。	市民
担当課	子ども家庭支援センター、子ども育成課	
主な事務事業	子育て支援啓発事業、子ども未来センター管理運営事務（子育て支援啓発事業）児童館民間運営事業	

③地域に根ざした子育て・子育て支援活動とネットワークづくり

139	ウドラ夢たち基金との連携	◆新規◆
取組内容	市内の子どもたちの夢をかたちにする事業等に、連携して取り組みます。	協働
担当課	子育て推進課	
主な事務事業	夢育て・たちかわ子ども 21 プランの推進（事業実施関連）	
140	多様な事業主体の連携による子育て・子育て支援	◆継続◆
取組内容	地域が主体となった子育て・子育て支援を促進し、全ての人々が子どもの気持ち、意見を尊重した育ちを支えるという意識を高めます。また、企業や大学等の民間組織、地域の市民と連携し、地域の特性を生かした居場所づくりなど、子育て支援の充実に努めます。	協働
担当課	子育て推進課、子ども家庭支援センター、男女平等参画課、協働推進課、福祉総務課	
主な事務事業	夢育て・たちかわ子ども 21 プランの推進（事業実施関連）、子育て支援啓発事業 男女平等参画推進事業（たちかわ男女平等フォーラムほか） 市民活動センター事業、子ども未来センター管理運営事務（市民活動機能） 地域福祉推進事業	
52	(再掲)地域ボランティアの活用	◆継続◆
取組内容	学校において地域の教育力を生かすため、保護者や地域の中から学校支援ボランティアを募り、生活や学習の支援、部活動の指導、環境整備、登下校時の見守りなどにおける活用を進めます。また、ボランティアの育成・登録や学校との調整など、活用のしくみづくりを進めるとともに、地域と学校との連携を強化します。	市民 協働 応援
担当課	指導課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	地域ボランティア等活用、学校支援ボランティア事業 生涯学習市民リーダー登録制度事務、地域学校連携事業	
53	(再掲)大学と連携した学校支援	◆継続◆
取組内容	学校において、大学生の活力と行動力を生かすため、近隣の大学と連携した学生インターンシップ事業を拡充するとともに、学生ボランティアによる学習支援や心理学・教育学専攻の大学院生による相談支援を実施します。	協働
担当課	指導課	
主な事務事業	教育事業事務、学力向上事務	
141	子育て・子育て支援団体の活動情報の収集と発信	◆継続◆
取組内容	子育て・子育てに関わるグループや団体の活動情報を収集し、既存団体や活動に参加したい市民等に提供します。	協働
担当課	子育て推進課、子ども家庭支援センター、協働推進課、生涯学習推進センター	
主な事務事業	夢育て・たちかわ子ども 21 プランの推進(事業実施関連)、子育て支援啓発事業 市民活動センター事業、社会教育団体登録制度事務	

142	子育て・子育て支援団体のネットワーク化に向けた支援	◆継続◆
取組内容	子育て・子育てに関わるグループや団体が交流する機会を設け、活動のネットワーク化を支援し、団体間の支援・連携、経験やノウハウの共有・活用を進めます。	協働
担当課	子育て推進課、子ども家庭支援センター、協働推進課	
主な事務事業	夢育て・たちかわ子ども21プランの推進(事業実施関連)、子育て支援啓発事業 市民活動センター事業、子ども未来センター管理運営事務(市民活動機能)	

夢たちコラム

ウドラ夢たち基金の誕生

わたしたちはたちかわの子どもたちが夢を形にすることを応援します。

「あったらいいな、こんなもの」「できたらいいな、こんなこと」子どもたちのそんな願いを形にする取組を、資金面でバックアップします。

『夢育て・たちかわ 子ども21プラン』の理念「子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに」のもと、この思いと願いを共有してくださる同志を募り、大らかで広い心で子ども達を見守りともに歩いていく団体として、ここに「ウドラ夢たち基金」を立ち上げます。

〈設立趣意書より〉

2018年4月18日、市民が立ち上げたウドラ夢たち基金は、同年4月24日立川市と「市民団体ウドラ夢たち基金と立川市の連携及び協力に関する協定」を締結。子どもたちの夢の実現のために基金を設立することは、2005年(平成17年)第一次プラン策定時に市民が実現する施策として書き込まれていた。

計画策定に関わった市民を中心に、このプランの実現を市民サイドから取り組む団体として「夢たち応援団」が組織され、その中に「基金設立準備委員会」も設けられた。しかし、残念ながら夢たち応援団は設立後10年を一区切りとして2016年度で解散。準備委員会が受け入れていた資金が宙に浮いてしまうことになった。

そもそも基金を構想したのは、計画づくりに関わる中で、子どもたちが発想した夢を実現するための資金面でのサポート。基本にあるのは、子どもの権利の尊重である。子どもたちひとりひとりが今を生きる対等の仲間であり、自分たちの発想や行動で世の中をよりよく変えることが出来ることを実感して欲しい。10年間動かなかった基金構想を具体化するために、旧夢たち応援団メンバーの他、地元の企業や、理論的な後ろ盾となってくくださる学識の先生方に声を掛け、資金を受け継ぐことにした。

子どもたちから実現したい夢の提案を募り、プレゼンテーション、採否決定をしているが、行政からの補助金はゼロ。継続的な資金確保が困難なのは他団体と同様である。現在は地元企業等から寄付を集め、地域イベントでも募金を呼びかけているが、今後は何かしらの make money の仕組みを考え出さなければいけない。

子どもたちの時間が細切れになっっていることも悩みの種。採択に困るほど、実現したい夢の企画がたくさん提案されるのが理想だが、何人かで集まってやりたいことを案にまとめ、さらに実現にまでもっていくことは、今の子どもたちにはハードルが高い様子で、かなり手厚い伴走がないと難しいようだ。

実現事例の蓄積が、子どもたちにイメージと夢とやる気を持たせてくれると信じている。

成果指標	現状 (平成 30(2018)年度)	目標値 (令和 6(2024)年度)
地域で子どもを育てる取組・活動が 活発であると感じている市民の割合 (再掲)	64.5%	68.0%

主な取組指標	実績 (平成 30(2018)年度)
ジュニア・リーダーの人数①中学生②高校生③育成者・指導者	① 154人 ② 98人 ③ 2,166人
生涯学習市民リーダー登録者数(延べ)	156人
社会教育関係団体のうち親子参加可となっている団体の割合	56%
子ども未来センターの協働事務室登録団体数	調整中

第5章 教育・保育等の量の見込みと 確保方策(子ども・子育て支援事業計画)



第5章 教育・保育等の量の見込みと確保方策(子ども・子育て支援事業計画)

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 本市の教育・保育提供区域

本市が定める教育・保育提供区域は、適正な需給調整と安定的なサービスの提供が可能となるよう、市内全域を1区域として設定します。ただし、施設や事業の整備にあたっては、地域ごとの人口動態や需要の推移を十分に踏まえて実施します。

子ども・子育て支援法の規定により、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定した上で、区域ごとに幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の必要量を算出するとともに、事業の内容や実施時期を示すことになっています。

(2) 人口推計

本市の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出には、「立川市第4次長期総合計画策定のための将来人口推計調査」の推計人口を用いています。各年度の人口は以下の通りです。

表 立川市の推計人口(人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0歳	1,390	1,377	1,366	1,355	1,345
1歳	1,452	1,436	1,420	1,406	1,393
2歳	1,444	1,459	1,443	1,427	1,412
3歳	1,515	1,457	1,472	1,455	1,438
4歳	1,566	1,512	1,455	1,471	1,453
5歳	1,493	1,563	1,509	1,453	1,468
6歳	1,520	1,495	1,564	1,511	1,454
7歳	1,527	1,519	1,493	1,563	1,509
8歳	1,463	1,525	1,517	1,492	1,561
9歳	1,518	1,472	1,534	1,526	1,500
10歳	1,484	1,523	1,476	1,538	1,529
11歳	1,527	1,482	1,521	1,474	1,536
0～2歳	4,286	4,272	4,229	4,188	4,150
3～5歳	4,574	4,533	4,437	4,378	4,359

各年4月1日現在の人口

2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

0歳児、1・2歳児の教育・保育については、量の見込みに対し若干の不足が見込まれるため、保育所の定員増などの確保方策を計画的に実施し、不足の解消に取り組みます。3～5歳児の教育・保育については、量の見込みに対し、十分な確保が可能であると推計しています。

(1) 0歳児

0歳児は、保育の利用率増加の見込みが子ども数の減少の見込みを上回るため、量の見込みはやや増加する可能性があります。

表 過去の推移（人）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量	328	390	372	333	369
確保策	324	346	354	359	367

表 将来の見込み（人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	361	372	382	393	404
確保策	372	377	380	380	380
確保策② (企業主導型地域枠を含む)	404	409	412	412	412
②-①	43	37	30	19	8

※「確保策」は前回の計画と同様に、認可保育所・認証保育所の確保定員数ですが、「確保策②」として、企業主導型保育事業所の地域枠を含んだ値も提示しています。

(2) 1・2歳児

1・2歳児は、保育の利用率が近年の状況の伸びに近い形で伸び続けると、令和4年以降、需要に対して不足する可能性があります。

表 過去の推移（人）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量	1,356	1,311	1,554	1,446	1,472
確保策	1,170	1,202	1,424	1,552	1,550

表 将来の見込み（人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	1,448	1,506	1,546	1,586	1,627
確保策	1,521	1,530	1,541	1,543	1,543
確保策② (企業主導型地域枠を含む)	1,639	1,648	1,659	1,661	1,661
②-①	191	142	113	75	34

※「確保策」は前回の計画と同様に、認可保育所・認証保育所・定期利用分の確保定員数ですが、「確保策②」として、企業主導型保育事業所の地域枠を含んだ値も提示しています。

(3) 3～5歳（教育・保育1号・2号認定・幼稚園等・保育所等）

3～5歳児の教育・保育1号・2号認定は、現在の利用率（99%）がそのまま移行すると予測して推計しました。その結果、今後子ども的人数が減少していくこともあり、令和6年まで見込量は少しずつ減少していくと推計されます。女性の社会進出の伸び等を鑑み、教育・保育2号認定については現状維持としました。全体として量の見込に対する確保策は充足していると考えられます。

なお、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、新設された施設利用1号、2号（いわゆる新1号、新2号）認定は教育・保育認定と重なる部分が多くなっています。今後、幼稚園、保育所の申込状況は変化していく可能性があります。

表 過去の推移（人）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量	4,440	4,450	4,504	4,552	4,513
確保策	4,763	4,810	4,723	4,557	4,877

表 将来の見込み（人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	4,528	4,487	4,393	4,334	4,315
1号認定	2,018	1,977	1,883	1,824	1,805
2号認定	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510
確保策	4,877	4,889	4,907	4,907	4,907
確保策② (企業主導型地域枠含む)	4,910	4,922	4,940	4,940	4,940
②-①	382	435	547	606	625

※「確保策」は前回の計画と同様に、認可保育所・認証保育所・定期利用分の確保定員数ですが、「確保策②」として、企業主導型保育事業所の地域枠を含んだ値も提示しています。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法の規定により市町村が実施する事業です。

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するものです。

市内では、平成31年度に2か所が整備されています。

今後、子育て世代包括支援センターを1か所、現行設備を改良しながら対応します。

■利用者支援事業 量の見込みと確保策■

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み ①	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
確保策②		2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業

本事業は、保育認定を受けた子どもを対象に、認定こども園や認可保育所等において、通常の利用日以外の日や利用時間外の時間に保育を行う事業です。

現在、保育所利用数の20%程度が利用していることから、同程度の需要があると見込みました。在園児を対象とする事業であり、確保策は充足していると考えられます。

◆延長保育の利用児童数（人）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
平均利用数/月 (合計)	706	706	754	829

■延長保育事業 量の見込みと確保策■

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み 利用児童数/月 ①	835	840	845	850	855
確保策②	835	840	845	850	855
②-①	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業及び放課後居場所づくり事業（学童保育所）

本事業は、共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供して、その健全育成を図るための事業です。

令和6年度では、低学年が1,953人、高学年が280人と推計しました。

今後、現計画で整備予定の施設については、順次整備を行うとともに、不足分については関係機関と連携して、その地域に最も適した手法で施設整備を行います。

表 学童保育所の利用状況（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
申請者数	1,739	1,796	1,895	1,946	1,987
利用可能数	1,604	1,643	1,728	1,800	1,891
不足分	135	153	167	146	96
待機者数	231	200	217	210	211

表 学童保育所の学年別入所児童数（人）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
利用者数	669	532	368	165	29	13	1,776

《量の見込みと確保策の考え方》

■放課後児童健全育成事業及び放課後居場所づくり事業 量の見込み■

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
6歳	708	712	760	749	736
7歳	624	636	641	686	678
8歳	446	480	493	500	539
9歳	216	209	218	217	213
10歳	47	49	47	49	49
11歳	18	18	18	18	18
低学年	1,778	1,828	1,894	1,935	1,953
高学年	281	276	283	284	280
合計①	2,059	2,104	2,177	2,219	2,233
確保策②	1,891	2,001	2,131	2,201	2,233
②-①	-168	-103	-46	-18	0

(4) 子どもショートステイ（子育て短期支援）事業

保護者の入院や仕事、育児疲れ等により、家庭における養育が一時的に困難となった児童を対象に、児童養護施設において、必要な期間の養育を行います。

今後は保護者や子育て支援に係る関係者を対象にサービスの周知を図ることで、利用増加を見込みます。また、定員を1日当たり3人として運用してまいります。

表 ショートステイ利用状況

	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用児童数(人日)	-	326	282	170	140
利用可能量(人日)	730	1,095	1,095	1,095	1,095

■子育て短期支援事業 量の見込みと確保策■

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人日)①	360	360	400	400	400
確保策②	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
②-①	735	735	695	695	695

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

本事業は、生後4か月を迎える日までの赤ちゃんのいるすべてのご家庭を、助産師・保健師が訪問するサービスです。

本事業は、全戸訪問を基本とする事業のため、人口推計の出生数を対象者数とします。そのため、人口推計における各年度の0歳児の人数と同じとします。

今後、本市においても全国的な傾向と同様に、出生数の減少が見込まれることから、訪問数はやや減少することが予測されますが、社会情勢や市の各種施策の影響により、出生数が上下することもあります。

表 出生数と訪問数

	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問数	1,295	1,473	1,356	1,402	1,407

*本事業は、平成24年10月より開始

■乳児家庭全戸訪問事業 量の見込みと確保策■

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	1,390	1,377	1,366	1,355	1,345
確保策②	1,390	1,377	1,366	1,355	1,345
②-①	0	0	0	0	0
確保策	実施体制：正規職員1人、嘱託職員4人、訪問指導員11人 実施機関：健康推進課				

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を対象に、保健師等が居宅を訪問し、専門的な指導・助言等を行うとともに、必要に応じ、養育支援計画書を作成し、育児・家事援助のためのヘルパーを派遣します。

母子保健や学校等の関係部署、また病院等の関係機関との連携をさらに強化することで平成30年度実績値の50%増を見込みます。

確保策については、子ども家庭支援センター子ども家庭相談係の保健師と地区相談員、また、ヘルパー派遣を行う民間事業者と連携して対象家庭の支援を行います。

表 訪問実家庭数

	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
世帯数	68	47	47	41	53

■養育支援訪問事業 量の見込みと確保策■

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(世帯数)①	60	65	70	75	80
確保策②	60	65	70	75	80
②-①	0	0	0	0	0

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

本事業は、公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施するものです。

現状で年間9万人以上の利用があることを考慮し、令和2・3年に新規施設の整備を行うことでより利用しやすい環境をつくり、多くの保護者が安心して本サービスを利用できるようにします。

表 子育てひろばの実施状況

	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
か所数	12	13	13	14	14
利用実績	-	85,008	88,909	93,543	89,205

■地域子育て支援拠点事業 量の見込みと確保策■

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	89,500	90,000	95,000	95,000	95,000
確保策②	89,500	出前1新設 90,000	常設1新設 95,000	95,000	95,000
②-①	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

本事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、**幼稚園**や保育所その他の場所において、一時的に預かるものです。

①幼稚園在園児を対象とする一時預かり

幼稚園の預かり保育の利用者は、増加傾向となっています。預かり保育には、幼稚園型一時預かり事業と、私学助成による預かり保育の2事業があり、合わせて算出すると平成30年度で約55,000人となります。

保育の必要性により、幼稚園在園児の一時預かりも無償化の対象となるため、2号利用の増加が見込まれます。

表 幼稚園の預かり保育の状況

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
幼稚園型一時預かり延べ利用者/年	25,918	25,116	26,491	35,300
私学助成による預かり保育延べ利用者/年	21,116	24,464	20,367	19,393
合計	47,034	49,580	46,858	54,693

■一時預かり事業（幼稚園在園児） 量の見込みと確保策■

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み ①	1号利用	14,197	14,068	13,772	13,589	13,530
	2号利用	45,803	45,932	46,228	46,411	46,470
確保策②		60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
②-①		0	0	0	0	0

* 1号利用：教育のみ利用で、不定期に預かり保育を利用する

* 2号利用：就労等で保育の必要性ありだが、幼稚園の預かり保育を定期的に利用することで対応

②幼稚園在園児を対象とする一時預かり以外（保育所等）

一時預かり事業は、やや減少傾向となっています。また、ファミリー・サポート・センター事業も平成 28 年度をピークにやや減少傾向となっています。

一時預かり事業については、実績値として、過去の最大値に近い 9,000 人日を設定しました。現在受け入れ可能な人数はすでに確保されているため、民営化する園での一時預かりを実施することで、利便性を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業の利用件数は減少傾向ですが、近年の実績値を基に見込み量を設定します。依頼会員は増加傾向、援助会員は横ばいの状況ですが、できるだけ依頼会員の希望にそってマッチングを行い、確保に努めます。

表 保育所等での預かり保育

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
一時預かり事業 (幼稚園以外)	8,042	7,476	6,691	6,637
ファミリー・サポート・ センター	758	1,261	1,014	941

■一時預かり事業（幼稚園在園児以外） 量の見込みと確保策■

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①		9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
確保策②	一時預かり事業 (幼稚園以外)	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
	子育て援助活動 支援事業	-	-	-	-	-
②-①		0	0	0	0	0

(9) 病児・病後児保育事業

本事業は、保育を必要とする乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育するものです。

現在の利用状況は、施設型病児保育が主となっています。利用者数はやや減少傾向となっています。

利用のピークであった平成 29 年度の実績値に近い 1,600 人日を令和 2 年度以降の需要として見込みました。

ファミリー・サポート・センター事業では近年の利用状況で最も多かった件数を見込み量とします。依頼会員は増加傾向、援助会員は横ばいの状況ですが、できるだけ依頼会員の希望にそってマッチングを行い、確保に努めます。

表 病児保育室の利用状況

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
施設型病児保育	1,369	1,595	1,601	1,473
体調不良時対応事業	-	-	-	-
ファミリー・サポート・センター事業	8	4	30	15

■病児・病後児保育事業 量の見込みと確保策■

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①		1,600	1,600	1,600	1,600	1600
確保策②	病児保育	1,600	1,600	1,600	1,600	1600
	子育て援助活動支援事業	-	-	-	-	-
②-①		0	0	0	0	0

(10) 子育て援助活動支援事業（就学児の放課後の居場所として分）

本事業は、乳幼児や小学生等の児童の預かり等を希望する依頼会員と、**子育ての手助けができる援助**を希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行うものです。

就学児の利用は減少傾向で、援助会員数は横バイとなっており、平成 30 年度の活動件数を基に見込み量を設定します。依頼会員は増加傾向、援助会員は横バイの状況ですが、できるだけ依頼会員の希望にそってマッチングを行い確保に努めます。

表 ファミリー・サポート・センター活動件数

	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	9,119	8,501	8,855	8,318	7,722

表 ファミリー・サポート・センター活動件数（就学児童の預かり分）（今回の推計対象分）

	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	729	566	673	705	444

■子育て援助活動支援事業 量の見込みと確保策■

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	500	500	500	500	500
確保策②	500	500	500	500	500
②-①	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健診

妊娠中の定期健診が 14 回、指定医療機関で対象となる診査を無料で受けられるものです。

対象者数は、各年度の 0 歳児の人数と同一とします。

健診回数は、平成 30 年度の 1 人当たりの受診回数の平均 11.3 回として設定します。

表 妊婦健診の状況

	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	1,532	1,507	1,510	1,556	1,425

■ 妊婦健診 量の見込みと確保策 ■

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み ①	対象者数	1,390	1,377	1,366	1,355	1,345
	健診回数	15,707	15,560	15,436	15,312	15,199
確保策		実施場所: 委託医療機関 検査項目: 尿検査、血圧測定、診察等 実施時期: 通年				
確保策 ②	対象者数	1,390	1,377	1,366	1,355	1,345
	健診回数	15,707	15,560	15,436	15,312	15,199
②-①	対象者数	0	0	0	0	0
	健診回数	0	0	0	0	0

* 確保策には、実施場所、何人体制で実施するか、検査項目、実施時期、などを記入（手引書による）。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

本事業は、低所得世帯等を対象に、幼稚園などの実費徴収に係る費用の一部を補助するものです。

立川市では、新制度未移行幼稚園を利用する年収 360 万円未満相当の世帯の子どもと小学校 3 年生から数えて 3 人目以降の子どもを対象に副食材料費を補助します。令和元年 10 月から事業を実施しています。

4. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 質の高い教育・保育の提供

幼児期の教育・保育については、乳幼児期の発達・学びの連続性や人格形成の基礎を培うものであることに留意し、より質の高い提供体制が求められています。

本市においては、教育・保育を担う幼稚園教諭と保育士等の資質向上のために、研修や処遇改善などの取組を支援し、人材の育成・確保を推進します。

(2) 教育・保育施設等の連携

教育・保育施設である認定こども園や幼稚園、認可保育所が、家庭的保育事業や小規模保育事業等と相互に補完・連携することにより、幼児期の教育・保育の量を確保し、その質も向上することにつながります。また、家庭的保育事業等を利用した満3歳未満の子どもは、満3歳以降に切れ目なく教育・保育施設に移行する必要があることから、両者間の情報共有と連携を促進します。

幼・保・小(認定こども園・幼稚園・保育所・小学校)連携については、教育・保育の連続性を確保し、子どもたちの発達や学び全般にわたる連携を進めるため、園児と児童の交流や合同研究、教職員等の意見交換などを促進します。

(3) 認定こども園の普及に関する考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等に関わりなく、柔軟に子どもを受け入れられる施設として位置付けられています。

本市においても、教育・保育の一体的な提供を進めるため、量の見込みや設置者の意向、地域の実情を踏まえ、認定こども園の普及を推進します。

第6章 プランの推進体制



第6章 プランの推進体制

子育て・子育て当事者や子育て支援者など、市民が深く関わって策定されたこのプランは、市民との協働の視点から、市民とともに考え、取り組む姿勢を常に保ち、着実に進める必要があります。そのために、施策目標の1つに「地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します」を掲げています。このプランをさらに推進していくため、進捗状況の管理や取組の検証・評価のしくみを次のとおり構築します。

(1) 夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議によるプランの推進

第1次・第2次、第3次プランと同様に、子どもを含む市民や子育て・子育て支援者を委員とする夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議が、このプランの実施状況を把握・検証し、必要に応じ、提言等も行いながら、このプランを推進します。

(2) 庁内の推進本部による全庁的・横断的なプランの推進

このプランの策定にあたっては、市長を本部長とする夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進本部において審議するとともに、子どもに直接関係する部課をはじめとして、子どもに影響を及ぼすと思われる部課も加わり、検討を進めました。

引き続き、推進本部を中心に関連部課が連携し、全庁的・横断的にこのプランの実現を進めます。

(3) 行政評価制度も活用した評価・検証

このプランは、第4次長期総合計画の後期基本計画と施策体系を整合させました。後期基本計画を進行管理する行政評価制度も活用し、このプランの施策目標や取組内容を評価・検証します。

(4) 広報やホームページ等を通じたプランの実施状況等の公表

このプランの取組項目の実施状況や成果指標の目標達成状況について、子どもも含めて、市民にわかりやすく工夫し、広報やホームページ等を通じて公表します。